

---

第79回国民スポーツ大会

---

わたSHIGA輝く国スポ

# 競技運営準備マニュアル

令和4年（2022年）3月（第2版）

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会  
滋賀県開催準備委員会



# 目 次

- 競技運営準備マニュアルについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 各業務の概要
  - 1 大会実施要項・競技別実施要項作成業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
  - 2 競技日程・組合せ表、プログラム作成業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
  - 3 参加申込み・組合せ抽選会業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
  - 4 表彰関係業務・・ 13
  - 5 競技役員等養成業務・・ 16
  - 6 競技役員等編成業務・・ 19
  - 7 記録業務・・ 23
  - 8 競技用具整備業務・・ 26
  - 9 競技別リハーサル大会開催業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
  - 10 公開競技実施業務・・ 33
  - 11 デモンストレーションスポーツ実施業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
  - 12 練習会場選定業務・・ 39
  - 13 自衛隊協力要請業務・・ 42

○関係資料集（別冊）※関連する業務番号は、各業務の概要番号に準じる。

**参考資料集①**（公財）日本スポーツ協会関連資料

関連する業務項目番号	関連資料
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	（公財）日本スポーツ協会 国民体育大会開催基準要項（抜粋）
1. 2. 4. 7. 10.	（公財）日本スポーツ協会 国民体育大会開催基準要項細則（抜粋）
6.	国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準
7.	国民体育大会記録情報処理要項
9.	今後の国体の簡素化に関する基本的方向
10.	国民体育大会公開競技実施基準
10.	第70回（2015年）以降の公開競技における実施規模等の考え方について
11.	国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準

**参考資料集②** 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会関連資料

関連する業務項目番号	関連資料
全て	第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針
全て	第79回国民スポーツ大会競技運営基本方針
全て	第79回国民スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針
全て	第79回国民スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担細目
4.	第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会式典式典基本構想（抜粋）
5.	第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本方針
5.	第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本計画
6.	第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会競技役員等編成基本方針
7.	第79回国民スポーツ大会記録業務基本方針
8.	第79回国民スポーツ大会競技用具整備基本方針
8.	第79回国民スポーツ大会競技用具整備要項
9.	第79回国民スポーツ大会競技別リハーサル大会開催基準要項
9.	第79回国民スポーツ大会競技別リハーサル大会運営要領
10.	第79回国民スポーツ大会公開競技実施基本方針
11.	第79回国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ実施基本方針

# 競技運営準備マニュアルについて

## 1 はじめに

このマニュアルは、県準備（実行）委員会（以下「県」という。）、会場地市町準備（実行）委員会（以下「会場地市町」という。）および県競技団体の三者が共通理解のもと、（公財）日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）、中央競技団体、関係機関等と協力しつつ、競技会の運営準備業務を適切かつ円滑に推進していくための参考資料として作成したもので、現段階で把握できる業務の概要と基本的な流れを示したものである。

## 2 構成および内容

業務ごとに、「業務の概要」「業務推進上の留意点」「業務の流れ」「関係資料」の内容で構成している。

### （1）業務の概要

業務内容、業務実施主体者（◎で記載）及び業務実施協力者（○で記載）を記載している。

### （2）業務推進上の留意点

業務を推進する際の留意点を記載している。

### （3）関係資料

業務推進の参考となる関係資料を記載している。（方針、計画、要項等）

### （4）業務の流れ

日本スポーツ協会、中央競技団体、県、会場地市町、県競技団体の業務分担および業務手順等を年度別にフローチャートにして記載している。

## 3 活用上の留意点

（1）各事項の細部については、会場地市町と県競技団体等関係機関の間で十分に調整を図りながら準備を進めること。

（2）日本スポーツ協会および中央競技団体との調整、承認が必要な事項については、記載された時期に遅れないように準備を進めること。

（3）このマニュアルの内容について、不明な点等が生じた場合は、県と協議して準備を進めること。

（4）「国民体育大会開催基準要項」および「同細則」等、競技会運営準備に関係する規則・方針等の改訂があった場合は、それに準じて準備を行うものとする。

4 全体スケジュール概要

業務名	R2まで (5年前以前)	R3:2021 (4年前)	R4:2022 (3年前)	R5:2023 (2年前)	R6:2024 (1年前)	R7:2025 (開催年)
<イベント等>	開催内定(R2) ※令和7年開催	東京オリ・パラ	開催決定 栃木国体	鹿児島国体	リハ大会開催 佐賀国スポ パリオリ・パラ	本大会開催
1.大会実施要項・ 競技別実施要項作成				→ R6まで		
2.競技日程・組合せ表、 プログラム作成				→ 開催前まで		
3.参加申込み・ 組合せ抽選会				→ 開催前まで		
4.表彰関係				→ 国スポ終了まで		
5.競技役員等養成	競技役員		競技補助員等	→ 開催前まで		
6.競技役員等編成				→ 開催前まで		
7.記録				→ 国スポ終了まで		
8.競技用具整備				→ 開催前まで		
9.競技別リハーサル大会開催					開催前まで	
10.公開競技実施						競技会終了まで
11.デモンストレーションスポー ツ実施		会場地選定		→ 競技会終了まで		
12.練習会場選定				→ 開催前まで		
13.自衛隊協力要請						国スポ終了まで

※このスケジュールは現時点での見込みであり、今後変更する場合がある。

## 1 大会実施要項・競技別実施要項作成業務

県、会場地市町および県競技団体は、「国民体育大会開催基準要項」および「同細則」の定めによる大会実施要項および競技別実施要項について、日本スポーツ協会および中央競技団体と調整を図りながら作成する。

### 1 業務の概要

年度 (逆年)	業務名	内 容	県	会 場 地 市 町	県 競 技 団 体	中 央 競 技 団 体
2022 (3年前)	競技別実施要項作成要領の作成	県は、市町説明用の競技別実施要項作成要領を作成する。	◎			
2022~2023 (3年前~ 2年前)	競技別実施要項(案)の作成、取りまとめ	① 作成の説明 県は、大会実施要項に記載する競技別実施要項について会場地市町に対して作成を依頼する。依頼にあたっては、作成目的、作成方法、記載内容、作成計画、規格等を内容とする作成要領を会場地市町へ提示する。	◎			
		② 案の作成 会場地市町は、県が提示する作成要領に基づき、県競技団体と協議のうえ（県競技団体は中央競技団体と協議）、競技別実施要項（案）を作成し、県へ提出する。		◎	○	○
		③ 取りまとめ 県は、会場地市町が作成した各競技別実施要項（案）を取りまとめ、日本スポーツ協会へ提出する。	◎			
2023 (2年前)	大会実施要項総則(案)の作成	県は、大会実施要項総則(案)を作成し、日本スポーツ協会国体委員会の承認を受ける。	◎			
2024 (1年前)	大会実施要項の作成	県は、会場地市町が競技団体と調整し作成した競技別実施要項(案)と、日本スポーツ協会が中央競技団体に依頼し作成された競技別実施要項(案)を基に、大会実施要項(案)を作成のうえ、日本スポーツ協会へ提出し、日本スポーツ協会国体委員会の決定を経て、大会実施要項を作成・配布する。	◎	○	○	○
	競技別実施要項の作成	会場地市町は、日本スポーツ協会国体委員会で決定した大会実施要項に基づき、競技別実施要項を作成・配布する。		◎	○	

年度 (逆年)	業務名	内 容	県	会場地市町	県競技団体	中央競技団体
2025 (開催年)	大会実施要項の HP 公開	県は、大会実施要項を県ホームページに公開する。	◎			
	競技別実施要項 の HP 公開	会場地市町は、競技別実施要項を市町ホームページに公開する。		◎		

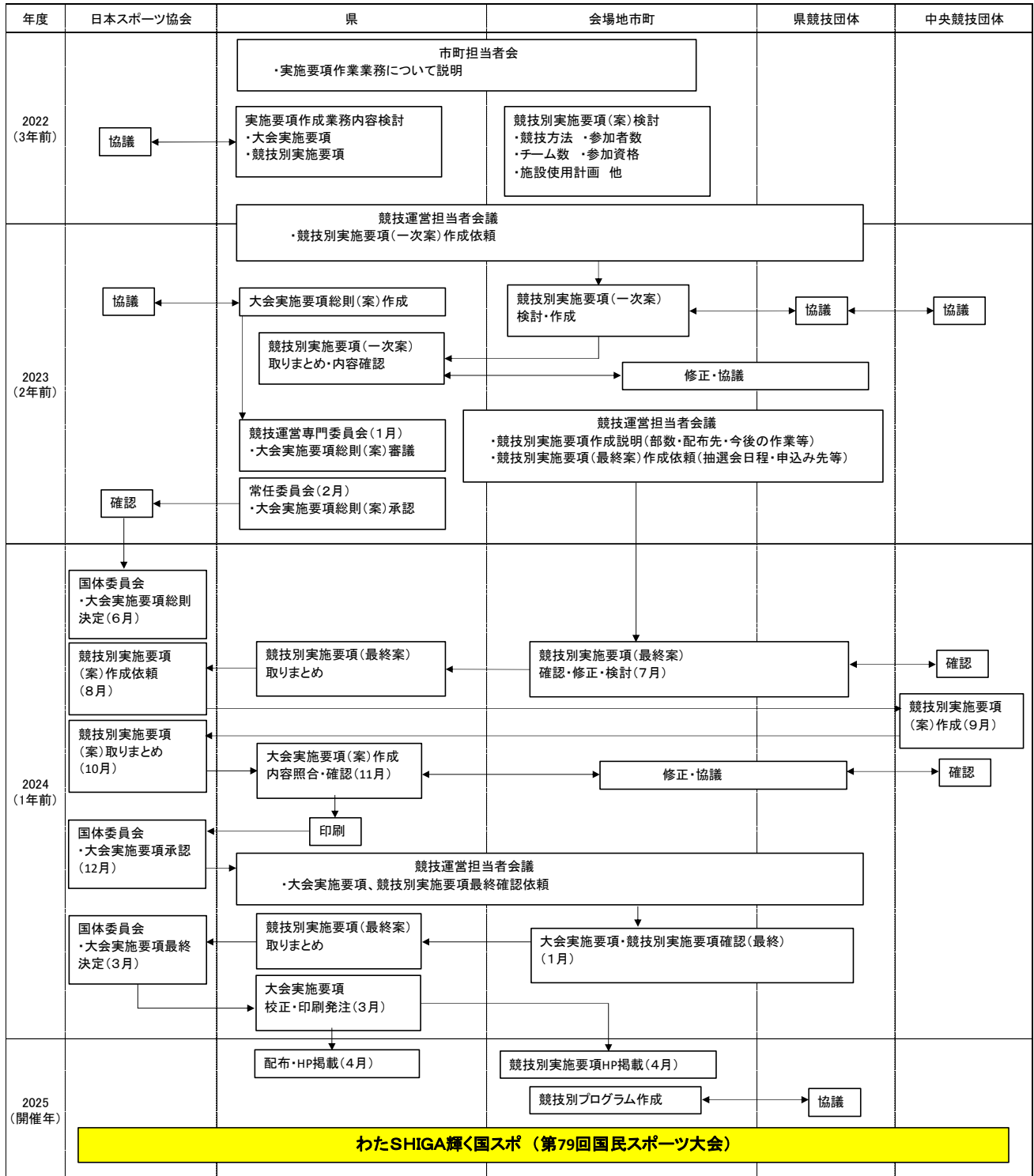
## 2 業務推進上の留意点

- (1) 会場地市町は、競技別実施要項の作成にあたっては、中央競技団体および県競技団体と十分協議のうえ、配布形態等について決定することとし、可能な限りホームページへの掲載等により簡素効率化を図ること。
- (2) 大会実施要項・競技別実施要項に記載する内容については、「国民体育大会開催基準要項細則 第 10 項（本則第 26 項（実施要項に記載する内容）」を参照すること。

## 3 関係資料

- (1) 国民体育大会開催基準要項（2021 年 12 月 9 日）→ 参考資料①P10  
「26 各競技の実施要項」
- (2) 国民体育大会開催基準要項細則（2021 年 12 月 9 日）→ 参考資料集①P22  
「10 本則第 26 項（実施要項に記載する内容）」

## 大会実施要項・競技別実施要項作成業務の流れ



※このスケジュールは、必要に応じて改訂する。



## 2 競技日程・組合せ表、プログラム作成業務

県、会場地市町および県競技団体は、日本スポーツ協会および中央競技団体と調整を図りながら、「国民体育大会開催基準要項」および「同細則」の定めによる競技日程、組合せ表、総合プログラムおよび競技別プログラムを作成する。

### 1 業務の概要

#### ○競技日程・組合せ表

年度 (逆年)	業務名	内 容	県	会 場 地 市 町	県 競 技 団 体	中 央 競 技 団 体
2023 (2年前) ～2024 (1年前)	競技日程・ 組合せ表の作成	① 案の作成 会場地市町は、県競技団体と協議のうえ（県競技団体は中央競技団体と協議）、案を作成し県へ提出する。		◎	○	○
2025 (開催年)		② 作成・印刷・配布 県は、会場地市町から提出された案を基に、大会実施要項との整合性に留意しながら、県案として取りまとめ、日本スポーツ協会の承認を得た後、「競技日程・組合せ表（案）」を作成・印刷・公開し、必要に応じて関係機関・団体に配布する。	◎			

#### ○総合プログラム

年度 (逆年)	業務名	内 容	県	会 場 地 市 町	県 競 技 団 体	中 央 競 技 団 体
2024 (1年前)	総合プログラムの作成	① 記載内容の検討・決定 県は、作成趣旨、具体的な記載内容、規格、作成部数および配布先、作成期限等の内容を、日本スポーツ協会と協議し、決定する。	◎			
2025 (開催年)		② 原稿の作成・編集 県は、文部科学省および日本スポーツ協会に挨拶原稿を、中央競技団体に公開競技の原稿を依頼するとともに、会場地市町および県競技団体の協力を得て、原稿を作成し、編集する。	◎	○	○	○
		③ 印刷・配布 県は、印刷完了後、関係機関・団体に配布する。	◎			

## ○競技別プログラム

年度 (逆年)	業務名	内 容	県	会 場 地 市 町	県 競 技 団 体	中 央 競 技 団 体
2025 (開催年)	競技別プログラムの作成	① 作成の説明 県は、作成趣旨、具体的な記載内容、規格、作成部数および配布先、作成期限等を内容とする作成要領を作成のうえ、会場地市町に対し説明する。	◎			
		② 原稿の作成・編集 会場地市町は、県競技団体の協力を得て、原稿を作成し、編集する。なお、日本スポーツ協会会長、文部科学大臣、県知事挨拶文などの全競技・行事に共通する原稿は県が取りまとめ、会場地市町に提供する。	○	◎	○	
		③ 印刷・配布 会場地市町は、作成期限に合わせて印刷を完了させ、関係機関・団体に配布するとともに、必要部数を県に提出する。 ※会場地市町の主な配布先：中央競技団体、競技会役員、競技役員、選手・監督、関係団体等		◎		
		④ 取りまとめ・配布 県は、すべての競技別プログラムを取りまとめ、日本スポーツ協会、後催県、都道府県体育・スポーツ協会、報道機関等へ配布する。	◎			

## 2 業務推進上の留意点

- (1) 競技日程・組合せ表は、総合プログラムおよび競技別プログラムの原稿となることを踏まえて作成すること。
- (2) 業務推進にあたって問題が生じた場合、会場地市町および県競技団体は、速やかに県に報告するとともに、中央競技団体と協議し解決にあたること。
- (3) プログラムの完成期日が大会開催直前となるため、適切なスケジュール管理の基に業務の推進を図ること。
- (4) プログラムの作成業務は、参加申込みおよび組合せ抽選会との関連が大きいいため、推進にあたっては事務処理手順等、事前の調整を十分に行うこと。
- (5) 経費節減のために、配布先を精査し、作成部数を必要最小限とするとともに、紙質の検討、再生紙の使用、印刷グレードの検討を行うこと。
- (6) 競技別プログラムには、監督会議会場、練習会場等も記載するため、原稿作成と合わせて会場等を検討すること。

(7) 公開競技に関することは、「10 公開競技実施業務」を参照すること。

※ 競技日程・組合せ表の公開・配布について

○組合せ抽選実施前まで

大会3か月前に「競技日程・組合せ表(案)」として県ホームページで公開

○組合せ抽選実施後

大会直前に、「総合プログラム」および「競技別プログラム」として配布

配布先：日本スポーツ協会、文部科学省、中央競技団体、後催県国スポ準備担当課、

大会役員、都道府県体育・スポーツ協会、県競技団体、会場地市町、

競技力向上対策本部、行幸啓関係者、大会記録本部、自衛隊、

報道関係者、正規視察員、県関係部局 等

### 3 関係資料

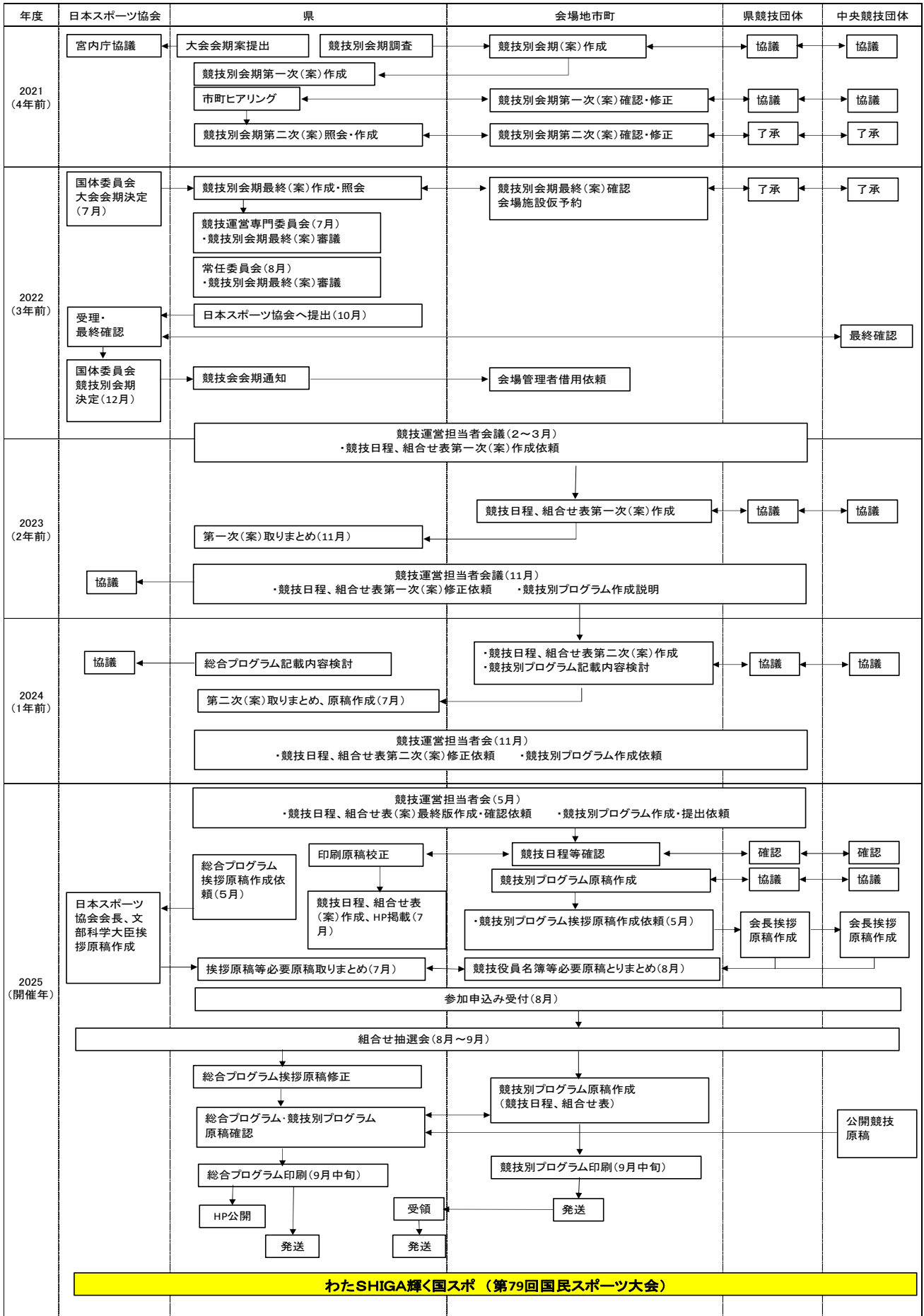
(1) 国民体育大会開催基準要項(2021年12月9日) → 参考資料集①P11

「30 プログラム」

(2) 国民体育大会開催基準要項細則(2021年12月9日) → 参考資料集①P23

「11 本則第30項第2号(プログラムに記載する内容)」

### 競技日程・組合せ表・プログラム作成業務の流れ



※このスケジュールは、必要に応じて改訂する。

### 3 参加申込み・組合せ抽選会業務

県、会場地市町および県競技団体は、日本スポーツ協会および中央競技団体と協議のうえ、「国民体育大会開催基準要項」および「同細則」の定めにより、参加申込書の受付を行うとともに、正式競技および特別競技の競技別組合せ抽選会を開催する。

#### 1 業務の概要

##### ○参加申込み

年度 (逆年)	業務名	内 容	県	会 場 地 市 町	県 競 技 団 体	中 央 競 技 団 体
2023~2024 (2年前~ 1年前)	参加申込受付・組合せ抽選会業務の概要説明	<p>県は、会場地市町および県競技団体に対し、日本スポーツ協会と協議し決定した事項や参加申込受付・組合せ抽選会業務の概要について説明を行う。</p> <p><b>【説明内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加申込書の受理について</li> <li>・記載内容の点検と連絡調整について</li> <li>・参加人員一覧表の作成について</li> <li>・最終人員の確認について</li> <li>・交代（変更）届の受理方法および県への報告について</li> <li>・組合せ抽選会について 等</li> </ul>	◎	○	○	
2024~2025 (1年前~ 開催年)	アカウント・パスワードの調査・発行および稼働テスト	<p>県は、会場地市町に対し業務担当者、アドレス作業場所等の調査を行い、日本スポーツ協会にアカウント・パスワード（参加申込みシステムにアクセスする際に必要）を申請する。</p> <p>県および会場地市町は、開催年に日本スポーツ協会からアカウント・パスワードの発行を受け、一定期間に稼働テストを行う。</p>	◎	○		
2025 (開催年)	参加申込受付・組合せ抽選会業務の詳細説明および参加申込受付業務マニュアルの説明	<p>県は、会場地市町および県競技団体に対し、参加申込受付・組合せ抽選会業務の詳細説明を行う。</p> <p>また、県は参加申込受付業務マニュアルを作成し、会場地市町および県競技団体に対し、参加申込受付業務の説明を行う。</p>	◎	○	○	

年度 (逆年)	業務名	内 容	県	会場地市町	県競技団体	中央競技団体
2025 (開催年)	参加申込書の受付	中央競技団体・県・会場地市町は、各都道府県体育・スポーツ協会が日本スポーツ協会所管の「国民体育大会参加システム」により入力した参加申込データファイルをダウンロードし、申込内容の整合性、記入等の点検・確認作業を行い、参加者を確定させる。 県と会場地市町は、受付業務マニュアルによる業務分担により、その後の事務処理を行う。	◎	○		○

### ○組合せ抽選会

年度 (逆年)	業務名	内 容	県	会場地市町	県競技団体	中央競技団体
2024~2025 (1年前～開催年)	組合せ抽選会にかかる説明	県は、会場地市町および県競技団体に対し、組合せ抽選会にかかる説明会を開催する。	◎	○	○	
2025 (開催年)	組合せ抽選会の開催	組合せ抽選会は、中央競技団体が主管する。 県競技団体は、組合せ抽選会に出席し、運営の協力をする。 会場地市町は、必要に応じて組合せ抽選会に出席し、運営の協力をする。 組合せ抽選会終了後、中央競技団体は速やかに県および会場地市町に抽選結果を引き渡し、県は総合プログラム、会場地市町は競技別プログラムを作成する。	○	○	○	◎

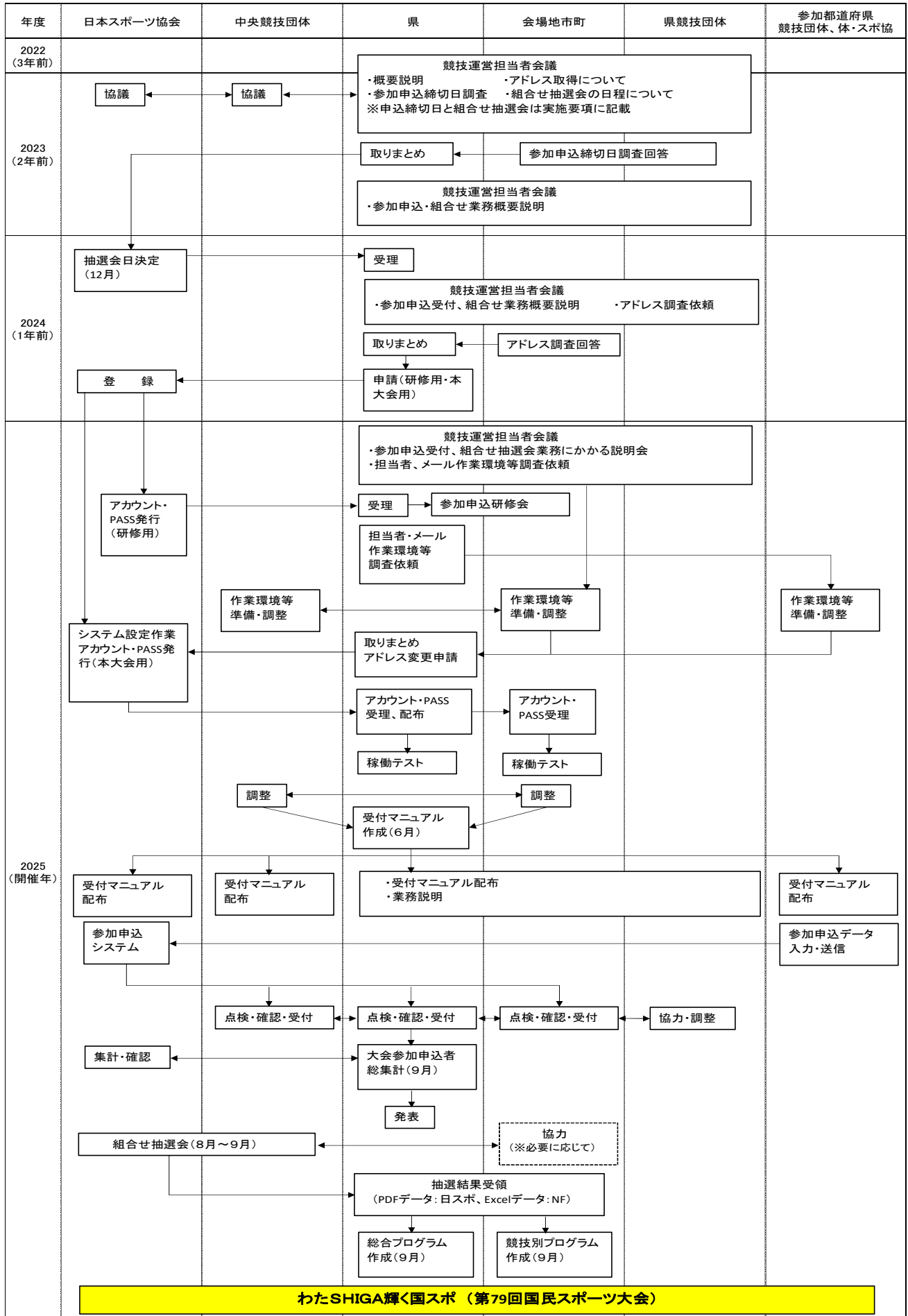
## 2 業務推進上の留意点

- (1) 国スポ開催年度には、業務が集中し、各競技の会議等の開催数も多くなるので、県、会場地市町および県競技団体の連携のもと、計画的に業務推進を図る。
- (2) 参加申込に関する内容については、「国民体育大会開催基準要項第27項（参加申込み）」を参照すること。
- (3) 具体的な受付処理手順については、日本スポーツ協会および中央競技団体と協議のうえ、別途定めるものとする。

## 3 関係資料

- (1) 国民体育大会開催基準要項（令和3年12月9日）→ 参考資料集①P10  
「27 参加申込み」

### 参加申込み・組合せ抽選会業務の流れ



※このスケジュールは、必要に応じて改訂する。

## 4 表彰関係業務

県および会場地市町は、「国民体育大会開催基準要項」の定めにより、県競技団体の協力を得ながら正式競技およびデモンストレーションスポーツにおいて、入賞した都道府県、個人および団体に対する表彰状および賞状を作成・授与する。

公開競技における表彰状および賞状の作成・授与について、当該中央競技団体の希望により実施する場合は、表彰状・賞状の作成は当該中央競技団体の経費負担により県が行う。

### 1 業務の概要

年度 (逆年)	業務名	内 容	県	会 場 地 市 町	県 競 技 団 体	中 央 競 技 団 体
2022～2023 (3年前～2年前)	表彰状・賞状等の規格・素材・デザイン等の決定	県は、日本スポーツ協会と調整のうえ、表彰状・賞状等の規格、素材、デザイン、記載内容等を検討・決定する。	◎			
	表彰状・賞状等の必要数算出	会場地市町および県競技団体は、表彰状・賞状等の必要数を算出し、県に報告する。	○	◎	○	
2024～2025 (1年前～開催年)	表彰状・賞状等の印刷、配布	① 県は表彰状・賞状等用紙を選定する。また文面の筆耕者を選定し、筆耕を依頼する。	◎			
		② 県は表彰状・賞状等を印刷し、必要枚数を会場地市町に配布し、会場地市町は受領し保管する。	◎	○		
	収納ケース等の製作、配布	県は、表彰状・賞状等を収納するケース等を製作し、各会場地市町に配布する。各会場地市町は受領し保管する。	◎	○		
	競技会の表彰式における表彰	① 会場地市町および県競技団体は、被表彰者名等の筆耕者を選定する。 ② 会場地市町および県競技団体は、被表彰者名等の必要事項を筆耕し、表彰状・賞状等を授与する。 ③ 会場地市町および県競技団体は、表彰状・賞状等の使用枚数等の管理を行う。また、競技会終了後は不要分について処分を行うとともに、その状況について県に報告する。		◎	○	
	総合閉会式における表彰	① 県は、被表彰都道府県名の筆耕者を選定する。 ② 県は、被表彰都道府県名を筆耕し、表彰状を授与する。	◎			



## 2 業務推進上の留意点

- (1) 表彰状・賞状の規格、素材、デザイン、記載内容等については、原案ができた段階で日本スポーツ協会と調整し、了承を得ること。
- (2) 表彰状・賞状の必要枚数は、各競技の種別および種目に留意して算出すること。
- (3) 被表彰者名、被表彰都道府県名の筆耕については、コピー機やプリンタを使用するなど、毛筆以外の方法も検討すること。
- (4) 「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会式典基本方針」および「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会式典基本構想」においても、式典の内容および式典の企画・運営について定めているので参照すること。

<参考>

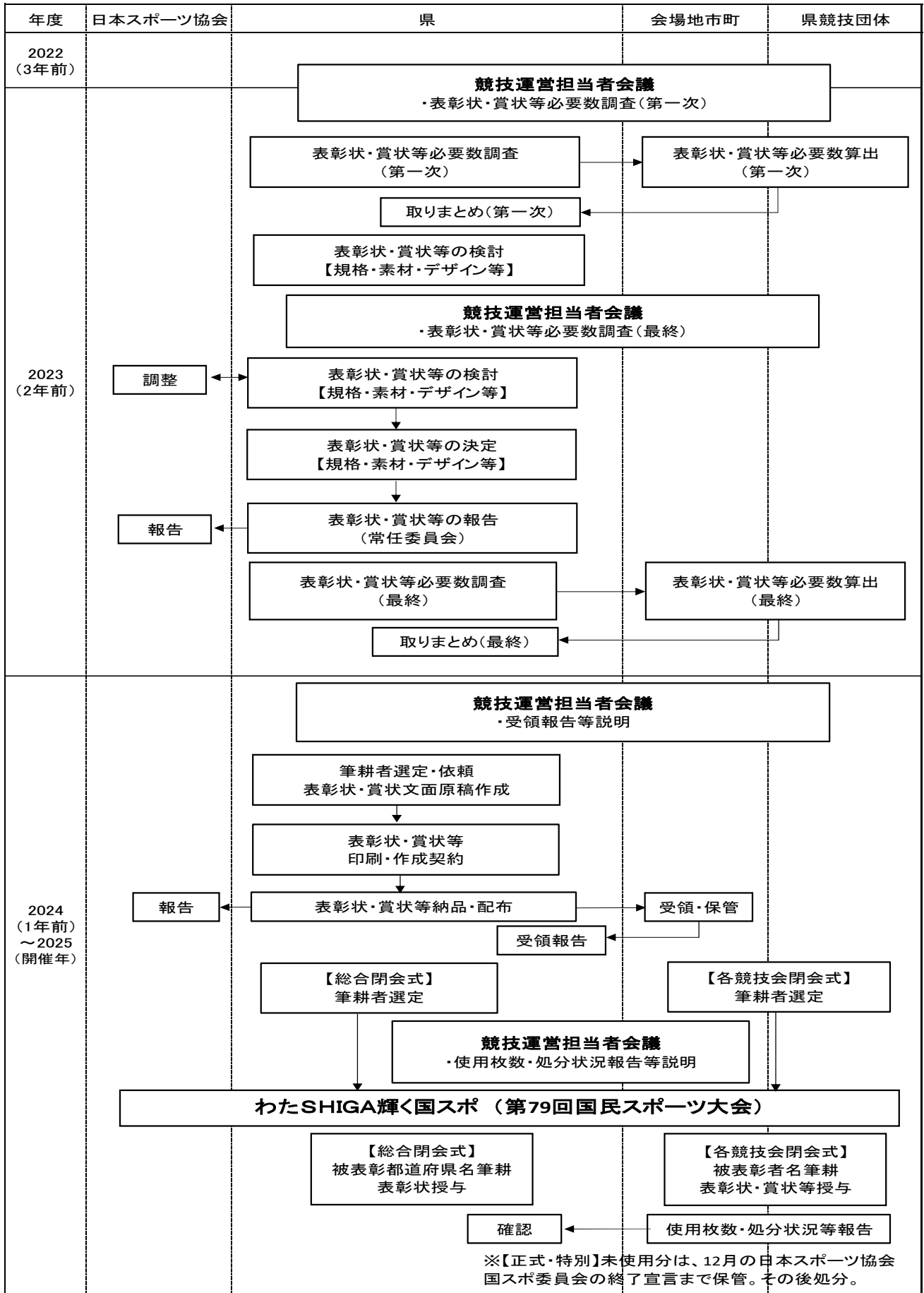
- ◎ 表彰状 都道府県別 男女総合成績および女子総合成績の1～8位  
競技別 男女総合成績および女子総合成績の1～8位
- ◎ 賞状 各競技の各種別および種目の1～8位

区分	県の作成物品	筆耕・授与
◆都道府県総合成績（正式競技）	表彰状・額	県
◆競技別総合成績（正式競技・（公開競技））	表彰状・収納ケース	会場地市町・競技団体
◆競技別成績（正式競技・特別競技・（公開競技））	賞状・収納ケース	会場地市町・競技団体
◆デモンストレーションスポーツ	賞状または認定証	会場地市町・競技団体

## 3 関係資料

- (1) 国民体育大会開催基準要項（2021年12月9日）→ 参考資料集①P3、7  
「11 表彰」、「20 大会の式典」
- (2) 国民体育大会開催基準要項細則（2021年12月9日）→ 参考資料集①P20、22  
「5 本則第11項第1号の3及び第2号の4（総合成績決定方法）」  
「9 本則第20項第5号（各競技会表彰式の要領）」
- (3) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会式典基本構想（抜粋）→ 参考資料②P15

## 表彰関係業務の流れ



※このスケジュールは、必要に応じて改訂する。  
 ※表彰状・賞状等⇒表彰状・賞状・額縁・収納ケース・認定証を示す。

## 5 競技役員等養成業務

県、会場地市町および県競技団体は、密接な連携のもと、各競技会の円滑な競技運営を図るため、「国民体育大会開催基準要項」、「競技役員等養成基本方針」および「競技役員等養成基本計画」に基づき、できる限り県内の競技役員を充てることを目標に、計画的に競技役員等の養成を行う。

### 1 業務の概要

年度 (逆年)	業務名	内 容	県	会 場 地 市 町	県 競 技 団 体	中 央 競 技 団 体
2016 (9年前)	競技役員等養成事業	・審判員、要資格運営員を養成する。(中央講習会等派遣、県内講習会等開催)	○		◎	
2017 (8年前)	競技役員等養成事業	・審判員、要資格運営員を養成する。(中央講習会等派遣、県内講習会等開催)	○		◎	
2018 (7年前)	競技役員等養成事業	・審判員、要資格運営員を養成する。(中央講習会等派遣、県内講習会等開催)	○		◎	
2019 (6年前)	競技役員等養成事業	・審判員、要資格運営員を養成する。(中央講習会等派遣、県内講習会等開催) ・開催準備活動を行う。	○		◎	
2020 (5年前)	競技役員等養成事業	・審判員、要資格運営員を養成する。(中央講習会等派遣、県内講習会等開催) ・開催準備活動を行う。	○		◎	
2021 (4年前)	競技役員等養成事業	・審判員、要資格運営員を養成する。(中央講習会等派遣、県内講習会等開催) ・開催準備活動を行う。	○		◎	
2022 (3年前)	競技役員等養成事業	・審判員、要資格運営員、その他運営員を養成する。(中央講習会等派遣、県内講習会等開催) ・開催準備活動を行う。	○		◎	
2023 (2年前)	競技役員等養成事業	・審判員、要資格運営員、その他運営員を養成する。(中央講習会等派遣、県内講習会等開催) ・競技補助員を養成する。(県内講習会等開催) ・開催準備活動を行う。	○		◎	
	競技会係員、競技会補助員養成事業	・競技会係員、競技会補助員を養成する。(県内講習会等開催)		◎		

年度 (逆年)	業務名	内 容	県	会場 地 市 町	県 競 技 団 体	中 央 競 技 団 体
2024 (1年前)	競技役員等養成事業	・ 審判員、要資格運営員、その他運営員を養成する。(中央講習会等派遣、県内講習会等開催) ・ 競技補助員を養成する。(県内講習会等開催) ・ 開催準備活動を行う。	○		◎	
	競技会係員、競技会補助員養成事業	・ 競技会係員、競技会補助員を養成する。(県内講習会等開催)		◎		
2025 (開催年)	競技役員等養成事業	・ 審判員、要資格運営員、その他運営員を養成する。(中央講習会等派遣、県内講習会等開催) ・ 競技補助員を養成する。(県内講習会等開催) ・ 開催準備活動を行う。	○		◎	
	競技会係員、競技会補助員養成事業	・ 競技会係員、競技会補助員を養成する。(県内講習会等開催)		◎		

## 2 業務推進上の留意点

- (1) 競技役員等の養成については、中央競技団体と連携を図ること。
- (2) 競技会係員および競技会補助員については、関係団体と十分協議し、養成を行うこと。

## 3 関係資料

- (1) 国民体育大会開催基準要項(2021年12月9日) → 参考資料集①P8  
「23 大会役員」
- (2) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 競技役員等養成基本方針 → 参考資料集②P31
- (3) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 競技役員等養成基本計画 → 参考資料集②P32

### <参考> 競技役員等の区分および養成主体

区 分		定 義	養成対象	養成主体
競 技 役 員	審判員	競技の審判に携わる者	○	県競技団体
	運営員	要資格 運営員	○	
		その他 運営員	○	
競技補助員		競技役員の補助に携わる者	○	

区 分	定 義	養成対象	養成主体
競技会係員	宿泊、輸送、歓迎、駐車場等競技会を支援する 間接的な業務に携わる者	○	会場地市町
競技会補助員	競技会係員の補助に携わる者	○	
大会役員	国民体育大会開催基準要項第 23 項第 1 号に該当 する者 (名誉会長、会長、副会長、顧問、参与等)		
競技会役員	国民体育大会開催基準要項第 23 項第 2 号に該当 する者 (名誉会長、会長、副会長、顧問、参与等)		

## 6 競技役員等編成業務

県、会場地市町および県競技団体は、密接な連携のもと、各競技会の円滑な競技運営を図るため、「国民体育大会開催基準要項」、「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」および「競技役員等編成基本方針」に基づき、競技運営に万全を期するよう競技役員等の適正な編成を行う。

### 1 業務の概要

年度 (逆年)	業務名	内 容	県	会 場 地 市 町	県 競 技 団 体	中 央 競 技 団 体
2019 (6年前)	競技役員等 第1次編成	会場地市町は、県競技団体と協議し、競技役員の役職別編成数（必要数）について検討し、第1次編成案を作成する。	○	◎	○	
2020 (5年前)		会場地市町は、県競技団体と協議し、第1次編成の見直しを行う。	○	◎	○	
2021 (4年前)	競技役員等 第2次編成	会場地市町は、県競技団体と協議し、競技役員および競技補助員の第2次編成案を作成する。	○	◎	○	
2022 (3年前)	競技補助員・競技会補助員の希望調査と校長会等への協力依頼	県は、会場地市町に対し、競技補助員と競技会補助員の協力依頼先希望調査を実施し、会場地市町が県競技団体と協議し、作成した動員計画を基に、教育委員会と相談の上、校長会等に概要説明および協力依頼を行う。 また、会場地市町に対し、第3次編成調査および県内（近県）競技役員の仮名簿作成を依頼する。	◎	○	○	
2023 (2年前)	競技役員等 第3次編成	会場地市町は、県競技団体と協議し、第2次編成の見直しを行い、第3次編成案を作成するとともに、県内（近県）競技役員の仮名簿を作成する。	○	◎	○	
	競技補助員・競技会補助員の派遣可能調査と該当校への協力依頼	県は、会場地市町が県競技団体と協議し、作成した動員計画を基に、各学校長あて競技補助員と競技会補助員の派遣可能調査を依頼し、その結果を取りまとめ、必要に応じて調整を行う。 会場地市町は、県から提示されたとりまとめ結果をもって、該当校へ協力依頼を行う。	◎	◎	○	
	競技会役員 編成基準	県は、競技会役員編成基準について、日本スポーツ協会と協議の上、作成する。	◎			
	競技会役員等 編成	会場地市町は、競技会役員編成基準を基に、県競技団体と協議し、競技会役員、競技会係員および競技会補助員の編成案を作成する。		◎	○	

年度 (逆年)	業務名	内 容	県	会場地市町	県競技団体	中央競技団体
2024 (1年前)	競技役員等 最終編成	会場地市町は、県競技団体と協議し、第3次編成の見直しを行い、最終編成を作成するとともに、県内（近県）競技役員の名簿を作成する。	○	◎	○	
	中央競技役員 編成	中央競技役員数については、県競技団体が中央競技団体と事前協議し、会場地市町の下承を得た内容を基に、県案を作成する。 その後、日本スポーツ協会と協議の上、県案を国体委員会へ諮り、決定を受ける。	◎	○	○	○
	中央競技役員 旅費基準作成	県は、中央競技役員旅費基準案を作成し、日本スポーツ協会と協議の上、国体委員会へ諮り、決定を受ける。	◎			
	競技補助員・競技会補助員の該 当校へ協力要請	会場地市町は、県競技団体と協議し、該当校へ競技補助員と競技会補助員の協力要請を行う。		◎	○	
	競技会役員等 編成	会場地市町は、県競技団体と協議し、競技会役員、競技会係員および競技会補助員の編成を見直すとともに、競技会役員の名簿を作成する。		◎	○	
2025 (開催年)	中央競技役員 編成	県は、日本スポーツ協会を通じて、中央競技団体に名簿作成を依頼する。	◎			○
	競技会役員等 編成	会場地市町は、競技補助員、競技会係員および競技会補助員の名簿を作成する。		◎		
	委嘱業務	県は、競技役員等委嘱業務要領を作成するとともに、競技役員と競技会役員の委嘱状様式を作成する。（委嘱者は、日本スポーツ協会会長。）なお、委嘱状の筆耕および発送は、会場地市町が行う。	◎	○		
		会場地市町は、競技補助員、競技会係員および競技会補助員の委嘱状様式を作成する。（委嘱者は、会場地市町実行委員会会長。）また、委嘱状の筆耕および発送を行う。		◎		
中央競技役員 派遣覚書締結	県は、日本スポーツ協会から提出を受けた中央競技役員名簿と日本スポーツ協会に承認された中央競技役員旅費基準に基づき、中央競技役員に係る旅費を算出し、中央競技団体と中央競技役員派遣に関する覚書を締結する。	◎			○	

## 2 業務推進上の留意点

- (1) 競技役員等編成にあたっては、事前に中央競技団体と十分な調整を行うこと。
- (2) 県内および近県競技役員の編成および委嘱にあたっては、本人の意向を確認するとともに、事前に所属長の承認を得ること。
- (3) 競技補助員の編成にあたっては、競技の特性を考慮して編成するとともに、競技会補助員も含め、学生（中・高校生等）に依頼する場合は、関係機関・団体の承認を事前に得るなど十分配慮すること。

## 3 関係資料

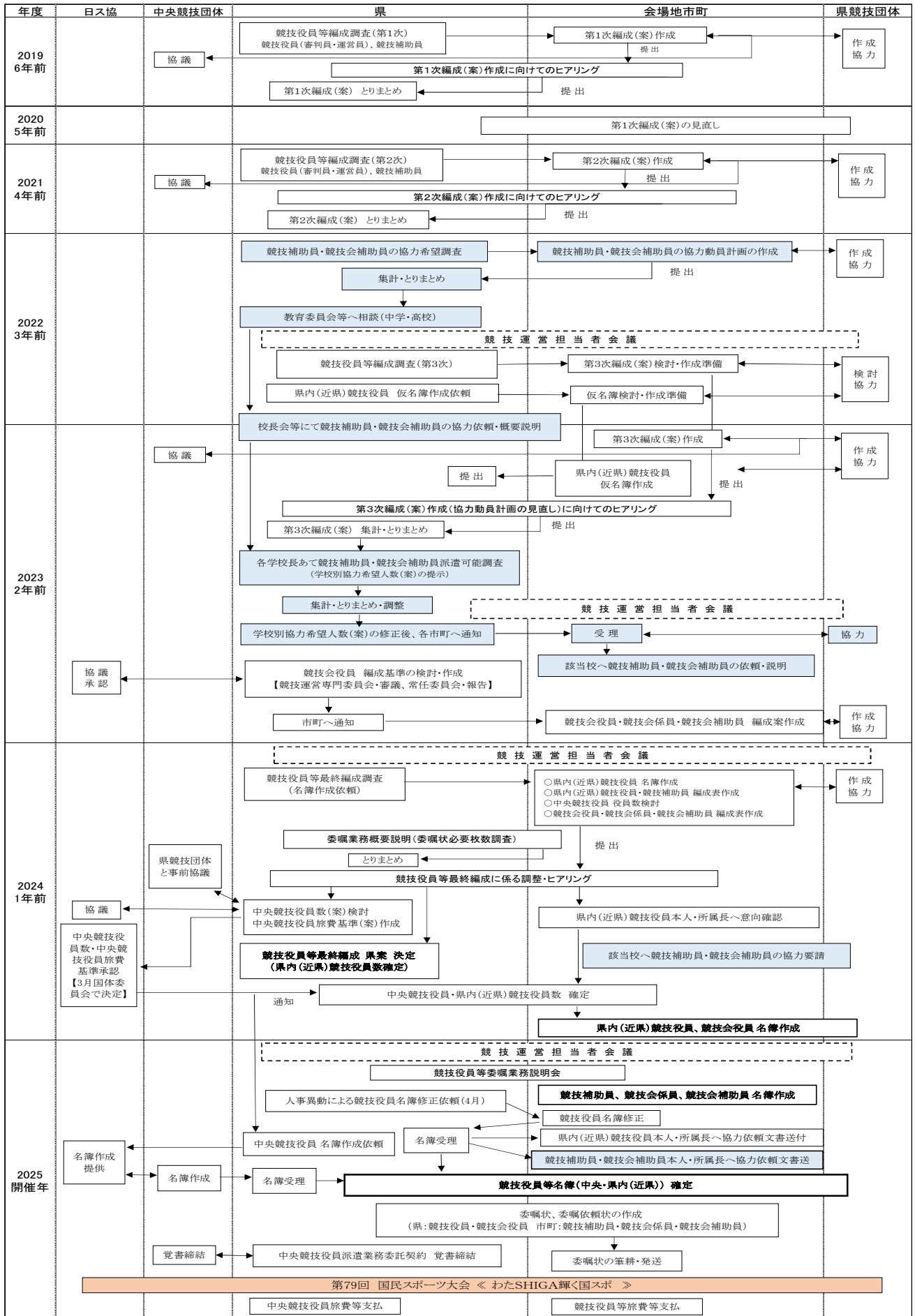
- (1) 国民体育大会開催基準要項（2021年12月9日）→ 参考資料集①P8  
「23 大会役員」
- (2) 国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準（2021年12月9日）→ 参考資料集①P30
- (3) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 競技役員等編成基本方針 → 参考資料集②P34

### <参考> 競技役員等の区分に対する編成方法等

区分		編成の方法	選出母体等	委嘱者名	委嘱状
競技会役員		名誉会長、会長、副会長、顧問、参与、委員長、副委員長および委員とする。	中央競技団体役員 県競技団体役員 市町幹部、議会議長等	大会会長 (日本スポーツ協会会長)	筆耕・ 発送 は、会 場地市 町が実 施
競 技 役 員	審判員	原則として、県内有資格者をもって編成することとし、必要に応じて中央および近県競技団体関係者を含めて編成する。	中央競技団体 県競技団体	※委嘱状の様式作成は、県が実施	
	運営員	原則として、県競技団体と会場地市町関係者をもって編成することとし、必要に応じて中央および近県競技団体関係者を含めて編成する。	中央競技団体 県競技団体 会場地市町		
競技補助員		会場地市町および周辺市町に在住する当該競技関係者をもって編成する。	県競技団体 会場地市町	会場地市町 実行委員会 会長	
競技会係員		会場地市町関係者等をもって編成する。	会場地市町	※委嘱状の様式作成は、会場地市町が実施	
競技会補助員		会場地市町および周辺市町に在住する者をもって編成する。	会場地市町		



競技役員等編成業務の流れ



※このスケジュールは必要に応じて改訂する。

## 7 記録業務

県、会場地市町および県競技団体は、密接な連携のもと、「国民体育大会開催基準要項」、「同細則」および「国民体育大会記録情報処理要項」の定めにより、競技記録や競技運営に関する記録を迅速かつ正確に収集・発表するとともに、都道府県総合成績の算出・発表を行う。

### 1 業務の概要

年度 (逆年)	業務名	内 容	県	会 場 地 市 町	県 競 技 団 体	中 央 競 技 団 体
2020 (5年前)	記録業務基本方針の策定	県は、記録業務実施にかかる基本的な事項について基本方針を定める。	◎			
	記録業務基本計画の策定	県は、記録業務にかかる基本計画を策定する。	◎			
2021～2022 (4年前～3年前)	県記録本部設置場所の検討	県は、県記録本部の設置場所を検討する。	◎			
2022～2023 (3年前～2年前)	競技会場記録本部設置場所の検討	会場地市町は、競技会場記録本部の設置場所を検討する。		◎	○	
2023 (2年前)	県記録本部設置場所の選定	県は、県記録本部の設置場所を選定する。	◎			
2024 (1年前)	競技会場記録本部設置場所の選定	会場地市町は、競技会場記録本部の設置場所を選定する。		◎	○	
	競技記録責任者・担当者、総合成績責任者・担当者の選任	会場地市町および県競技団体は、競技記録責任者・担当者および総合成績責任者・担当者を選出する。		◎	◎	
	記録業務説明会の開催	県は、記録業務担当者・総合成績担当者の業務の習熟を図るため、記録業務説明会を開催する。	◎			
	記録業務に関する協議	県は、各競技の記録業務に関する問題点を把握するために、会場地市町および県競技団体にヒアリングを実施し、その対応方法について検討する。	◎	○	○	
2025 (開催年)	記録本部員研修会の開催	県および会場地市町は、記録業務担当者等の業務の習熟を図るため、研修会を開催する。	◎	◎		
	記録本部の設置	① 県記録本部の設置 県は、全競技の実施状況、競技成績等記録を収集および発表し、都道府県総合成績を算出するため、県記録本部を設置する。	◎			

年度 (逆年)	業務名	内 容	県	会 場 地 市 町	県 競 技 団 体	中 央 競 技 団 体
2025 (開催年)	記録本部の設置	② 競技会場記録本部の設置 会場地市町は、実施競技に関する競技成績等記録を収集および発表し、県に送信するため、各競技会場に競技会場記録本部を設置する。 ※同一競技が、複数の競技会場で実施される競技については、会場地市町と県競技団体が協議して、当該競技の全ての競技成績等記録を集約する会場を選定する。		◎	○	
	記録システムの使用	県は、記録業務を効率的に処理することができる記録システムを使用する。	◎			
	記録本部の業務	① 県記録本部の主な業務 ・全競技の競技成績等記録および競技別総合成績の収集および発表（報道・インターネット） ・都道府県総合成績の算出および発表 ・問い合わせへの対応	◎			
		② 競技会場記録本部の主な業務 ・競技の実施状況の把握 ・競技成績等記録の取りまとめおよび競技別総合成績の決定 ・競技成績等記録および競技別総合成績の県記録本部への送信、競技会場での発表		◎	○	○

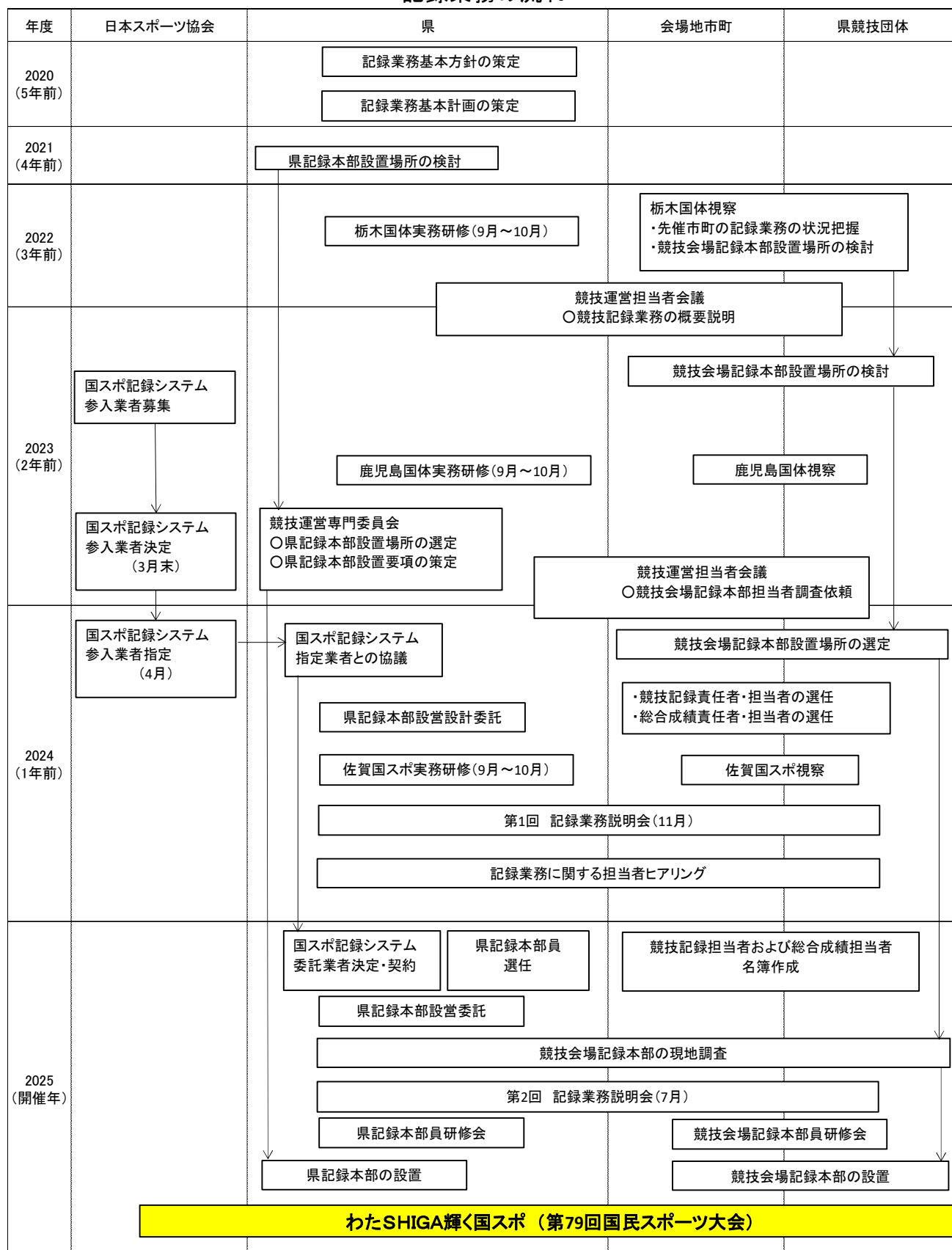
## 2 業務推進上の留意点

- (1) 会場地市町および県競技団体は、業務の推進にあたっては、県と十分に連携を図ること。
- (2) 成績算出にあたっては、正確・迅速な処理が求められるため、業務に十分に精通する必要がある。

## 3 関係資料

- (1) 国民体育大会開催基準要項（令和3年12月9日）→ 参考資料集①P3、10、13  
「11 表彰」、「24 総務委員会」、「37 記録」
- (2) 国民体育大会開催基準要項細則（令和3年12月9日）→ 参考資料集①P20  
「5 本則第11項第1号の3及び第2号の4(総合成績決定方法)」
- (3) 国民体育大会記録情報処理要項（2018年4月1日）→ 参考資料集①P54
- (4) 第79回国民スポーツ大会 記録業務基本方針 → 参考資料集②P37

## 記録業務の流れ



※このスケジュールは、必要に応じて改訂する。

## 8 競技用具整備業務

県と会場地市町は、密接な連携のもと、「第79回国民スポーツ大会競技用具整備基本方針」および「第79回国民スポーツ大会競技用具整備要項」に基づき、競技会の運営に万全を期するために、県競技団体および中央競技団体の協力を得ながら、競技の実施に必要な競技用具の整備を行う。

### 1. 業務の概要

年度 (逆年)	業務名	内 容	県	会 場 地 市 町	県 競 技 団 体	中 央 競 技 団 体
2018 (7年前)	競技用具整備基本方針の策定	県は、競技用具整備にあたっての県および会場地市町の業務分担・経費負担や競技用具の整備にあたっての方法について、競技用具整備基本方針を作成する。	◎			
2019 (6年前)	競技用具整備要項の策定	県は、用具の区分、整備計画の作成、経費負担、処分方法等を内容とする競技用具整備要項を作成する。	◎			
	競技用具整備計画第一次調査	県は、会場地市町に競技用具整備計画調査を実施する。 会場地市町は、競技団体と協議の上、整備品目、規格、数量、整備方法（現有活用、借用、購入）、整備年度、整備金額等を内容とする整備計画を作成する。	◎	◎	○	○
2020 (5年前)	競技用具整備計画第二次調査（競技会場のみ）	会場地市町は、第一次整備計画の見直しを行うとともに、競技用具整備に必要な手続きを行う。		◎	○	○
2021 (4年前)	競技用具整備計画第二次調査（練習会場含む）	会場地市町は、第一次整備計画の見直しを行うとともに、競技用具整備に必要な手続きを行う。		◎	○	○
2022 (3年前)	競技用具整備計画第三次調査	会場地市町は、第二次整備計画の見直しを行うとともに、競技用具整備に必要な手続きを行う。		◎	○	○
	競技用具借用先検討	県と会場地市町は競技用具の借用および借用先について検討する。	◎	◎		

年度 (逆年)	業務名	内 容	県	会 場 地 市 町	県 競 技 団 体	中 央 競 技 団 体
2023 (2年前)	競技用具整備計画 最終調査	会場地市町は、第三次整備計画の見直しを行うとともに、競技用具整備に必要な手続きを行う。		◎	○	○
	競技用具（第1次）整備	県と会場地市町は、整備計画に基づき競技用具を整備する。	◎	◎		
	競技用具保管・取扱要領 の作成	県と会場地市町は、必要に応じて、競技用具の適正な管理のための要領を作成する。	◎	◎		
2024 (1年前)	競技用具（第2次）整備	県と会場地市町は、整備計画に基づき競技用具を整備する。	◎	◎		
2025 (開催年)	競技用具（最終）整備	県と会場地市町は、整備計画に基づき競技用具を整備する。	◎	◎		
	競技用具再配置計画の 作成	県と会場地市町は、必要に応じて、スポーツ振興に活用するため、国スポ終了後の再配置計画を作成する。	◎	◎		

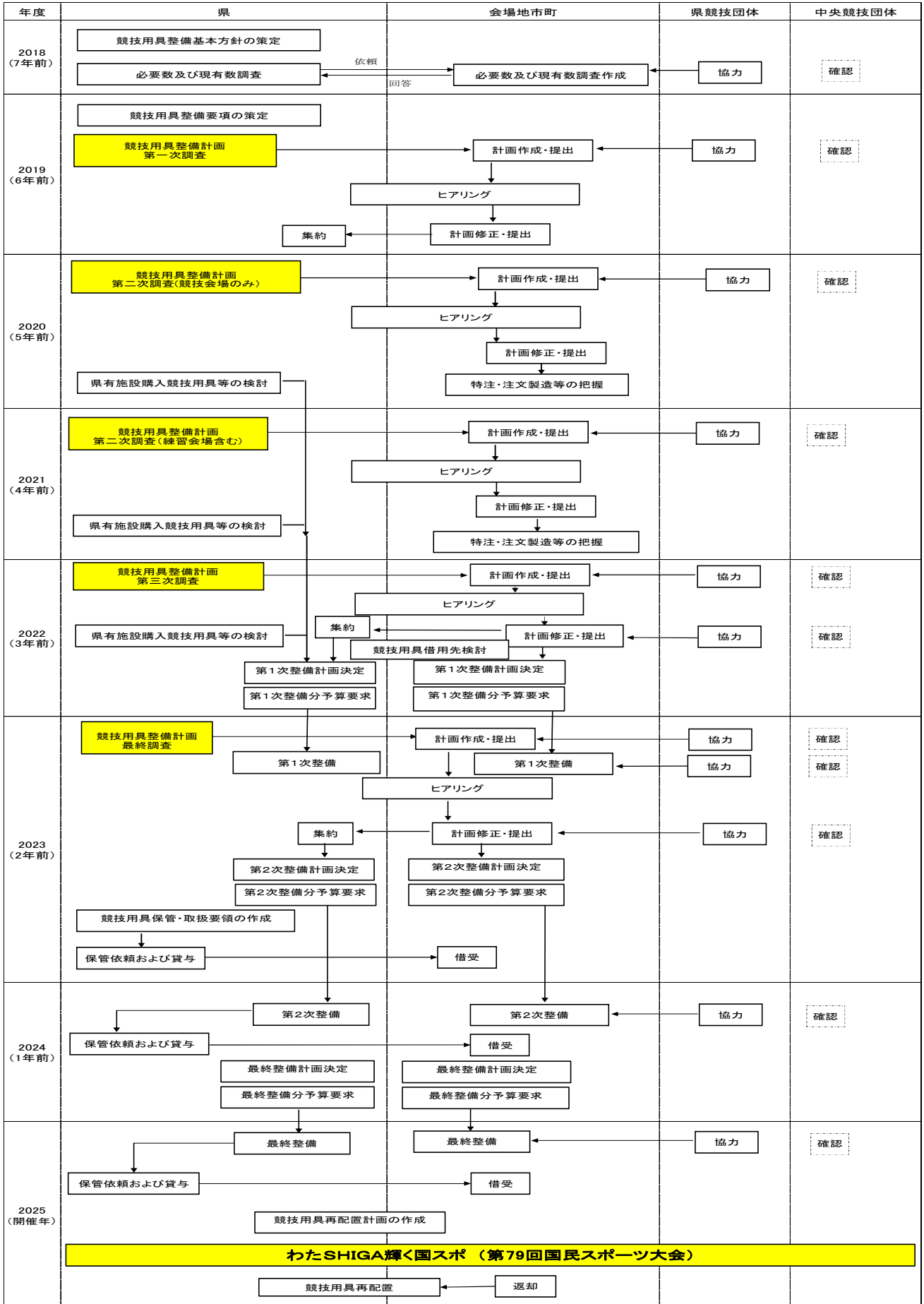
## 2. 業務推進上の留意点

- (1) 会場地市町は、整備計画の作成にあたっては、県、県競技団体および中央競技団体と十分に協議して作成する。
- (2) 整備方法は次の順とする。  
(①現有する用具の活用 ②借用 ③購入)
- (3) 購入する場合は、国スポ後の利活用を十分考慮する。
- (4) 競技用具は、競技別リハーサル大会も考慮して整備する。
- (5) 借用の場合は、運搬経費、保険料等を考慮する。

## 3. 関係資料

- (1) 第79回国民スポーツ大会 競技用具整備基本方針→ 参考資料集②P38
- (2) 第79回国民スポーツ大会 競技用具整備要項→ 参考資料集②P39

### 競技用具整備業務の流れ



※このスケジュールは、必要に応じて改訂する。

## 9 競技別リハーサル大会開催業務

会場地市町および関係競技団体は、競技別リハーサル大会開催基準要項に基づき、競技会運営能力の向上を図り、競技会の円滑な開催に資するため、および県民の国スポおよび競技に対する関心を高め、理解を深めるとともに、機運醸成を図るために、競技別リハーサル大会を開催する。

### 1. 業務の概要

年度 (逆年)	業務名	内 容	県	会 場 地 市 町	県 競 技 団 体	中 央 競 技 団 体
2020 (5年前)	リハ大会開催基準要項策定	県は、大会の規模、運営など競技別リハーサル大会の開催に係る基本的な事項について要項を定める。	◎			
	開催意向（第1次）調査	① 県は、会場地市町に競技別リハーサル大会の開催意向調査を実施する。 ② 会場地市町は関係競技団体と協議の上、調査用紙を県へ提出する。 ③ 県は、提出された開催意向調査（第1次）を基に、必要に応じてヒアリングを行い、競技別リハーサル大会の候補競技会素案を作成する。	◎	○	○	○
2021 (4年前)	開催意向（第2次）調査・開催経費（第1次）調査、実施計画の策定	① 県は、会場地市町に競技別リハーサル大会の開催意向（第2次）調査および開催経費（第1次）調査を実施する。 ② 会場地市町は、競技別リハーサル大会開催基準要項の趣旨を踏まえて県競技団体と協議の上、大会の実施計画（競技会名・期日・会場・参加者数・開催経費等）を作成し、県へ提出する。	◎	◎	○	
	運営要領作成	県は、大会の業務内容、実施要項およびプログラムへの記載内容、競技役員の編成などの大会運営に関する必要事項について要領を定める。	◎			
2022 (3年前)	開催経費（第2次）調査	会場地市町は、競技別リハーサル大会の実施計画を基に、リハーサル大会における開催経費調査用紙を作成し、県へ提出する。		◎	○	



年度 (逆年)	業務名	内 容	県	会 場 地 市 町	県 競 技 団 体	中 央 競 技 団 体
2022 (3年前)	候補競技会内定	県は、提出された実施計画を基に、会場地市町および県競技団体と協議の上、競技別リハーサル大会の候補とする競技会を内定する。	◎			
	大会開催経費積算	会場地市町は県競技団体と協議して、大会開催にかかる経費を積算の上、県へ提出する。		◎	○	
	大会会期と会場施設の調整	会場地市町は、県競技団体および中央競技団体と会期の調整を行う。また、会場の施設管理者へ依頼及び確認を行う。		◎	○	○
2023 (2年前)	大会の認定	会場地市町は、関係競技団体と協議の上、認定を受けようとする競技別リハーサル大会開催の前年度に大会の開催申請書を県に提出し、県は大会を認定する。	◎	○	○	○
	手引き作成	県は、開催基準要項、運営要領、業務の概要、留意事項等を内容とする手引書を作成する。	◎			
	実施要項作成	県競技団体は、中央競技団体と協議の上、大会実施要項(原案)を作成する。会場地市町は、原案を基に、主催・後援等について県競技団体と協議の上、実施要項を作成する。		○	◎	○
	競技運営計画作成	会場地市町と県競技団体は、中央競技団体と協議の上、大会運営に関する会場設営、係分担、申込受付業務、諸会議、競技進行スケジュール等細部にわたる競技運営計画を作成する。		◎	◎	○
	大会役員編成	会場地市町と県競技団体は、必要に応じて県と協議の上、大会役員・競技役員・競技補助員等を編成する。		◎	◎	
	ポスター等作成・配布	会場地市町と県競技団体は、必要に応じてポスター等を作成・配布する。		◎	◎	
2024 (1年前)	大会実施本部設置	会場地市町と県競技団体は、大会運営を円滑に進めるために実施本部を設置する。		◎	◎	
	役員・係員必携作成	会場地市町は県競技団体と協議して、大会の概要や運営のための組織、係員心得、業務内容、業務分担等必要な事項を記載した必携を作成する。		◎	◎	

年度 (逆年)	業務名	内 容	県	会 場 地 市 町	県 競 技 団 体	中 央 競 技 団 体
2024 (1年前)	プログラム作成	会場地市町と県競技団体は、必要に応じて県や中央競技団体と協議し、記載内容等について十分検討の上、プログラムを作成する。		◎	◎	
	派遣依頼・委嘱状の発送	会場地市町と県競技団体は、大会役員・競技役員・競技補助員についての派遣依頼・委嘱状を作成・発送する。		◎	◎	
	参加申込	会場地市町と県競技団体は、参加申込書の作成・送付・受付を行う。		◎	◎	
	賞状等作成	会場地市町と県競技団体は、デザイン等の決定と必要数の調査を行い、中央競技団体と協議の上、賞状等を作成する。		◎	◎	○
	監督（代表者）会議、審判会議等開催	県競技団体は、会場地市町と協議の上、大会運営に関する諸事項についての打合せ会議を開催する。		○	◎	
	競技別リハーサル大会実施	会場地市町と県競技団体は、連携を密にして大会を円滑に運営するとともに、国スポ本番に向けた運営上の諸課題の把握を行う。また、大会期間中にアンケート等を実施するなどして、監督・選手、役員等から大会に関する意見を聴取する。		◎	◎	
	反省会開催、報告書作成	会場地市町と県競技団体は、大会終了後に反省会を開催し、国スポ開催までに改善する必要がある事項について協議・確認の上、報告書を作成し、県に報告する。		◎	◎	
	礼状の作成・発送	会場地市町と県競技団体は、大会終了後早い時期に関係機関・団体に対し、必要に応じて礼状を作成・発送する。		◎	◎	

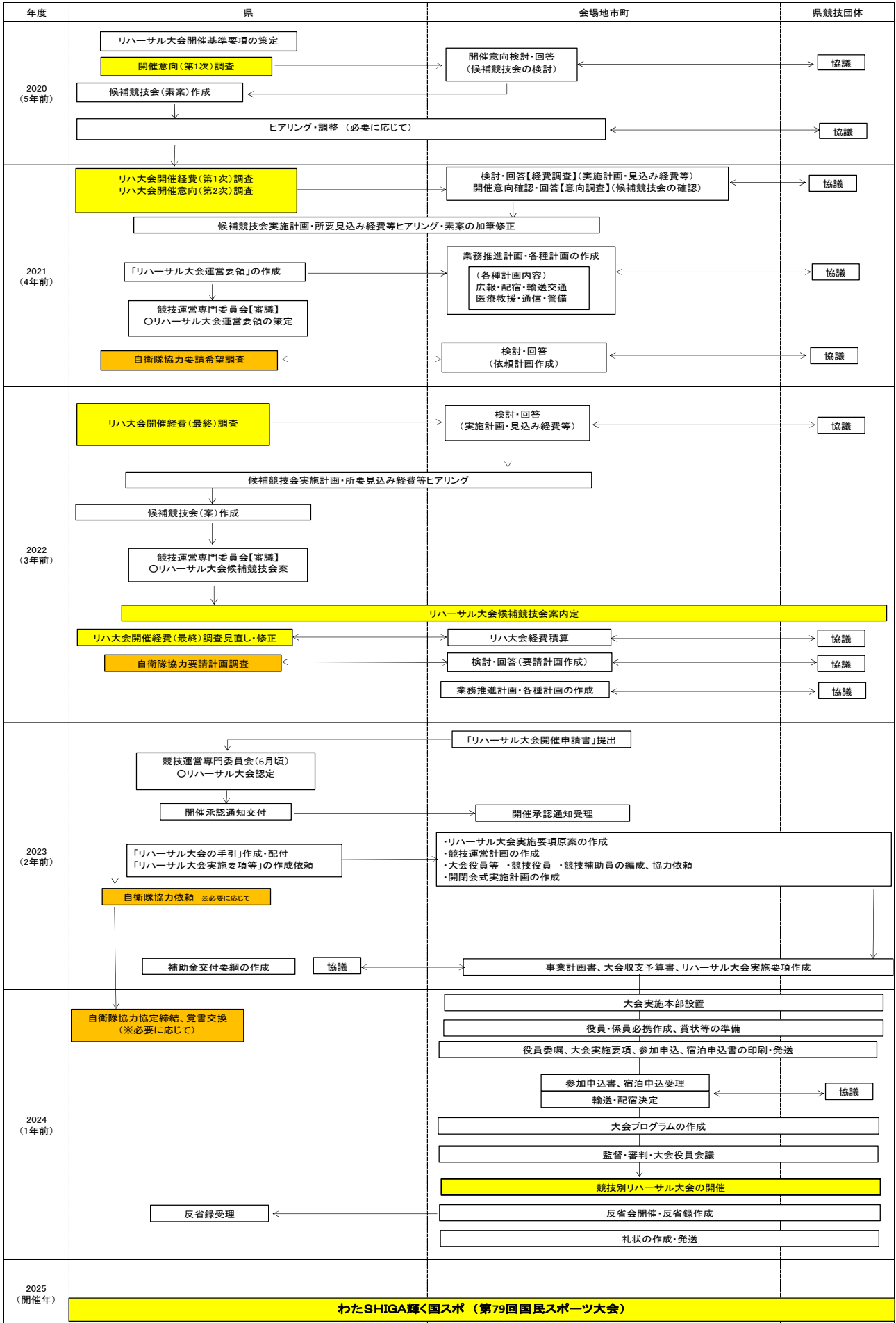
## 2. 業務推進上の留意点

会場地市町、県競技団体および県は、互いに連絡調整を十分に行うとともに、「第79回国民スポーツ大会競技別リハーサル大会運営要領」および今後策定予定の「競技別リハーサル大会の手引き」を参考に効率的な業務推進に努める。

## 3. 関係資料

- (1) 今後の国体の簡素化に関する基本的方向（平成12年11月30日） → 参考資料集①P56
- (2) 第79回国民スポーツ大会 競技別リハーサル大会開催基準要項 → 参考資料集②P41
- (3) 第79回国民スポーツ大会 競技別リハーサル大会運営要領 → 参考資料集②P43

### 競技別リハーサル大会開催業務の流れ



※このスケジュールは、必要に応じて改訂する。

## 10 公開競技実施業務

中央競技団体は会場地市町、県競技団体および県と連携のうえ、「国民体育大会公開競技実施基準」および「第79回国民スポーツ大会公開競技実施基本方針」に基づき、公開競技を円滑に実施する。

公開競技は、当該中央競技団体が開催にかかる経費を負担し、競技の運営および準備を主導的に行う。また、公開競技は天皇杯・皇后杯に得点換算されず、競技形式は当該競技の中央競技団体の考え方による。

国民体育大会実施競技として、綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンドゴルフ、バウンドテニス、エアロビック（バウンドテニス、エアロビックの2競技は第78回大会から追加）の7競技がスポーツ振興、生涯スポーツ社会の実現を目的に公開競技として実施することとなった。

### 1 業務の概要

年度 (逆年)	業務名	内 容	県	会 場 地 市 町	県 競 技 団 体	中 央 競 技 団 体
2017 (8年前)	実施競技および会場地の選定	県は、「第79回国民スポーツ大会公開競技実施基本方針」に基づき、市町・競技団体の意向を考慮して実施競技および会場地市町を選定する。（*2020年に7競技全て選定済）	◎			
2019 (6年前)	開催申請の手続き	県は、公開競技の実施について、正式・特別競技と同様に国スポ実施競技として取りまとめ、開催内定時（2019年）に国スポ開催申請書を日本スポーツ協会会長および文部科学大臣あて申請する。  （*2019年に実施申請を提出済）	◎			
2021~2022 (4年前~3年前)	競技会会期決定	県は、会場地市町および当該競技団体と協議のうえ、会期を決定し、2022年（開催3年前）に日本スポーツ協会へ提出する。	◎	○	○	○
2022~2025 (3年前~開催年)	競技会運営準備	① 当該中央競技団体は、経費負担を含めた関連業務全般（競技用具の手配、宿舍の手配、参加者の輸送・交通の確保、競技別実施要項の作成、競技日程・組合せ表の作成、競技役員等の編成、大会運営計画の作成など、その他全般）について主導で行う。			◎	◎

年度 (逆年)	業務名	内 容	県	会 場 地 市 町	県 競 技 団 体	中 央 競 技 団 体
2022～2025 (3年前～ 開催年)	競技会運営準備 (競技団体への協力)	② 県および会場地市町は、当該競技団体の行う会場施設の確保、競技役員等の動員、運営用器具用具の整備、輸送交通の対応、配宿の対応等、競技会の準備および運営に可能な範囲で協力する。	○	○		
	大会実施要項、総合 プログラムおよび大 会報告書の作成	① 県は、当該中央競技団体と調整のうえ、公開競技に関して必要な事項を大会実施要項、総合プログラムおよび大会報告書に記載する。	◎			○
		② 県競技団体および会場地市町は、大会実施要項等を作成する県に対して、可能な範囲で協力する。		○	○	
	競技別プログラムの 作成	中央競技団体は、県競技団体と会場地市町の協力を得て、原稿を作成・編集し、開催年に印刷を完了させ、関係機関・団体に配布するとともに必要部数を県に提出する。	○	○	○	◎
	表彰状・賞状ならび に参加記念章の作成	県は、当該中央競技団体の希望に応じて、正式競技と同一体裁の表彰状・賞状、ならびに大会参加記念章を準備する。 ただし、作成に係る経費については、当該中央競技団体が負担する。	◎			◎
2025 (開催年)	競技成績公表	① 中央・県競技団体は競技成績をとりまとめて県に報告する。			○	○
		② 県は、公開競技の競技結果について、報道関係機関およびインターネット上に発表する。	◎			

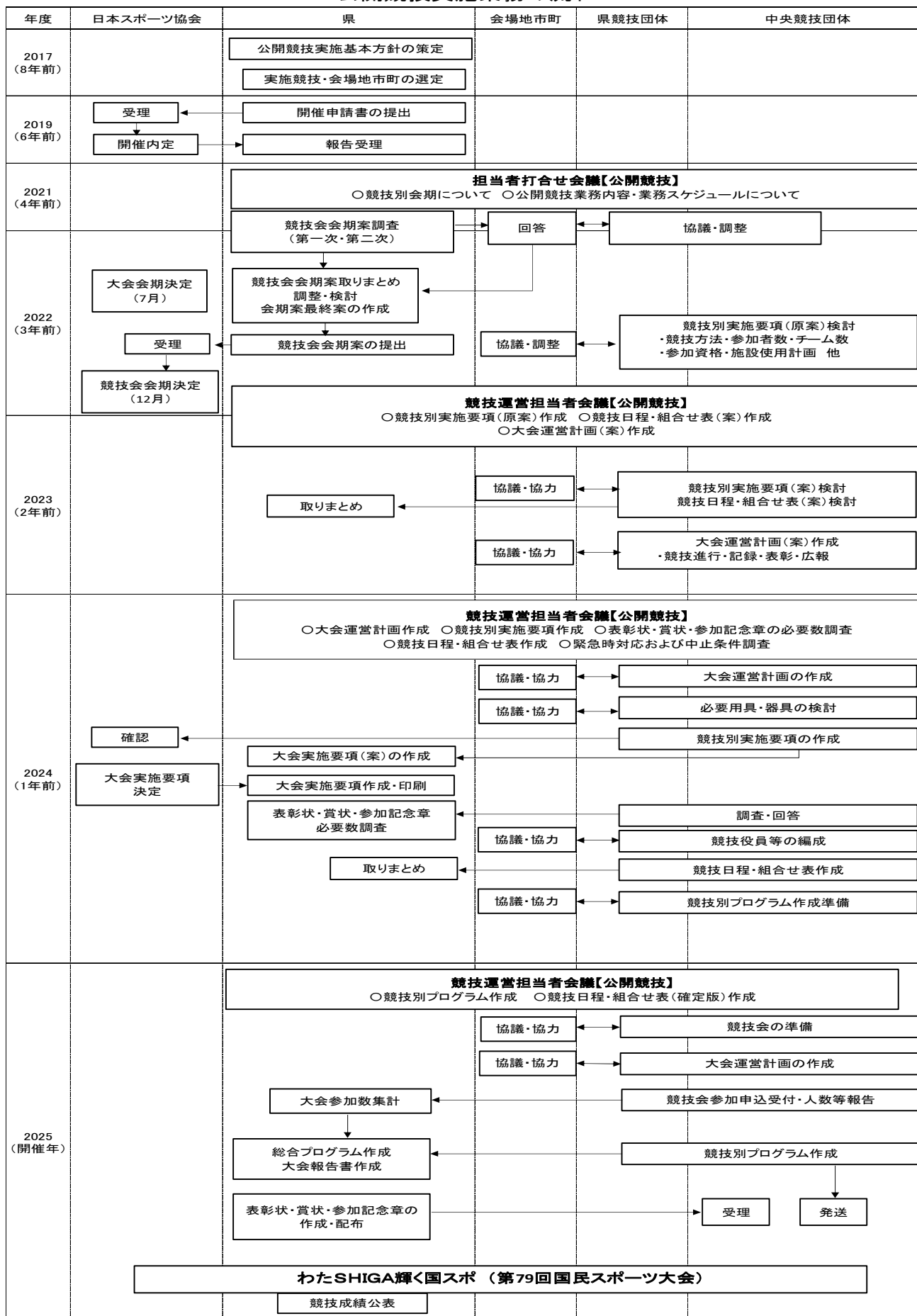
## 2 業務推進上の留意点

公開競技は当該中央競技団体が競技会の準備および運営を主導的に行うものとされる。県競技団体、会場地市町および県と連携を深めながら相互に協力して準備を推進すること。

## 3 関係資料

- (1) 国民体育大会開催基準要項細則(2021年12月9日) → 参考資料集①P18  
「4本則第10項第3号(大会の実施競技および各競技の参加人員)」
- (2) 国民体育大会公開競技実施基準(2018年4月1日) → 参考資料集①P58
- (3) 第70回(2015年)以降の公開競技における実施規模等の考え方について(2010年7月22日) → 参考資料集①P59
- (4) 第79回国民スポーツ大会 公開競技実施基本方針 → 参考資料集②P44

### 公開競技実施業務の流れ



※このスケジュールは、必要に応じて改訂する。

## 1 1 デモンストレーションスポーツ実施業務

県、会場地市町および県競技団体は、密接な連携のもと、日本スポーツ協会の定める「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」に基づき、正式競技、特別競技、公開競技のほかに実施することができるデモンストレーションスポーツを円滑に実施する。

### 1 業務の概要

年度 (逆年)	業務名	内 容	県	会 場 地 市 町	県 競 技 団 体	中 央 競 技 団 体
2019 (6年前)	デモスポ実施基本方針の策定	県は、デモスポ実施にかかる基本的な事項について基本方針を定める。	◎			
2019~2021 (6年前~ 4年前)	実施競技および会場地の選定	県は、「第79回国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ実施基本方針」に基づき、実施競技および会場地市町を募集・選定する。	◎	○	○	
2022 (3年前)	実施申請書提出	県は、デモスポ実施競技および会場地市町について、日本スポーツ協会会長および文科省大臣へ実施申請書を提出する。	◎			
	デモスポ実施基準要項の策定	県は、会場地市町および県競技団体が、準備・運営業務を円滑に推進できるよう、実施基準要項を策定する。	◎			
2022~2024 (3年前~ 1年前)	紹介リーフレットおよび参加申込ガイドの作成	県は、会場地市町および県競技団体の協力を得ながら、紹介リーフレットおよび参加申込ガイドを作成・配布する。	◎	○	○	
2023~2024 (2年前~ 1年前)	競技別実施要項の作成	会場地市町は、県競技団体と協力し、作成に必要な期日、会場、種別および参加人員、競技上の規定および方法、選考方法、参加資格、表彰、参加申込方法、参加料、参加上の注意等を検討し決定する。		◎	○	
	大会実施要項の作成	県は、会場地市町が作成した競技別実施要項を取りまとめ、大会実施要項を作成する。	◎			
	競技役員等の編成	会場地市町および県競技団体は、競技運営を万全に期するよう競技役員等の適正な編成を行う。		◎	○	
2024~2025 (1年前~ 開催年)	大会参加記念章、賞状等の作成	県は、大会参加記念章および賞状・認定証を作成・配布する。	◎			

年度 (逆年)	業務名	内 容	県	会 場 地 市 町	県 競 技 団 体	中 央 競 技 団 体
2024~2025 (1年前~ 開催年)	参加申込書、競技別 プログラムの作成	会場地市町は、県競技団体と協力し、参加申込書を作成する。参加申込受付および組合せ抽選は、会場地市町と県競技団体が協力して行う。参加申込と組合せ抽選が終了した後、会場地市町は競技別プログラムを作成する。		◎	○	

## 2 業務推進上の留意点

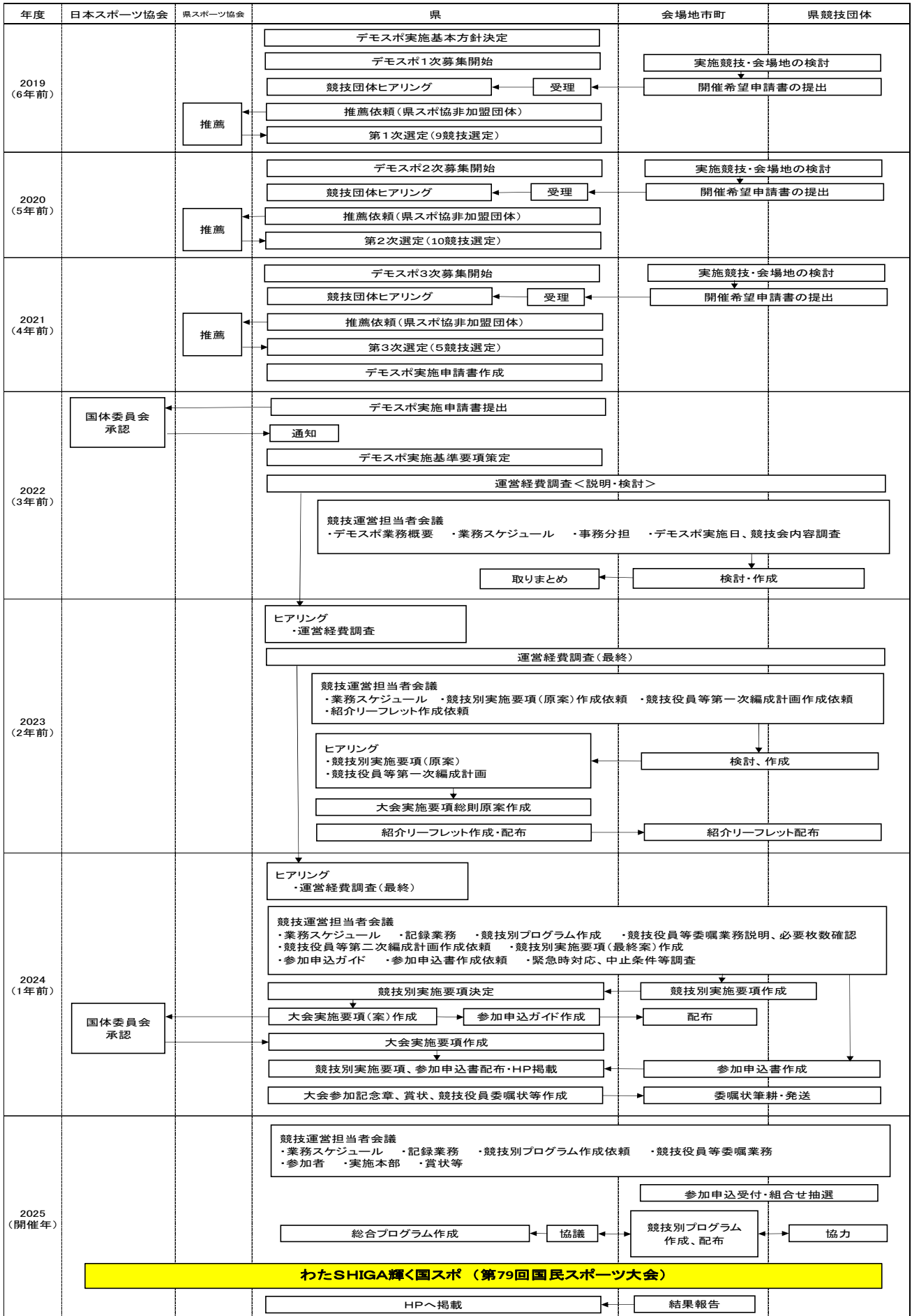
- (1) 会場地市町と県競技団体は、相互に連携を深めながら業務を推進すること。
- (2) 年齢や性別、障害の有無に関係なく、多くの県民が参加できるよう配慮すること。
- (3) 世代間、地域間の交流にも配慮し、地域の活性化につながる大会となるよう努めること。

## 3 関係資料

- (1) 国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準(2020年9月10日) → 参考資料集①P62
- (2) 第79回国民スポーツ大会 デモンストレーションスポーツ実施基本方針 → 参考資料集②P45



デモンストレーションスポーツ実施業務の流れ



※このスケジュールは、必要に応じて改訂する。

## 12 練習会場選定業務

県、会場地市町および県競技団体は、密接な連携のもと、正式競技・特別競技の各競技会運営に必要なとなる練習会場を選定する。

### 1 業務の概要

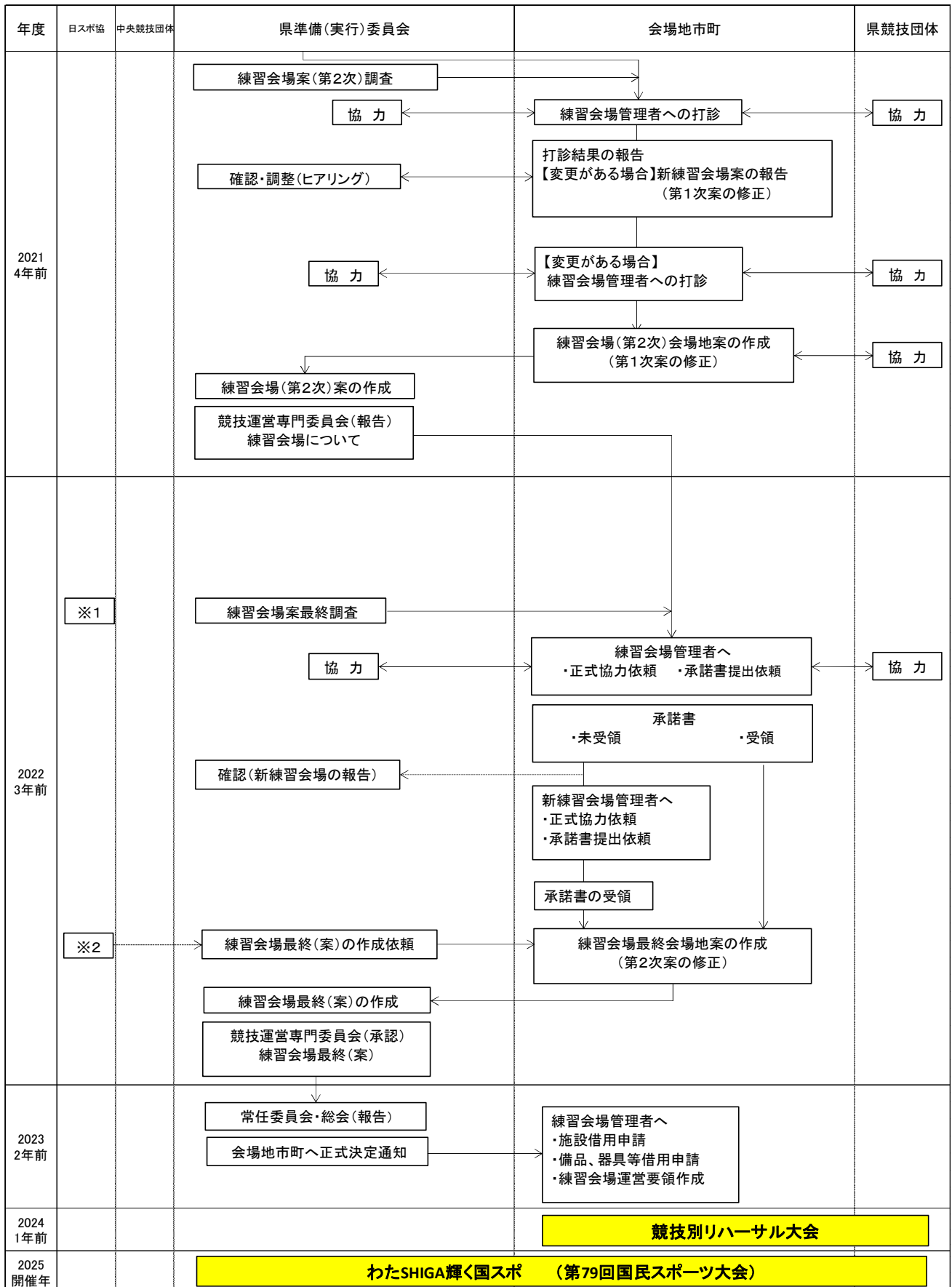
年度 (逆年)	業務名	内 容	県	会 場 地 市 町	県 競 技 団 体	中 央 競 技 団 体
2019 (6年前)	練習会場（第一次）案の作成	<p>会場地市町は、県競技団体と協力して、中央競技団体正規視察時に作成した練習会場案を基に、練習会場の施設概要および使用日数等をまとめ、練習会場（第一次）会場地案を作成し県に提出する。</p> <p>県は、会場地市町が作成した練習会場（第一次）案を取りまとめる。</p>	○	◎	○	
2021 (4年前)	練習会場施設管理者等への説明	<p>県は、練習会場（第一次）案を基に、県立施設、県立学校の施設使用について関係機関に会場地市町の打診までに事前説明を行う。</p>	◎			
	練習会場（第二次）案の作成	<p>会場地市町は、練習会場（第一次）案に基づき、練習会場となる施設管理者へ施設使用の打診を行い、内諾を得る。</p> <p>会場地市町は、打診結果を踏まえ、練習会場（第一次）案を修正し、練習会場（第二次）会場地案を作成し県に提出する。</p> <p>県は、練習会場（第二次）会場地案を取りまとめるとともに、集計結果等を競技運営専門委員会へ報告する。</p>	◎	◎	○	
2022 (3年前)	施設管理者への正式依頼および承諾書の取得	<p>会場地市町は、競技別会期決定後、練習会場（第二次）案を基に、施設管理者に正式な協力依頼を行い、承諾書を取得する。</p>		◎	○	
	練習会場（最終）案の作成・決定	<p>会場地市町は、施設管理者から承諾書を取得後、練習会場（最終）会場地案を作成し、承諾書（写：データ可）とともに、県に提出する。</p> <p>県は、練習会場最終会場地案を取りまとめ、練習会場最終案を作成し、競技運営専門委員会に諮り、審議・決定する。</p>	◎	◎	○	

年度 (逆年)	業務名	内 容	県	会 場 地 市 町	県 競 技 団 体	中 央 競 技 団 体
2023～ 2025 (2年前～ 開催年)	練習会場運営要領の 作成	会場地市町は、必要に応じて県競技団体と協 議し、練習会場運営要領を作成する。		◎	○	
	練習会場の変更手続	会場地市町は、やむ得ない理由で練習会場を 変更する必要がある場合、練習会場変更届を作 成し施設管理者の承諾書（写：データ可）とと もに、県に提出する。 県は、変更案を作成し、競技運営専門委員会 に報告する。	◎	◎	○	

## 2 業務推進上の留意点

- (1) 練習会場の配置については、過剰な配置とならないよう、会場地市町と県競技団体で十分な協議・調整を行う。
- (2) 学校施設を練習会場として配置する場合は、可能な限り、特定の学校に負担が集中し学校活動に支障が生じないよう配慮し、十分な協議・調整を行ったうえで、設置管理者および学校長等へ協力依頼を行う。
- (3) 練習会場にかかる外部の公表については、選手、施設周辺、学校等の教育機関への影響を十分に考慮し、取り扱いを検討する。

### 練習会場選定業務の流れ



※1…大会会期の決定(7月頃)      ※2…競技会会期の決定(12月頃)  
 ※このスケジュールについては、必要に応じて改訂する。

## 13 自衛隊協力要請業務

第79回国民スポーツ大会の運営に万全を期するため、県および会場地市町は自衛隊に協力を要請する。

### 1. 業務の概要

年度 (逆年)	業務名	内 容	県	会 場 地 市 町	県 競 技 団 体	自 衛 隊
2021 (4年前)	自衛隊協力要請希望調査実施	県は、会場地市町に自衛隊協力要請の希望調査を実施する。	◎	○	○	
2022 (3年前)	自衛隊協力要請基本方針策定	県は、自衛隊に協力を要請する基本的な事項について方針を定める。	◎			
	自衛隊協力要請計画書(案)作成	県は、自衛隊協力要請を予定する会場地市町に対し、協力要請計画書(案)について調査する。 会場地市町は、県競技団体と協議・調整のうえ、協力要請計画書(案)を作成し、県に提出する。	◎	◎	○	
2023 (2年前)	自衛隊協力要請計画書の作成・支援部隊選定依頼	県は、会場地市町から提出された協力要請計画書(案)について、会場地市町、県競技団体および自衛隊と協議・調整のうえ、協力要請計画書を作成し、自衛隊に支援部隊選定依頼を行う。	◎	○	○	○
	自衛隊協力に係る競技別合同会議	自衛隊、県競技団体、会場地市町、県が合同会議を開催し準備にあたる。(必要に応じて開催する。)	◎	○	○	○
	競技別リハーサル大会協力要請計画書(案)作成	県は、競技別リハーサル大会協力要請計画書(案)作成を会場地市町へ依頼する。 会場地市町は、自衛隊と協議のうえ、競技別リハーサル大会協力要請計画書を県へ提出する。	◎	◎		○
2024 (1年前)	競技別リハーサル大会協力要請に係る協定書締結・覚書交換	県は自衛隊と協力に関する協定書を締結する。 会場地市町は、自衛隊と協力に関する覚書を交換する。	◎	◎		◎
	自衛隊による支援・協力	自衛隊は、競技別リハーサル大会に対する支援・協力を行う。				◎

年度 (逆年)	業務名	内 容	県	会 場 地 市 町	県 競 技 団 体	自 衛 隊
2024 (1年前)	本大会協力要請計画書 (案) 作成依頼	県は、本大会協力要請計画書(案)作成 を会場地市町へ依頼する。	◎			
	本大会協力要請計画書の 提出・取りまとめ	会場地市町は、自衛隊と協議のうえ、本 大会協力要請計画書を県へ提出する。県は 提出されたものを取りまとめる。	○	◎		○
	本大会協力要請に係る 協定書(案)作成	県は、本大会協力要請に係る協定書(案) を作成する。	◎			○
	本大会協力要請に係る 覚書(案)作成	自衛隊と会場地市町とで覚書(案)を作 成する。		◎		○
	防衛大臣へ本大会協力依 頼	県は、防衛大臣に本大会での自衛隊協力 要請依頼文に協力要請計画書を添付して 提出する。	◎			
2025 (開催年)	自衛隊協力に関する協定 書の締結	県は、自衛隊と協力に関する協定書を締 結する。	◎			◎
	自衛隊協力に関する覚書 の締結	会場地市町は、自衛隊と協力に関する覚 書を交換する。		◎		◎
	自衛隊による支援・協力	自衛隊は、国スポ競技会に対する支援・ 協力を行う。				◎
	感謝状の贈呈	県は、国スポ終了後、自衛隊に対して感 謝状を贈呈する。	◎			

## 2. 業務推進上の留意点

- (1) 業務の推進にあたっては、県・会場地市町・県競技団体・自衛隊が相互に協力して、十分に連携を図ること。
- (2) 競技別リハーサル大会についても協力要請を行う場合は、同様の手続きによる。

## 自衛隊協力要請業務の流れ



※このスケジュールは、必要に応じて改訂する。

第79回国民スポーツ大会

わたSHIGA輝く国スポ

# 競技運営準備マニュアル

令和4年（2022年）3月（第2版）

# 参考資料集①

（公財）日本スポーツ協会関連

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会  
滋賀県開催準備委員会





## 目 次

- ・ (公財) 日本スポーツ協会 国民体育大会開催基準要項 (抜粋) . . . . . 1
- ・ (公財) 日本スポーツ協会 国民体育大会開催基準要項細則 (抜粋) . . . . . 16
- ・ 国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準 . . . . . 30
- ・ 国民体育大会記録情報処理要項 . . . . . 54
- ・ 今後の国体の簡素化に関する基本的方向 . . . . . 56
- ・ 国民体育大会公開競技実施基準 . . . . . 58
- ・ 第70回(2015年)以降の公開競技における実施規模等の考え方について . . . . . 59
- ・ 国民体育大会デモンストラーションスポーツ実施基準 . . . . . 62

# 国民体育大会開催基準要項

## 1 総 則

国民体育大会(以下「大会」という。)を開催し、運営するためにこの基準要項(以下「本要項」という。)を定める。

## 2 目 的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

## 3 性 格

大会は、国民の各層を対象とする体育・スポーツの祭典である。

## 4 名 称

(1) 大会の正式名称は次のとおりとする。

1) 国民体育大会冬季大会(以下「冬季大会」という。)

2) 国民体育大会(以下「本大会」という。)

3) 第78回大会以降の正式名称は、「国民スポーツ大会冬季大会」「国民スポーツ大会」へ変更する。

(2) 「回数」及び「競技名」を表示する場合は次のとおりとする。

1) 冬季大会

第〇回国民体育大会冬季大会〇〇競技会

2) 本大会

第〇回国民体育大会〇〇競技会

(3) 第78回大会以降の略称、英語表記は次のとおりとする。

1) 略称は、「国スポ」(こくすぽ)とする。

2) 英語表記は、「JAPAN GAMES」とする。

(4) 大会に関する製作物等には、原則として正式名称を表示しなければならない。

## 5 回 数

大会は、昭和21年に開催された大会をもって第1回とし、これより起算し、原則として暦年を基準に回数を順次付するものとする。

第78回大会以降の名称変更後も回数は継続するものとする。

## 6 主 催

大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会(以下「日本スポーツ協会」という。)、文部科学省及び開催地都道府県(以下「開催県」という。)とし、各競技会については日本スポーツ協会加盟競技団体等(以下、「競技団体」という。)及び会場地市町村を含めたものとする。

## 7 開催の基本方針

(1) 大会の開催方法

- 1) 大会は、毎年開催し、都道府県持ち回りとする。
  - 2) 大会は、冬季大会、本大会に分け、この順に開催する。
  - 3) 本大会は、同一都道府県内で開催することを原則とするが、複数の都道府県が一致して開催を希望した場合は、国民体育大会開催基準要項細則(以下「細則」という。)第1項の要領により開催することができる。
- (2) 大会の開催時期及び期間並びに会期
- 1) 大会の開催時期は、次のとおりとする。ただし、開催地の気象その他の事情により変更することができる。
    - ① 冬季大会:12月～2月末日
    - ② 本大会:9月中旬～10月中旬[注]公開競技については、当該大会開催年度4月1日以降、本大会会期内まで
  - 2) 大会の開催期間は次のとおりとし、特別な事情がない限り、延長することはできない。
    - ① 冬季大会:5日間以内
    - ② 本大会:11日間以内
  - 3) 大会の会期は、本要項第16項に規定する場合を除き、開催3年前に日本スポーツ協会が開催県と協議して決定する。
  - 4) 競技会の会期は、本要項第16項に規定する場合を除き、開催3年前の12月31日までに、日本スポーツ協会が中央競技団体及び開催県と協議して決定する。
  - 5) 開催県内では、大会の開催期間中及びその1週間前に他の競技的催し物等を実施することはできない。
- (3) 大会の実施競技及び参加人員
- 1) 大会の実施競技の区分は、正式競技、公開競技、デモンストレーションスポーツ、特別競技とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。
  - 2) 大会の実施競技及び参加人員等は、本要項第10項に基づき、開催県の諸条件も考慮の上、主催者間の協議で開催県内定時に決定する。
- (4) 大会の会場地及び競技施設
- 1) 開催県内の市町村会場地の決定にあつては、同一競技は同一市町村内で開催することを原則とし、会場地市町村等の都合により分散する場合でも近接の市町村で開催するものとする。
  - 2) 大会の諸施設(公開競技を除く)は、別に細則第2項で定める施設基準による。
  - 3) 開催県の立地条件及びスポーツ推進の状況等から実施困難な競技がある場合、当該競技を近県又はブロック内の既存の施設を活用して実施することができる。その際、開催県は、開催申請書提出以前に日本スポーツ協会及び文部科学省と協議しなければならない。
- (5) 大会の文化プログラム
- 大会の主催者及び特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会は、別に定める「文化プログラム実施基準」(57頁)に基づき文化プログラムを実施する。なお、必要に応じ個別プログラムの主催者に会場地市町村を含めることができる。

## 8 大会参加者

大会の参加者は、次のとおりとする。

### (1) 都道府県選手団

本部役員、正式競技及び特別競技の監督及び選手(以下「参加選手団」という。)で

構成する。この参加選手団は、都道府県を代表する者で、別に細則第 3 項で定める参加資格を有しなければならない。参加選手団は、大会の式典(総合開閉会式、各競技会の開始式並びに表彰式)及び競技中においては、別に定める「国民体育大会ユニフォーム規程」(58 頁)に基づくユニフォームを着用するものとする。

(2) 公開競技に参加する選手・監督及び役員

(3) 役員

大会役員、競技会役員及び競技団体が指定した競技役員

## 9 アンチ・ドーピング活動の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動(ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育・情報提供・啓発活動)は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(以下「JADA」という。)が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」(60 頁)に基づき実施する。

## 10 大会の実施競技及び種別並びに参加人員

(1) 実施競技は、別に定める「国民体育大会における実施競技について」(16 頁)に基づき選定された競技を対象とし、4 年毎に見直すものとする。

(2) 高等学校野球競技を特別競技として実施し、公益財団法人日本高等学校野球連盟が主管する。

(3) 大会で実施する競技、並びに正式競技及び特別競技の参加人員は、別に細則第 4 項で定める。

(4) 正式競技の実施種別は、原則として成年男子・成年女子・少年男子・少年女子とし、参加資格及び年齢基準については別に細則第 3 項で定める。

(5) 開催県は、「公開競技」及び「デモンストレーションスポーツ」として、それぞれ「公開競技実施基準」(24 頁)及び「デモンストレーションスポーツ実施基準」(25 頁)により実施することができる。

## 11 表 彰

(1) 総合表彰

1) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第 1 位の都道府県に天皇杯を、女子総合成績第 1 位の都道府県に皇后杯を授与する。

2) 男女総合成績及び女子総合成績第 1 位から第 8 位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

3) 総合成績決定方法は、別に細則第 5 項第 1 号で定める。

(2) 競技別表彰

1) 正式競技ごとに、男女総合成績第 1 位の都道府県に、大会会長トロフィーを授与する。

2) 男女総合成績及び女子総合成績第 1 位から第 8 位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

3) 各種別及び種目の第 1 位から第 8 位までに、賞状を授与する。

4) 総合成績決定方法は、別に細則第 5 項第 2 号で定める。

(3) 天皇杯及び皇后杯並びに大会会長トロフィーについては、「国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程」(64 頁)及び「国民体育大会会長トロフィー授与規程」(65 頁)により授与する。

- (4) 大会の充実・発展並びにスポーツの普及・向上に努め、その実績が顕著な都道府県又は個人に対しては、特別に表彰することができる。

## 12 大会開催の地域区分と順序

- (1) 大会開催の地域区分は東、中及び西地区とし、輪番に開催する。  
 (2) 東、中及び西の地域並びにブロックの区分は次表のとおりとする。

地区	ブロック	都道府県名
東	北海道	北海道
	東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
	関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
中	北信越	新潟、長野、富山、石川、福井
	東海	静岡、愛知、三重、岐阜
	近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
西	中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
	四国	香川、徳島、愛媛、高知
	九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

- (3) この地域区分は、冬季大会には適用しない。

## 13 大会開催の要望

- (1) 大会の開催を希望する都道府県は、都道府県体育・スポーツ協会（以下「都道府県体協」という。）会長、都道府県知事及び教育委員会教育長が連署の上、日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣宛に開催要望書を提出するものとする。  
 (2) 開催要望書の提出は、原則として大会開催年の6年前の年までとする。  
 (3) 開催要望書の様式及び添付書類は、別に細則第6項で定める。  
 (4) 日本スポーツ協会は、要望に基づいて調査審議の上、文部科学省と協議し、当該都道府県を開催申請書提出順序了解県として決定する。

## 14 大会開催の申請

- (1) 開催申請書提出順序了解県は、都道府県体協会会長、都道府県知事及び教育委員会教育長が連署の上、日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣宛に開催申請書を提出するものとする。  
 (2) 開催申請書の提出は、原則として大会開催年の5年前の年の6月1日から6月30日までとする。  
 (3) 開催申請書の様式及び添付書類は、別に細則第7項で定める。  
 (4) 原則として、開催申請書の提出に先立ち、正式競技及び特別競技に係る中央競技団体による会場地市町村の視察を行うものとする。

## 15 大会開催地の内定及び決定

- (1) 日本スポーツ協会は、前項の申請に基づいて調査審議の上、文部科学省と協議し、原則として大会開催年の5年前の年の9月末日までに大会開催地を内定する。  
 (2) 日本スポーツ協会は、開催地の決定に先立ち、大会の会場地及び競技施設の準備状況等を調査審議の上、文部科学省と協議し、原則として大会開催年の3年前の年の9月末日までに大会開催地を決定する。

## 16 大会開催の可否決定及び延期又は中止の対応

- (1) 国内において、大会開催時までには又は会期中に災害その他の事由が発生した場合は、日本スポーツ協会が審議の上、文部科学省及び当該大会開催県と協議し、日本スポーツ協会が予定された会期における開催の可否を決定する。

この場合、予定された会期において実施不可能な競技が3分の2程度に達した時は、予定された会期での開催を中止するものとする。
- (2) (1)において、「災害その他の事由」とは、次に掲げるものをいう。
  - 1) 自然災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象による被害)
  - 2) 人為災害(火災や大気汚染など都市災害、交通事故、管理災害、環境災害)
  - 3) 特殊災害(テロ、化学物資の漏洩など自然現象以外が要因で発生する災害)
  - 4) その他これに類する事象(感染症の蔓延や拡大防止を事由とするものを含む)
- (3) (1)に掲げる場合において、次に掲げるいずれかの状況が生じているときには、(4)に示すところに従い、大会の開催を延期することができるものとする。
  - 1) 全国的に社会経済活動に極めて重大な支障が生じている状況
  - 2) 全国的に一定期間を超えてスポーツ活動や大規模イベント開催が著しく制限される状況
  - 3) 実施競技の3分の2以上で全国的に予選会(本要項第18項に定める都道府県大会及びブロック大会をいう。)の開催が困難な状況
- (4) (3)に従い大会の開催を延期する場合においては、次に示す手続に従うものとする。
  - 1) 当該大会開催県が延期を希望する場合は、(1)に示す開催中止の決定から1カ月以内を期限として、日本スポーツ協会に開催の延期を申請する。期限内に申請が行われない場合は、当該大会は中止するものとする。
  - 2) 日本スポーツ協会は、前号の申請を受けた場合、文部科学省と協議し、当該大会開催の延期の可否を決定する。
  - 3) 前号により延期が認められる場合、当該大会の開催年及び開催時期は、原則として次の通りとする。
    - ① 冬季大会:開催地が決定、内定又は開催申請書提出順序了解していないいずれかの年
    - ② 本大会:開催地が決定している年又は6)によりこれに準ずる年のうち、最も開催年が遅い年の翌年
  - 4) 前号により開催する大会回数は、前年に開催の大会に順次付するものとし、実施競技、実施種目及び参加都道府県数については、原則として当初予定していた大会の通りとする。
  - 5) 3)により延期された大会の開催年以降に、開催地が内定し又は開催申請書提出順序了解されていた各大会については、開催年をそれぞれ1年延期するものとする。ただし、冬季大会の開催年についてはこの限りではない。
  - 6) 開催地が内定していた各大会については、前号により開催年を延期するのは1回限りとし、当該延期後の開催年は、3)②において、開催地が決定している年に準ずる年として扱うものとする。
  - 7) 3)による延期開催については、当該大会につき1回限りとする。
- (5) 延期開催又は中止した大会に関する成績の取扱い及び参加資格の対応については、別に細則第8項で定める。
- (6) 当該大会を予定された会期での開催中止決定後、公開競技及びデモンストレーションスポーツの開催については、原則として正式競技と同様の取り扱いとする。

- (7) 大会の文化プログラムについては、当該大会を予定された会期での開催中止決定後に当該大会名を冠して開催することはできない。

## 17 大会の標章

- (1) 大会の標章は、次のとおりとする。
- 1) 国民体育大会マーク(図形)
  - 2) 国民体育大会マークを含めたシンボルマーク(図形)
  - 3) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」、及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
  - 4) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」、及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
  - 5) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語(愛称等)
  - 6) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」を含む結合語又は造語(愛称等)
  - 7) 競技別シルエット(図形)
  - 8) 大会に関するマスコット(キャラクター)
- (2) 日本スポーツ協会及び開催県実行委員会は、国民体育大会マークを含めたシンボルマーク、並びに、「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」(第78回大会以降は、「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」)を含む結合語又は造語(愛称等)を制定することができる。
- (3) 日本スポーツ協会及び開催県実行委員会は、大会に関係するマスコットを制定することができる。
- (4) 大会の標章の使用に関しては、「公益財団法人日本スポーツ協会国民体育大会関係標章の使用に関する規程」(66頁)によるものとする。ただし、開催県実行委員会が定めるマスコットについては、除くものとする。
- (5) 大会に関する製作物等には、原則として国民体育大会マークを表示しなければならない。なお、表示方法等については、「公益財団法人日本スポーツ協会国民体育大会関係標章デザインガイドライン」(69頁)によるものとする。
- 1) 大会参加章
  - 2) 記念章
  - 3) 各種印刷物
    - ①ポスター、②総合プログラム、③競技別プログラム、④その他印刷物(ガイドブック、リーフレット、名刺等)
  - 4) 看板等
    - ①看板類(各種看板、大会告示塔等)、②横断幕
  - 5) ホームページ
  - 6) その他国体に係る製作物等

## 18 都道府県大会及びブロック大会

- (1) 正式競技については、大会の予選会として次のとおり都道府県大会を開催するものとする。



- 1) 都道府県体協等は、都道府県において大会の予選会を兼ねた都道府県大会を開催する。
  - 2) 都道府県大会は、会場地市町村等の共催又は後援の下に開催する。
  - 3) 都道府県体協等は、市町村の体育・スポーツ協会が当該市町村大会を開催できるよう援助する。
- (2) 参加者は、実施要項に基づき都道府県主催団体に申込み。大会の予選会としてブロック大会を開催する必要のある競技がある場合は、原則として本要項第 12 項のブロック区分によるブロック大会を次のとおり開催するものとする。
- 1) ブロック大会は、各ブロック内の関係都道府県体協等の共催のもと、ブロック大会開催地市町村等の共催又は後援を得て開催する。
  - 2) 競技の運営は、開催都道府県体協等の協議によってブロック大会開催県の各競技団体が当たる。
  - 3) 競技運営に差し支えない限り、開催県選手は当該競技のブロック大会を経ることなく大会に参加することができる。
- (3) 災害その他の事由により、(1)又は(2)に定める大会の予選会が予定された日程で開催できない場合、代替日程で開催するものとし、大会開催時までには代替日程での予選会開催が困難である場合は、代替手段により大会出場者を選出するものとする。ただし、代替手段によって公平公正な選手選考が困難である場合は、その旨及びその理由について、日本スポーツ協会に対し、速やかに届け出るものとする。

## 19 大会参加章

- (1) 本要項第 8 項(1)、(3)に定める参加者には、大会参加章(以下「参加章」という。)が与えられる。
- (2) 参加章着用者は、大会参加を証された者として、総合開・閉会式を除くすべての競技会場に入場することができる。ただし、競技会場によっては、入場を制限されることがある。
- (3) 開催回数を同じくする大会の参加章は、原則として同一とする。ただし、冬季大会の参加章については、開催県が希望する場合、本大会と異なる意匠により作成することができる。
- (4) 参加章の意匠等は、開催県が日本スポーツ協会と協議の上決定し、作成する。
- (5) 開催県実行委員会は、参加章以外に同一意匠で規格を異にする記念章を公開競技及びデモンストレーションスポーツの参加者、並びに大会補助員、協力者のために作成することができる。
- (6) ブロック大会及び都道府県大会においては、大会参加章と同一意匠で規格を異にする参加章を作成することができる。

## 20 大会の式典

### 【本大会】

- (1) 大会の式典を行う場合は、冬季大会を含め回数を同じくする大会の総合開・閉会式として、開催県実行委員会が選定した競技会場地で行う。ただし、本大会を複数の都道府県において開催する場合は、別に協議する。
- (2) 式典の所要時間は、原則として 60 分以内とする。
- (3) 式典は、できるだけ簡素なものとして、次の項目を必ず式典中に取り入れるものとする。ただし、その他の項目については、開催県実行委員会において企画の上、日本スポー

ツ協会と協議して定める。

総合開会式 開会宣言  
国旗掲揚  
大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗掲揚  
開催県旗・参加都道府県旗・会場地旗掲揚  
天皇杯・皇后杯返還  
大会会長あいさつ  
文部科学大臣あいさつ  
天皇陛下お言葉  
炬火点火  
選手代表宣誓

総合閉会式 成績発表  
表彰状授与  
天皇杯・皇后杯授与  
大会会長あいさつ  
スポーツ庁長官あいさつ  
開催県旗・参加都道府県旗・会場地旗降納  
大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗降納  
国旗降納  
炬火納火  
国体旗引継  
(第78回大会以降は、「国スポ旗引継」)  
次期開催県旗掲揚  
閉会宣言

(4) 総合開・閉会式時に集団演技を実施することができる。

(5) 競技会終了後の表彰式は細則第9項により実施することができる。

#### 【冬季大会】

冬季大会の各競技会においては、開始式並びに表彰式を実施するものとする。ただし、その場合はできるだけ簡素なものとし、内容については、開催県実行委員会において企画の上、日本スポーツ協会と協議して定める。

## 21 国体旗引継ぎ及び保管

- (1) 国体旗は、総合閉会式時に本大会開催県代表者から次回本大会開催県代表者に引き継がれる。
- (2) 前号の方法は、大会ごとの事情に応じて行う。
- (3) 本大会の開催期間を除き、国体旗の保管は、日本スポーツ協会が行う。
- (4) 第78回大会以降は、「国体旗」を「国スポ旗」という。

## 22 大会旗及び炬火リレー

- (1) 大会旗及び炬火リレーは、開催県内に限り実施することができる。
- (2) リレーの方法については、開催県実行委員会が企画し、実施する。

## 23 大会役員

- (1) 大会役員は、概ね次のとおりとする。

名誉会長	文部科学大臣
会長	日本スポーツ協会会長
副会長	日本スポーツ協会副会長・専務理事、スポーツ庁長官、開催県知事、開催県体育・スポーツ協会会長
顧問	日本スポーツ協会顧問・理事・監事・評議員、全国を統轄する各競技団体会長、都道府県体協会長、文部科学副大臣、文部科学大臣政務官、文部科学事務次官、文部科学審議官、文部科学省大臣官房長、スポーツ庁次長、開催県選出衆・参両院議員、開催県議会議長・教育長・公
参与	安委員長・市長会会長・町村長会会長・市議長会会長・町村議長会会長、開催県スポーツ推進審議会会長
委員	スポーツ庁審議官・スポーツ総括官・政策課長・健康スポーツ課長・参事官(地域振興担当)、開催県議会議員・副知事・教育委員・開催県会計管理者・各部部长・警察本部長、開催県実行委員会常任委員、開催県体育・スポーツ協会副会長・顧問・参与
委員長	日本スポーツ協会国民体育大会委員会委員長
副委員長	日本スポーツ協会事務局長、スポーツ庁競技スポーツ課長、開催県実行委員会事務局長
総務委員	日本スポーツ協会国民体育大会委員会委員・担当事務局次長・担当部長・担当課長、開催県実行委員会事務局次長、開催県体育(スポーツ)協会理事長又はこれに準ずる者、開催県体育・スポーツ主管課長
委員	日本スポーツ協会国体競技運営部会委員・事務局担当者、スポーツ庁担当官、開催県体育・スポーツ協会常務理事、JADA 事務局長又はこれに準ずる者、開催県実行委員会事務局の課長以上

(2) 競技会役員は、概ね次のとおりとする。ただし、公開競技においては、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、決定する。

名誉会長	会場地市町村長
会長	全国を統轄する競技団体会長
副会長	全国を統轄する競技団体副会長、会場地市町村体育・スポーツ協会会長、開催県競技団体会長、会場地市町村実行委員会事務局長
顧問	全国を統轄する競技団体顧問、都道府県競技団体会長、会場地市町村議会議長・教育長
参与	会場地市町村議会議員・教育委員・副市町村長・会計管理者・関係部長、会場地市町村体育・スポーツ協会顧問・副会長、会場地市町村実行委員会常任委員、開催県競技団体副会長・顧問・参与、会場地競技団体顧問・参与、全国を統轄する競技団体役員の中で特に必要と認められた者
委員長	全国を統轄する競技団体理事長又はこれに準ずる者
副委員長	会場地市町村実行委員会事務局次長、会場地市町村競技団体会長、開催県競技団体理事長又はこれに準ずる者
委員	全国を統轄する競技団体理事、開催県競技団体理事、会場地市町村競技団体副会長、会場地市町村実行委員会事務局各部長・各副部長、会場地市町村体育・スポーツ協会常務理事、JADA 事務局担当者又はこれに準ずる者

- (3) 大会役員及び競技会役員は大会会長が委嘱する。ただし、公開競技における競技会役員は除く。

## 24 総務委員会

- (1) 総務委員会は、大会開催中、大会運営上重要な事項を処理する必要のあるとき、大会委員長が召集し、開催する。
- (2) 総務委員会は、大会委員長、副委員長及び大会委員長が予め指名する総務委員をもって構成する。

## 25 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

- (1) 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、必要に応じて設置する。
- (2) 実行委員会の規程には、次の内容を明記する。
- ①名称 ②目的 ③組織 ④役員 ⑤管掌内容 ⑥経理方法 ⑦その他必要な事項
- (3) 実行委員会には、事務局を設ける。
- (4) 開催県実行委員会は、下記の事項については日本スポーツ協会と協議し、承認を得なければならない。
- ①競技施設の計画 ②大会役員及び競技会役員編成基準 ③中央競技役員数及び所要経費基準 ④ポスター図案 ⑤国民体育大会マークを含めたシンボルマーク ⑥「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語（第78回大会以降は、「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」を含む結合語又は造語）⑦報道に関する事項 ⑧記録映画等製作に関する事項 ⑨宿泊、交通及び医療要項 ⑩集団演技の内容 ⑪その他必要な事項
- (5) 開催県実行委員会は、下記の事項については日本スポーツ協会と調整の上、報告をしなければならない。
- ①大会開催に関する予算及び決算 ②皇族に関する事項 ③実行委員会の規程及び委員 ④大会に関するマスコット ⑤招待者の範囲 ⑥表彰に関する事項 ⑦大会の諸会議日程 ⑧その他必要な事項

## 26 各競技の実施要項

大会で実施する正式競技、公開競技及び特別競技の実施要項は、それぞれ全国を統轄する競技団体が立案し、日本スポーツ協会に提出する。提出された実施要項は、冬季大会は大会開催月の6カ月前、本大会は大会開催年の前年の12月31日までに日本スポーツ協会において決定し、開催県実行委員会が作成する。実施要項に記載する内容は別に細則第10項で定める。

## 27 参加申込み

- (1) 都道府県体協等会長及び各都道府県競技団体会長は、連署の上、都道府県大会等において選抜された者を大会会長宛に申込みものとする。
- (2) 参加申込みは、定められた締切日までに所定の様式、方法により日本スポーツ協会宛に行う。
- (3) 参加申込み締切日は、日本スポーツ協会が実施競技団体及び開催県と協議して決定する。

- (4) 参加申込み様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議して作成する。
- (5) 公開競技については、別途当該中央競技団体が定める所定の手続きにより行う。
- (6) 参加申込み締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、所定の様式、方法により各大会の実施要項総則で定めるところへ届け出なければならない。
- (7) 参加申込み締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、各大会の実施要項総則で定める所定の棄権手続きをとらなければならない。

## 28 大会参加負担金

- (1) 大会に参加選手団を派遣する都道府県協会は、負担金を納入するものとする。
- (2) 負担金の額は、日本スポーツ協会が定める。
- (3) 負担金は、定められた締切日までに日本スポーツ協会に納入する。
- (4) 負担金の充当先等については、日本スポーツ協会が定める。
- (5) 公開競技については、当該中央競技団体が参加者から徴収することができる。

## 29 招待状

- (1) 招待状は、主催者が発行する。
- (2) 主催者以外のものは、いかなる名義をもって、招待状又はこれに類するものを発行することはできない。
- (3) 招待状持参者は、招待状記載の内容に基づき会場に入場することができる。

## 30 プログラム

- (1) プログラムは、総合プログラム及び競技別プログラムとする。
- (2) 総合及び競技別プログラムに記載する内容は、別に細則第 11 項で定める。
- (3) プログラムは、有料で頒布する。ただし、次については無料とする。

### 1) 総合プログラム

大会役員	各 1 部
参加選手団	各 5 部
競技団体	各 2 部
報道関係者	1 社各 1 部

### 2) 競技別プログラム

競技団体	各 5 部
競技会役員・競技役員	各 1 部
参加選手団	各 2 部
競技別監督	各 1 部
参加選手全員	各 1 部
報道関係者	1 社各 1 部

## 31 参加選手団本部役員編成

- (1) 参加選手団本部役員の編成は、次の基準による。

### 1) 本大会

- ① 参加選手 500 名以上の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 20 名以内とする。
- ② 参加選手 300 名以上 500 名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 15 名以内とする。

③ 参加選手 300 名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 10 名以内とする。

## 2) 冬季大会

団長、総監督及び総務ほか、計 5 名以内とする。

3) 上記本部役員のほか、各大会とも 5 名以内の顧問を設けることができる。

- (2) 各大会とも、上記本部役員の中で、スポーツドクターを帯同するものとする。なお、帯同するスポーツドクターは日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。
- (3) 各大会とも、上記本部役員の中で、原則としてアスレティックトレーナーを帯同するものとする。なお、帯同するアスレティックトレーナーは日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。
- (4) 1 日あたりの参加選手団本部役員の人数については、上記の編成人数を上限とする。
- (5) 参加選手団本部役員の参加申込みは、監督及び選手の申込みと同時に、本要項第 27 項に定める方法により行う。

## 32 視察員

- (1) 各都道府県協等は、大会視察のため視察員を派遣することができる。
- (2) 視察員数は、各大会それぞれ 1 都道府県 3 名以内とする。ただし、以降の大会開催が決定又は内定している都道府県は 20 名以内とするが、本大会については開催県の実情を考慮し、実施要項作成時に決定する。
- (3) 視察員の参加申込みは、参加選手団の申込みと同時に、本要項第 27 項に定める方法により行う。
- (4) 視察員は、原則としてすべての会場に入場することができる。
- (5) 視察員には、視察員章を交付する。

## 33 大会経費

大会の準備及び運営のための経費は、国庫補助金及び日本スポーツ協会補助金並びに開催県（会場地市町村を含む）負担金又は準備金及び入場料等でまかなう。

ただし、公開競技の実施に係る経費については、当該中央競技団体が負担する。

## 34 入場券、入場料

- (1) 入場券は、主催者が発行する。
- (2) 入場料金額は、開催県実行委員会が日本スポーツ協会と協議して決める。
- (3) 入場料は、開催県実行委員会が徴収し、大会運営の経費及びスポーツの推進に必要な経費に充当する。
- (4) 公開競技における入場券、入場料については、当該中央競技団体が日本スポーツ協会と協議の上、発行、徴収することができる。

## 35 宿 舎

- (1) 大会参加者及び視察員並びに報道員の宿舎は、開催県（会場地市町村を含む）実行委員会が準備する。
- (2) 競技別参加者の宿舎は、環境等を配慮の上、競技実施会場の周辺に選定する。
- (3) 宿舎は、ホテル、旅館及び民宿を原則とする。
- (4) 1 人の宿泊に要する広さは、3.3 m<sup>2</sup> (2 畳) 以上とする。
- (5) 配宿は、開催県（会場地市町村を含む）実行委員会が行う。

- (6) 宿泊料金は、大会開催の 2 年前に開催県実行委員会と協議の上、日本スポーツ協会において決定する。
- (7) 公開競技については、当該中央競技団体が準備・手配する。

### 36 交 通

- (1) 主催者は、大会参加者の旅費、馬匹等の輸送費の割引について極力努力する。
- (2) 開催県実行委員会は、できる限り大会参加者の交通上の利便をはかるものとする。

### 37 記 録

- (1) 開催県実行委員会は、競技成績等を記録し、円滑に発表する。
- (2) 競技成績等記録の情報処理に関しては、別に定める「国民体育大会記録情報処理要項」(81 頁)に基づき行うものとする。

### 38 報 道

- (1) 報道員の範囲は、日本新聞協会、日本放送協会(NHK)、日本民間放送連盟、日本雑誌協会、写真記者協会及びテレビ・ニュース映画協会にそれぞれ加盟している新聞社、雑誌社、ラジオ・テレビ放送社及びニュース映画社の所属社員並びに日本スポーツ協会と開催県実行委員会が協議して認めた者に限る。
- (2) 報道員の取材は、開催県実行委員会が定めた取材協定によるものとする。

### 39 スポーツ推進事業への協力

- (1) 開催県(会場地市町村を含む)は、日本スポーツ協会が推進するスポーツ推進事業に対し、必要な協力を行うものとする。
- (2) 開催県(会場地市町村を含む)は、日本スポーツ協会が実施するキャンペーン活動の推進に協力しなければならない。

### 40 企業協賛

- (1) 日本スポーツ協会と開催県実行委員会は両者協力のもと、大会の活性化(国体の認知度の向上、国体ブランドの価値の向上)と開催地の財政負担軽減を目的とした企業協賛を実施するものとする。
- (2) 実施に際しては、別に定める「国民体育大会企業協賛に関するガイドライン」(78 頁)に基づくものとする。

### 41 広告・示威行動・宣伝

- (1) 大会開催場所・競技会場施設内においては、いかなる種類の示威行動または、政治的、宗教的、人種的な宣伝活動も認めない。
- (2) 大会開催場所・競技会場施設内及びその周辺における広告またはその他の宣伝等については、別に定める「国民体育大会企業協賛に関するガイドライン」(78 頁)に基づき、日本スポーツ協会と開催県実行委員会が協議し、両者協力のもとで実施するものとする。

### 42 国民体育大会参加者傷害補償制度

- (1) 日本スポーツ協会及び都道府県体協等は、大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として国民体育大会

参加者傷害補償制度を運営する。運営については別に細則第 12 項で定める。

- (2) 本制度の対象となる参加者とは、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員(顧問を含む)、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (3) 補償内容その他の細部については、別に定める「国民体育大会参加者傷害補償制度」のとおりとする。

#### 43 ドクターズ・ミーティング開催への協力

開催県(会場地市町村を含む)は、日本スポーツ協会が開催するドクターズ・ミーティングに対し必要な協力を行うものとする。

#### 44 大会の資産

- (1) 資産とは、過去の大会を含め、大会に関する標章、記録、データ、映像、作成物等を行う。
- (2) 大会の資産としての活用については、日本スポーツ協会が権利を有するものとする。
- (3) 大会の撮影、放送及びその二次利用にあたっては報道に関する内容を除き、日本スポーツ協会の許可を得なければならない。

#### 45 協議

- (1) 本要項において協議と定める事項については、原則として国民体育大会委員会において協議し決定するものとする。
- (2) 本要項において定める事項のほか、大会に関連して協議が必要な事項については、原則として、国民体育大会委員会において協議し決定するものとする。

#### 46 要項の改廃

本要項の改廃は、国民体育大会委員会の決議を経て行う。

#### 〈附 則〉

- (1) 本要項に定めるもののほか、日本体力医学会及び全国体育施設研究協議会については、できるだけ選手及び役員の宿泊等に支障がないよう配慮の上、開催するものとする。
- (2) 本要項は、昭和 30 年 1 月 17 日制定
- (3) 第 78 回以降の大会については、本要項、細則及び関連基準・規程等の「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に読み替えるものとする。

昭和 37 年 3 月 1 日第 3 次改定  
昭和 41 年 3 月 29 日第 4 次改定  
昭和 48 年 7 月 10 日第 5 次改定  
昭和 51 年 6 月 2 日第 6 次改定  
昭和 52 年 7 月 13 日第 7 次改定  
昭和 54 年 5 月 9 日第 8 次改定  
昭和 55 年 1 月 23 日第 9 次改定  
昭和 59 年 9 月 9 日第 10 次改定  
昭和 58 年 12 月 7 日第 11 次改定  
(8 項(3)、(7)は昭和 63 年 1 月 1 日から施行)

平成 19 年 3 月 7 日第 30 次改定  
平成 19 年 7 月 1 日第 31 次改定  
平成 20 年 12 月 17 日第 32 次改定  
平成 22 年 3 月 17 日第 33 次改定  
(改定内容は第 70 回大会から適用)  
平成 22 年 6 月 18 日第 34 次改定  
平成 22 年 12 月 16 日第 35 次改定  
(39 項は第 69 回本大会から適用)  
平成 23 年 3 月 25 日第 36 次改定  
平成 23 年 4 月 1 日第 37 次改定



昭和 63 年 7 月 13 日第 12 次改定  
昭和 63 年 8 月 24 日第 13 次改定  
平成 元年 8 月 15 日第 14 次改定  
平成 5 年 6 月 8 日第 15 次改定  
平成 5 年 6 月 29 日第 16 次改定  
平成 6 年 5 月 10 日第 17 次改定  
(9 項(4)は第 52 回夏季大会から適用)  
平成 6 年 7 月 5 日第 18 次改定  
平成 10 年 6 月 17 日第 19 次改定  
(8 項(7)は第 54 回夏季大会から適用)  
平成 11 年 6 月 16 日第 20 次改定  
平成 11 年 9 月 7 日第 21 次改定  
(29 項(1)①は平成 12 年 4 月 1 日から施行)  
平成 13 年 1 月 6 日第 22 次改定  
平成 13 年 3 月 14 日第 23 次改定  
平成 14 年 7 月 2 日第 24 次改定  
平成 15 年 4 月 25 日第 25 次改定  
平成 15 年 8 月 19 日第 26 次改定  
平成 17 年 6 月 16 日第 27 次改定  
(改定内容は第 61 回冬季大会スケート・アイス  
ホッケー競技会から適用するが、39 項につ  
いては平成 17 年 4 月 20 日から施行する)  
平成 17 年 12 月 22 日第 28 次改定  
(10 項(2)は第 63 回大会から改定し適用)  
平成 18 年 3 月 9 日第 29 次改定  
(7 項(5)は第 63 回大会から適用)

平成 23 年 6 月 24 日第 38 次改定  
平成 23 年 8 月 25 日第 39 次改定  
平成 23 年 12 月 25 日第 40 次改定  
平成 24 年 6 月 21 日第 41 次改定  
平成 24 年 12 月 20 日第 42 次改定  
平成 25 年 3 月 7 日第 43 次改定  
平成 25 年 6 月 21 日第 44 次改定  
平成 25 年 12 月 12 日第 45 次改定  
平成 26 年 3 月 13 日第 46 次改定  
平成 27 年 3 月 12 日第 47 次改定  
平成 27 年 12 月 10 日第 48 次改定  
平成 29 年 3 月 8 日第 49 次改定  
平成 29 年 4 月 3 日第 50 次改定  
平成 29 年 8 月 25 日第 51 次改定  
平成 30 年 4 月 1 日第 52 次改定  
平成 30 年 8 月 30 日第 53 次改定  
令和 元年 6 月 13 日第 54 次改定  
令和 元年 12 月 12 日第 55 次改定  
(改定内容は第 75 回本大会から適用)  
令和 2 年 12 月 10 日第 56 次改定  
令和 3 年 6 月 10 日第 57 次改定  
令和 3 年 12 月 9 日第 58 次改定

# 国民体育大会開催基準要項細則

## 1 国民体育大会開催基準要項(以下「本則」という。)第7項第1号の3(開催地が複数の都道府県にまたがる場合)

総合開・閉会式場及び競技会場の決定については、当該都道府県が協議の上、日本スポーツ協会の承認を得なければならない。

## 2 本則第7項第4号の2(施設基準)

大会の競技施設は既存施設の活用に努め、施設の新設・改修等にあたっては、大会開催後の地域スポーツ推進への有効的な活用を考慮し、必要最小限にとどめるものとする。

なお、本施設基準は、会場地市町村等が各競技場を整備する上での基準であり、開催県及び市町村等において各中央競技団体との調整を行い弾力的に運用できるものとする。

(国民体育大会施設基準:42頁参照)

## 3 本則第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)

### (1) 大会及びブロック大会

#### 1) 参加資格

① 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(i) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうちの「永住者」(「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む)

(ii) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者。

i) 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、大会実施要項が定める参加申込時に1年以上在籍していること。

ii) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」(中学3年生)に該当していること。

(iii) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者。

i) 少年種別年齢域にあった時点において前号(ii)に該当していた者であること。

ii) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会終了時において「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(iii)－ii)について、大学及び専修学校等に在籍する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

② 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長及び都道府県体協等会長が代表として認め選抜した者であること。

③ 前々回又は前回の大会(都道府県大会及びブロック大会を含む)に選手又は監督として参加した者が異なる都道府県から参加する場合については、2大会以上の間を置かなければならない。ただし、次の場合は該当しないこととする。

(i) 成年種別

i) 新卒業者

ii) 結婚又は離婚に係る者

[注] i)及びii)は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

- iii) ふるさと選手(51 頁の「国民体育大会ふるさと選手制度」による)
- [注] 52 頁の「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。
- (ii) 少年種別
  - i) 新卒業者
  - ii) 結婚又は離婚に係る者
  - iii) 一家転住に係る者(52 頁の「一家転住等に伴う特例措置」による)
  - [注] i)から iii)は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。
  - iv) JOC エリートアカデミーに在籍する者(53 頁の「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による)
- ④ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。
- ⑤ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ 1 競技に限り参加できる。
- ⑥ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。
- ⑦ 上記のほか、選手については次のとおりとする。
  - (i) 本則第 18 項に定める都道府県大会等に参加し、これを通過した者であること。ただし、別に定める「国民体育大会予選会免除に関する要領」(54 頁)及び「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」(55 頁)に基づき予選会への参加が免除となった者については、この限りではない。
  - (ii) 健康診断を受け、健康であることを証明された者であること。
  - (iii) ドーピング検査対象に選定された場合には、検査を受けなければならない。
- ⑧ 上記のほか、監督については、大会開催年の 4 月 1 日以前から本大会終了時まで(冬季大会については、大会開催前年の 10 月 1 日以前から本大会終了時まで)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づき当該競技団体が定める公認資格(コーチ 1~4、教師、上級教師)を保有している者とする。

## 2) 選手の年齢基準及び所属都道府県

選手の年齢基準及び所属都道府県は、次のとおりとする。

ただし、日本スポーツ協会が特に認める場合、以下の年齢基準にかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができるものとし、年齢の下限は大会開催年(冬季大会は前年)の 4 月 1 日現在、14 歳(中学 3 年生)とする。

### ① 成年種別

大会開催年(冬季大会は前年)の 4 月 1 日現在、18 歳以上の者とし、次のいずれかに属する都道府県を選択することができる。

- (i) 居住地を示す現住所
- (ii) 勤務地
- (iii) ふるさと (51 頁の「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)

[注] 53 頁の「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

### ② 少年種別

大会開催年(冬季大会は前年)の 4 月 1 日現在、15 歳以上 18 歳未満の者とし、次のいずれかに属する都道府県を選択することができる。

- (i) 居住地を示す現住所
- (ii) 「学校教育法」第 1 条に規定する学校の所在地

(iii) 勤務地

(iv) 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」(53 頁)に定める小学校の所在地

[注] 上記の属する都道府県のうち、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「『学校教育法』第 1 条に規定する学校の所在地」のいずれかから参加する場合は、大会開催年(冬季大会は開催前年)の 4 月 30 日以前から大会終了時まで引き続き当該地に、居住又は勤務、通学していなければならない(「居住地を示す現住所」における「日常生活」及び「勤務地」における「主たる勤務実態」については、別に基準を定める)。ただし、次の者は、この限りではない。

[成年種別]

(a) 「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」(55 頁)の対象者

[少年種別]

(a) 一家転住に係る者(52 頁の「一家転住等に伴う特例措置」による)

(b) 「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」(55 頁)の対象者

## (2) 都道府県大会

- 1) 都道府県体協等は、大会の運営の円滑化を図るため、市町村体育・スポーツ協会、同教育委員会等と緊密な連絡をとり、前号に準拠した選手及び監督を各競技の参加者とする。
- 2) 各競技の選手及び監督は、大会主催者が定める参加申込書を提出する。
- 3) 当該競技団体に登録していない者又はチームの取り扱いは次のとおりとする。
  - (i) 大会主催者が定めた参加申込書を提出することにより、当該競技団体の一時登録者又は仮加盟者とみなし、参加料等を徴収することができる。なお、特に経験を必要とする競技については、当該競技団体が参加資格を別に定めることができる。
  - (ii) 参加申込書が受理された時点で参加条件が満たされたこととし、以降本大会まで当該競技団体の定めた競技者規定等を遵守すること。

## (3) その他

参加資格等に疑義があるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査審議の上、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

## 4 本則第 10 項第 3 号(大会の実施競技及び各競技の参加人員)

(1) 第 70 回大会から第 73 回大会における実施対象競技は次のとおり。

### 1) 正式競技(41 競技)

#### ① 毎年実施競技(37 競技)

[本大会]

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、クレー射撃、ボウリング、ゴルフ

[冬季大会]

スキー、スケート、アイスホッケー

#### ② 隔年実施競技(4 競技)

[本大会]

軟式野球、銃剣道、なぎなた、トライアスロン

### 2) 公開競技(4 競技)

[本大会]

綱引、ゲートボール、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ

3) デモンストレーションスポーツ

開催県が希望する競技

4) 特別競技

[本大会]

高等学校野球

(2) 第74回大会から第77回大会における実施対象競技は次のとおり。

1) 正式競技(41 競技)

① 毎年実施競技(39 競技)

[本大会]

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

[冬季大会]

スキー、スケート、アイスホッケー

② 隔年実施競技(2 競技)

[本大会]

銃剣道、クレール射撃

2) 公開競技(5 競技)

[本大会]

綱引、武術太極拳、パワーリフティング、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ

3) デモンストレーションスポーツ

開催県が希望する競技

4) 特別競技

[本大会]

高等学校野球

(3) 第78回大会から第81回大会における実施対象競技は次のとおり。

1) 正式競技(41 競技)

① 毎年実施競技(39 競技)

[本大会]

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

[冬季大会]

スキー、スケート、アイスホッケー

② 隔年実施競技(2 競技)

[本大会]

ボクシング、クレール射撃

2) 公開競技(7 競技)

[本大会]

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック

3) デモンストレーションスポーツ

開催県が希望する競技

4) 特別競技

[本大会]

高等学校野球

(4) 正式競技及び特別競技の参加人員は 46 頁に示すとおり。

5 本則第 11 項第 1 号の 3 及び第 2 号の 4(綜合成績決定方法)

(1) 総合表彰(都道府県)における綜合成績決定方法

- 1) 各都道府県の男女綜合成績及び女子綜合成績は、冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の得点を合計したものとし、その合計得点が多い順に順位を決定し、第 1 位から第 8 位まで表彰する。ただし、同点の場合は、その順位を共有し、その次の順位を欠位とする。
- 2) 各都道府県の綜合成績は、大会総務委員会が決定する。
- 3) その他業務上必要な事項は別に定める。

(2) 競技別表彰における綜合成績決定方法

各正式競技の男女綜合成績及び女子綜合成績は、次の競技得点及び参加得点を合計し、その多い順に順位を決定し、第 1 位から第 8 位まで表彰する。ただし、同点の場合は、順位を共有し、その次の順位を欠位とする。

各競技会の綜合成績は、競技団体が決定するが、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。

1) 競技得点

競技得点は、次の 2 種類とし、第 1 位から第 8 位までの都道府県に与える。ただし、同順位の場合の競技得点は、次順位のものに加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は小数第 3 位以下を切り捨てる。

		1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位
種別	4 人以下	24 点	21 点	18 点	15 点	12 点	9 点	6 点	3 点
	5 人以上 7 人以下	40 点	35 点	30 点	25 点	20 点	15 点	10 点	5 点
	8 人以上	64 点	56 点	48 点	40 点	32 点	24 点	16 点	8 点
種目	——	8 点	7 点	6 点	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点

[注] 「種別」:種別などに与える得点 「種目」:種目などに与える得点

2) 参加得点(83 頁)

参加得点は 10 点とし、その基準を下記のとおりとする。

- ① 都道府県が大会に直接エントリーする競技については、参加種別数にかかわらず、大会の参加をもって得点を与える。
- ② ブロック大会を経て参加する競技については、ブロック大会を大会参加とみなし、得点を与える。ただし、ブロック大会で大会の出場権を獲得しながら、大会に参加しなかった場合は与えない。

(3) 参加資格違反並びにアンチ・ドーピング規則に対する違反に関わる競技順位等の取り扱い「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」(85 頁)によるものとする。

6 本則第 13 項第 3 号(開催要望書の様式及び添付書類)

(1) 様式

## 開 催 要 望 書

公益財団法人日本スポーツ協会会長 殿  
文 部 科 学 大 臣 殿

令和〇〇年の第〇〇回国民体育大会[本大会または冬季大会](スポーツ基本法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 56 号)の施行後の国民スポーツ大会)を〇〇県において開催いたしたく、ここに要望します。

年 月 日

都道府県体育・スポーツ協会会長名 印

都 道 府 県 知 事 名 印

都道府県教育委員会教育長名 印

### (2) 添付書類

添付書類は、下記のとおりとする。ただし、日本スポーツ協会及び文部科学省が了解している事項については、省略することができる。

- 1) 都道府県議会決議書
- 2) 同一地区内都道府県の同意書

本則第 12 項第 2 号に定める同一地区内の都道府県体協等から同意を得ること。

## 7 本則第 14 項第 3 号(開催申請書の様式及び添付書類)

### (1) 様 式

## 開 催 申 請 書

公益財団法人日本スポーツ協会会長 殿  
文 部 科 学 大 臣 殿

令和〇〇年の第〇〇回国民体育大会[本大会または冬季大会](スポーツ基本法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 56 号)の施行後の国民スポーツ大会)を〇〇県において開催いたしたく、ここに申請します。

年 月 日

都道府県体育・スポーツ協会会長名 印

都 道 府 県 知 事 名 印

都道府県教育委員会教育長名 印

### (2) 添付書類

添付書類は、下記のとおりとする。ただし、日本スポーツ協会及び文部科学省が了解している事項については、省略することができる。

- 1) 都道府県議会決議書

なお、都道府県は会場地市町村との間で、競技会開催に係る合意書(又は契約書)を取り交わしておくこと。

2) 実施予定競技及びその種類

3) 実施予定競技の会場地とその施設概要

施設については、縦横の長さ、高さ、面積、照明度、観客収容能力等を具体的に記載する。

4) 大会運営費及び施設費の予算書

収入財源を明確にし、支出については、特に新設施設の予算額と経費負担区分を明らかにする。  
年次計画のあるものについては、年度ごとの計画と予算書を明らかにする。

5) 予定会場地ごとの宿泊可能数調査書

予定会場内及び交通機関を利用して約 30 分以内に会場に到着することができる隣接地のホテル、旅館等の名称、その畳数、所有寝具数、1 人 3.3 m<sup>2</sup>(2 畳)以上を基準とした場合の収容人数と旅館側で希望する宿泊人員数を記載する。

## 8 本則第 16 項第 5 号(延期開催又は中止した大会に関する成績の取扱い及び参加資格の対応)

(1) 総合成績の取扱い

本則第 16 項(1)において、大会(本大会及び冬季大会)を中止した場合、既に終了した競技会の成績については確定するものとし、本大会を中止した場合の男女総合成績(天皇杯)及び女子総合成績(皇后杯)の順位については、空位とし、確定しないものとする。

(2) 参加資格の対応

1) 当該大会の取扱い

当該大会(都道府県大会及びブロック大会を含む)については、予選会実施の有無にかかわらず、参加申込は無効とし、参加資格上は「不参加」として取扱うものとする。ただし、既に実施済みの予選会については、開催実績として記録できるものとする。

2) ふるさと選手制度

当該大会が開催されていた場合、ふるさと選手制度を利用する要件を満たしていた者について、次の通りとする。

① 当該大会の次回大会に参加する選手は、当該大会の前回大会のふるさと選手制度利用をもって、ふるさと解除(ふるさと選手制度 1 回の利用について、2 年以上連続で使用した者は、次回大会に 2 大会空けることなく、異なる都道府県から参加することが可能。)を適用可とする。

② 当該大会の次々回大会に参加する選手は、特例として当該大会の次回大会のふるさと選手制度利用をもって、ふるさと解除を適用可とする。

## 9 本則第 20 項第 5 号(各競技会表彰式の要領)

各競技の表彰式は、できるだけ簡素なものとし、概ね次のとおりとする。

- ・成績発表
- ・表彰状授与
- ・大会会長トロフィー授与
- ・競技会会長閉会のあいさつ
- ・会場地代表歓送のことば
- ・国旗降納
- ・大会旗、実施競技団体旗、会場地市町村旗降納

## 10 本則第 26 項(実施要項に記載する内容)

(1) 大会実施要項



- 1) 総則
  - ① 開催の趣旨            ② 実施競技            ③ 会期及び会場        ④ 競技方法
  - ⑤ 参加資格            ⑥ 表彰の方法        ⑦ 参加申込方法
  - ⑧ 宿泊申込方法        ⑨ 参加上の注意    ⑩ その他必要な事項
- 2) 大会日程と会場一覧表
- 3) 各競技実施要項
- 4) 天皇杯・皇后杯授与規程
- 5) 大会会長トロフィー授与規程
- 6) 日本スポーツ協会加盟競技団体一覧表
- 7) 開催県体育・スポーツ協会加盟団体一覧表
- 8) 開催県各会場地市町村実行委員会事務局一覧表
- 9) その他必要な事項
- (2) 各競技別実施要項
  - 1) 期日
  - 2) 会場
  - 3) 種別(種目)及び参加人員
  - 4) 競技上の規程及び方法
  - 5) 予選方法
  - 6) 参加資格等
  - 7) 成績採点方法
  - 8) 表彰の方法
  - 9) 参加申込方法
  - 10) 参加上の注意
  - 11) その他

## 11 本則第 30 項第 2 号(プログラムに記載する内容)

- (1) 総合プログラムには、下記のことを掲載しなければならない。
  - 1) 大会会長及び文部科学大臣あいさつ並びに開催県知事の歓迎のことば
  - 2) 大会役員
  - 3) 天皇杯・皇后杯授与規程
  - 4) 参加人員一覧表
  - 5) 各競技会別会場及び大会日程一覧表
  - 6) 各競技の日程及び組合せ
  - 7) その他必要な事項
- (2) 競技別プログラムには、下記のことを掲載しなければならない。
  - 1) 大会会長及び文部科学大臣あいさつ並びに開催県知事の歓迎のことば
  - 2) 全国を統轄する競技団体会長あいさつ及び会場地市町村代表の歓迎のことば
  - 3) 大会役員
  - 4) 競技会役員
  - 5) 競技役員、係員及び補助員
  - 6) 天皇杯・皇后杯授与規程
  - 7) 大会会長トロフィー授与規程
  - 8) 表彰式次第
  - 9) 会場図

- 10) 競技日程
- 11) 競技の見方
- 12) 組合せ
- 13) 都道府県別参加人員
- 14) その他必要な事項

(注) 6)、7)は、正式競技のみ記載する。

## 12 本則第 42 項第 1 号(国民体育大会参加者傷害補償制度の運営)

- (1) 大会参加の都道府県協等は、大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金を日本スポーツ協会に納入する。
- (2) 制度負担金の額は日本スポーツ協会が定める。
- (3) 制度負担金の充当先については、日本スポーツ協会が定める。
- (4) 都道府県代表選考過程における傷害等については、当該参加者本人及び予選会等代表選考の主催者の責任において別途傷害保険等に加入するなどの対応をとること。

### 〈 附 則 〉

- (1) 本細則は、昭和 58 年 12 月 7 日改定し、施行する。ただし、下記については、それぞれ昭和 63 年 1 月 1 日から施行する。
  - 3-1) ①オ(ア)
  - 3-1) ②ウ“大学を除く”
  - 5-1) ①②
- (2) 本細則の下記については、昭和 62 年 12 月 10 日改定し、昭和 63 年 1 月 1 日から施行する。
  - 4、7-1(2)及び附則(1)
- (3) 本細則第 4 項水泳競技飛込種別の選手数については、平成元年 12 月 6 日改定し、施行する。
- (4) 本細則附則(1)については、平成 2 年 5 月 16 日改定し、施行する。
- (5) 本細則の下記については、平成 3 年 12 月 2 日改定し、施行する。
  - 4 の成年 2 部の廃止と、これに伴う実施種別と実施時期の明記
- (6) 本細則の下記については、平成 4 年 1 月 31 日改定し、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
  - 4(軟式庭球をソフトテニスに変更)
- (7) 本細則の下記については、平成 5 年 6 月 8 日改定し、施行する。
  - 6-2)-⑤(予定会場地ごとの宿泊可能数調査書)
- (8) 本細則の下記については、平成 5 年 6 月 29 日新設し、施行する。
  - 11-1) (国民スポーツ振興事業)
- (9) 本細則附則(1)については、平成 7 年 6 月 21 日改定し、施行する。
- (10) 本細則の下記については、平成 8 年 1 月 9 日改定し、以下により施行する。
  - 第 2 項(施設基準)は、細則(注)2に記載の日より施行する。
  - 第 3 項(1)②のエ( )書きは、平成 8 年 1 月 9 日より施行する。
  - 第 4 項(各季大会の実施競技及び各競技の参加人員)は、細則補足説明記載の日より施行する。
- (11) 本細則の下記については、平成 8 年 4 月 26 日改定し、以下により施行する。
  - 第 4 項のライフル射撃競技種別の種目については、第 55 回大会より施行する。
  - 同項空手道競技種別の監督、選手数及び種目については、第 52 回大会より施行する。
- (12) 本細則の下記については、平成 8 年 6 月 11 日新設し、第 54 回大会より施行する。
  - 第 2 項及び第 4 項のゴルフ競技に関わる項目の新設。
- (13) 本細則附則(1)については、平成 9 年 1 月 14 日に改定し、第 52 回夏季大会より施行する。

- (14) 細則の下記については、平成 10 年 6 月 17 日改定し、以下により施行する。  
第 2 項の秋季大会式典会場に関わる項目は、平成 10 年 6 月 17 日より施行する。  
第 2 項及び第 4 項の漕艇、軟式野球及びカヌーの各競技に関わる項目は、平成 10 年 6 月 17 日より施行する。  
第 3 項(1)①オの成年 2 部に関わる項目については、第 54 回大会より施行する。
- (15) 本細則の下記については、平成 10 年 12 月 9 日改定し、第 54 回大会より施行する。  
第 4 項のバレーボール及び体操競技の参加人員、並びにヨット競技の種目。
- (16) 本細則第 2 項のヨット競技施設基準については、平成 11 年 6 月 16 日改定し、施行する。
- (17) 本細則第 4 項のサッカー競技参加人員については、平成 11 年 9 月 7 日改定し、第 57 回大会より施行する。
- (18) 本細則の下記については、平成 11 年 12 月 15 日改定し、以下により施行する。  
第 4 項のライフル射撃及びボートの各競技種目については、第 55 回及び第 56 回大会より、それぞれ施行する。
- (19) 本細則第 4 項のヨット競技種目については、平成 12 年 3 月 8 日改定し、第 56 回大会より施行する。
- (20) 本細則第 4 項の体操競技参加人員については、平成 12 年 6 月 21 日改定し、第 56 回大会より施行する。
- (21) 本細則第 4 項のゴルフ及びテニスの各競技参加人員については、平成 12 年 8 月 23 日改定し、第 56 回大会より施行する。
- (22) 本細則の下記については、平成 12 年 12 月 13 日改定し、以下により施行する。  
第 2 項及び第 4 項のヨット競技名称については、平成 12 年 12 月 13 日より施行する。  
第 4 項の弓道及びライフルの各競技参加人員については、第 56 回大会より施行する。
- (23) 平成 13 年 1 月 6 日の省庁再編に伴う文部科学省等の表記の変更については、同日改定し、施行する。
- (24) 本細則の下記については、平成 13 年 3 月 14 日改定し、以下により施行する。  
第 2 項の前文及び第 4 項のボウリング競技参加人員については、平成 13 年 3 月 14 日より施行する。  
第 2 項のサッカー、柔道、バドミントンの各競技施設基準及び第 5 項の競技得点の施行時期については、平成 13 年 6 月開催の国体委員会にて決定する。  
第 8 項(開催地都道府県実行委員会が日体協と協議し、承認を受けなければならない事項)については、本則第 23 項への振替えにより削除し、以下項を繰り上げるものとする。
- (25) 本細則第 2 項のサッカー、柔道、バドミントンの各競技施設基準及び第 5 項の競技得点については、第 61 回及び第 58 回大会より、それぞれ施行する。(平成 13 年 6 月 22 日開催の国体委員会にて決定)
- (26) 本細則の下記については、平成 14 年 3 月 14 日改定し、以下により施行する。  
第 2 項のアイスホッケー競技施設基準については、第 59 回大会より施行する。  
第 6 項(2)①の開催申請書添付書類については、冬季大会は第 60 回大会、夏・秋季大会は第 62 回大会の開催申請書提出時より施行する。
- (27) 本細則第 4 項のレスリング競技参加人員については、平成 14 年 7 月 2 日改定し、第 58 回大会より施行する。
- (28) 本細則第 4 項の競技参加人員(注)4については、平成 14 年 8 月 20 日新設し、第 58 回大会より施行する。
- (29) 本細則第 3 項(1)①ウの参加資格については、平成 14 年 12 月 24 日改定し、第 58 回以降の大会に参加した監督及び選手について適用する。
- (30) 本細則第 2 項のアーチェリー競技施設基準については、平成 15 年 3 月 4 日改定し、第 60 回大会より施行する。
- (31) 本細則第 5 項(1)①競技得点については、平成 15 年 3 月 4 日改定し、施行する。
- (32) 本細則第 3 項(1)①オ(オ)及び第 5 項(3)のドーピング・コントロール関連事項については、平成 15 年 4 月 25 日新設し、施行する。
- (33) 本細則第 4 項のレスリング競技参加人員については、平成 15 年 8 月 19 日改定し、第 59 回大会より施行する。

- 行する。
- (34) 本細則第3項(1)①オ(イ)については、平成15年12月19日新設し、第59回大会より施行する。
- (35) 本細則第3項(1)①ウの所属都道府県の特例措置については、平成16年4月13日に改定し、第60回大会より施行する。
- (36) 本細則第3項(1)①の参加資格及び②の選手の年齢基準及び所属都道府県については、平成16年4月13日に改定し、第60回大会より施行する。
- (37) 本細則第3項(1)①(ii)、(iii)の「日本国籍を有しない者」の参加資格については平成16年6月18日に改定し、第60回大会より施行する。
- (38) 本細則については、平成17年6月16日に改定し、第61回冬季大会スケート・アイスホッケー競技会から適用するが、次の項目については第60回夏季大会より適用する。
- ・「第5項(3) アンチ・ドーピング規則違反に関わる得点等の取り扱い」
  - ・「第10項 国民体育大会参加者傷害補償制度の運営」
- (39) 本細則第4項のセーリング競技参加人員については、少年種別における使用艇種がFJ級からセーリングスピリッツ級に変更となることに伴い、平成17年12月22日改定し、第62回大会より施行する。
- (40) 本細則第4項(各競技の参加人員)については、平成15年3月25日策定の「国体改革2003」における大会規模の適正化(参加総数の削減)に伴い改定する。なお、各競技の実施時期については以下のとおり。
- ・ スケート競技については、第60回大会より施行する。
  - ・ サッカー競技、テニス競技、卓球競技、バドミントン競技、ライフル射撃競技、ゴルフ競技については、第61回大会より施行する。
  - ・ その他の競技については、第63回大会より施行する。
  - ・ 体操競技少年男子種別新体操種目については、第64回大会より休止する。
  - ・ バレーボール競技成年男女種別9人制については、第66回大会より廃止する。
- (41) 本細則第2項(施設基準)については、(40)の大会規模の適正化等に伴い、以下の競技において第63回大会より改定し施行する。
- ・ スキー競技、ホッケー競技、ボクシング競技、バスケットボール競技、セーリング競技、ウエイトリフティング競技、ハンドボール競技、馬術競技、フェンシング競技、柔道競技、カヌー競技、ボウリング競技
- (42) 本細則第2項の山岳競技施設基準については、縦走種目を廃止新たにクライミング種目を導入することに伴い、平成17年8月11日改定し、第63回大会より施行する。
- (43) 本細則第2項の山岳競技施設基準については、国際競技規則において、種目の名称が変更となる(クライミング種目→リード種目)ことから、平成18年12月20日改定し、第63回大会より施行する。
- (44) 本細則第4項の空手道競技参加人員(内訳)については、少年男子種別に「形」種目を導入するなど、参加人員内訳等に変更が生じることに伴い、平成18年12月20日改定し、第63回大会より施行する。
- (45) 本細則第2項のボウリング競技施設基準については、競技会場のレーン数に応じ競技日数を設定できるよう、平成19年3月7日改定し、第63回大会より施行する。
- (46) 本細則第3項第1号-1)-⑤-(iv)「単一大学又は実質的に単一大学の学生によって構成される団体競技のチームの参加に関する項」については、国体改革2003における参加制限撤廃等の観点から、平成19年3月7日改定し、第63回大会より削除する。
- (47) 本細則第4項の弓道競技参加人員(内訳)については、ジュニア競技者強化等の観点から、平成19年3月7日改定し、第63回大会より施行する。
- (48) 本細則第3項第1号-1)-⑤-(v)及び第5項第3号については、(財)日本アンチ・ドーピング機構が定める日本ドーピング防止規程の発効に伴い、平成19年7月1日改定し、施行する。
- (49) 本細則第4項のボート競技参加人員(内訳)については、監督配置の考え方の変更に伴い、平成19年8月29日改定し、第63回大会より施行する。
- (50) 本細則第4項のホッケー競技参加人員(内訳)については、ジュニア競技者強化等の観点から平成19年

- 8月29日改定し、第63回大会より施行する。
- (51) 本細則第4項の馬術競技参加人員(内訳)については、各ブロック間の人員配分の均等化を考慮し、平成19年8月29日改定し、第63回大会より施行する。
- (52) 本細則第4項の水泳競技参加人員(内訳)については、各種目の普及・強化状況等を考慮し、平成19年12月19日改定し、第63回大会より施行する。
- (53) 本細則第4項のカヌー競技参加人員(内訳)については、監督配置の考え方の変更に伴い、平成20年3月19日改定し、第63回大会より施行する。
- (54) 本細則第5項第3号の「ドーピング防止規則に対する違反に関わる得点等の取り扱い」については、「国民体育大会ドーピング防止規則に対する違反に関わる制裁措置等取り扱い規則(平成15年6月20日制定、平成17年6月1日及び平成19年8月29日改定)」及び「国民体育大会参加資格違反に係る罰則規定(平成19年3月7日制定)」を統合・整理した「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」を制定し(平成20年4月25日)、施行する。
- (55) 本細則第3項第1号-1)-③-(ii)-iiiの「一家転住等に係る者」における「一家転住等に伴う特例措置」については、転居先及び転居元都道府県における都道府県代表選考状況により、参加することができる都道府県を明確にするため、平成20年4月25日改定し、施行する。
- (56) 本細則第4項別表〔国民体育大会実施競技及び参加人員〕補足4・陸上競技会ハーフマラソン種目の項目については、同種目実施に係る開催地の経費負担等を考慮し、平成20年12月17日改定、削除する。
- (57) 本細則第10項第4号については、当該制度の対象がブロック大会及び本大会となったことから新たに明記し、平成20年12月17日改定、第64回国民体育大会(平成21年4月20日)より施行する。
- (58) 本細則第2項のカヌー競技施設基準及び第4項のカヌー競技参加人員(内訳)について、国際連盟規定の改定により、同競技各種目名称を変更することから、平成20年3月18日改定、第64回国民体育大会(平成21年4月1日)より施行する。
- (59) 本細則第2項の陸上競技施設基準については、(財)日本陸上競技連盟規程の改定により、平成21年6月19日改定し、施行する。
- (60) 本細則第3項第1号-1)については、平成21年8月26日改定し、第65回以降の大会に参加した選手及び監督について適用する。
- (61) 本細則第3項第1号-1)-③及び同2)については、「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」を設けることに伴い、平成21年12月16日改定、第65回大会より施行する。
- (62) 本細則第4項の水泳競技(競泳・飛込)及びセーリング競技参加人員(内訳)については、参加人員制限のための予備エントリー制度を導入することに伴い、平成21年12月16日改定、第65回大会より施行する。
- (63) 本細則の下記については、平成21年12月16日新設し、第70回大会より施行する。  
第2項及び第4項のトライアスロン競技に関わる項目の新設。
- (64) 本細則第1項及び施設基準における「総合開・閉会式」の表記については、第65回大会より冬季大会を含め回数を同じくする同一年の大会の開・閉会式を一本化して実施することに伴い、平成22年3月17日改定し、適用する。
- (65) 本細則第4項(各季大会の実施競技)については、平成22年3月17日改定(「国民体育大会における実施競技について(平成20年8月27日制定)」)し、第70回大会より施行する。
- (66) 本細則第1項第1号-1)-①-(ii)及び同(iii)については、平成22年6月18日改定し、第66回大会より適用する。
- (67) 本細則第4項の体操競技及びバレーボール競技参加人員(内訳)については、平成22年12月16日改定し、第66回大会より施行する。
- (68) 本細則第2項のサッカー競技施設基準については、平成23年3月25日改定し、第66回大会より施行する。
- (69) 本細則第4項のラグビーフットボール競技参加人員(内訳)については、平成23年3月25日改定し、第68回大会より施行する。

- (70) 本細則は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。
- (71) 本細則第3項第1号-1)の①-(iii)-ii)及び②、⑦-(i)、本細則第3項第1号-2)-[注]、本細則第3項第2号-1)、本細則第10項については、平成23年8月25日改定し、施行する。本細則第3項第1号-1)の⑧については、平成23年8月25日新設し、第68回大会より施行する。
- (72) 本細則第2項のウエイトリフティング競技施設基準については、平成23年12月15日改定し、第68回大会より施行する。
- (73) 本細則第4項のウエイトリフティング競技参加人員(内訳)については、平成23年12月15日改定し、第68回大会より施行する。
- (74) 本細則第4項のソフトテニス競技参加人員(内訳)については、平成23年12月15日改定し、第67回大会より施行する。
- (75) 本細則第4項のゴルフ競技参加人員(内訳)については、平成24年5月17日改定し、第68回大会より施行する。
- (76) 本細則第3項第1号の1)-①-(ii)-ii)及び(iii)、2)-[注]については、平成24年6月21日改定し、施行する。
- (77) 本細則第4項のアーチェリー競技参加人員(内訳)については、平成24年6月21日改定し、第68回大会より施行する。
- (78) 本細則第3項第1号の1)-①及び⑦-(i)、2)、2)-②、2)-[注]については、平成24年12月20日改定し、施行する。
- (79) 本細則第4項のテニス競技参加人員(内訳)については、平成24年12月20日改定し、第68回大会より施行する。
- (80) 本細則第4項の体操競技参加人員(内訳)については、平成25年3月7日改定し、第69回大会より施行する。
- (81) 本細則第4項のセーリング競技の実施種目については、平成25年3月7日改定し、第70回大会より施行する。
- (82) 本細則第2項の自転車競技施設基準については、平成25年6月21日改定し、第69回大会より施行する。
- (83) 本細則第4項のバスケットボール競技参加人員(内訳)については、平成25年6月21日改定し、第74回大会より施行する。
- (84) 本細則第2項の柔道競技施設基準については、平成25年12月12日改定し、第69回大会より施行する。
- (85) 本細則第4項のソフトテニス競技参加人員(内訳)については、平成25年12月12日改定し、第70回大会より施行する。
- (86) 本細則第2項のトライアスロン競技施設基準については、平成26年3月13日改定し、第71回大会より施行する。
- (87) 本細則第4項のホッケー競技参加人員(内訳)については、平成26年3月13日改定し、第69回大会及び第70回大会より施行する。
- (88) 本細則第4項の第74回大会から第77回大会における実施対象競技については、平成26年3月13日改定し、第74回大会より施行する。
- (89) 本細則第2項のスキー競技施設基準については、平成26年12月11日改定し、第70回大会より施行する。
- (90) 本細則第4項の弓道競技参加人員(内訳)については、平成26年12月11日改定し、第70回大会より施行する。
- (91) 本細則第3項(1)1)③及び④については、平成27年3月12日に改定し、第70回本大会より施行する。
- (92) 本細則第5項第3号については、日本アンチ・ドーピング規程(2015年1月1日版)の発効に伴い、

- 平成 27 年 3 月 12 日改定し、施行する。
- (93) 本細則第 4 項の柔道競技参加人員(内訳)については、平成 27 年 6 月 11 日改定し、第 72 回大会より施行する。
- (94) 本細則第 4 項のアーチェリー競技参加人員(内訳)については、平成 27 年 12 月 10 日改定し、第 71 回大会より施行する。
- (95) 本細則第 6 項の開催要望書の様式及び添付書類については、平成 27 年 12 月 10 日に新設し、施行する。
- (96) 本細則第 4 項の第 78 回大会から第 81 回大会における実施対象競技については、平成 29 年 3 月 8 日改定し、第 78 回大会より施行する。
- (97) 本細則第 2 項の山岳競技施設基準については、平成 29 年 4 月 3 日改定し、施行する。
- (98) 本細則第 4 項の山岳競技名称については、平成 29 年 4 月 3 日改定し、第 74 回大会より施行する。
- (99) 本細則は、公益財団法人日本スポーツ協会の名称変更に伴い、平成 30 年 4 月 1 日改定し、施行する。
- (100) 本細則は、平成 35 年 1 月 1 日からの国民スポーツ大会への名称変更に伴い、平成 30 年 8 月 30 日改定し、施行する。
- (101) 本細則第 2 項のレスリング競技施設基準については、平成 30 年 8 月 30 日改定し、第 74 回大会より施行する。
- (102) 本細則は、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度の改定に伴い、平成 31 年 4 月 1 日改定し、施行する。
- (103) 本細則第 9 項(1)については、令和元年 6 月 13 日改定し、施行する。
- (104) 本細則第 7 項については、令和 2 年 12 月 10 日に制定し、施行する(第 8 項以降の項番号を繰り下げ)。
- (105) 本細則第 8 項を第 7 項に繰り上げ、以降の項番号を繰り下げのものとし、第 8 項については、令和 3 年 6 月 10 日に改定し、施行する。
- (106) 本細則第 8 項(2)1)については、令和 3 年 12 月 9 日に改定し、施行する。

# 国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準

## 1 基本方針

- (1) 国民体育大会の目的のひとつである地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するため、審判員等競技役員は開催都道府県（以下「開催県」という。）内の有資格者をあてることを原則とし、大会終了後もこれらの者が地域スポーツ行事等に十分活用できるよう配慮しなければならない。
- (2) 実施中央競技団体は、中央競技団体からの派遣が必要となる者を除き、開催県内の競技役員をもってすべての競技運営ができるよう、開催県内定後、開催県関係者と密接な関係のもと積極的に競技役員の養成に努めなければならない。

## 2 競技役員の構成

開催県は、中央競技団体からの派遣が必要となる者を除き、県内競技役員をもってすべての競技運営ができるよう努めなければならない。

県内競技役員で競技会の運営が不可能な場合は、開催県外から競技役員を派遣することができる。この場合、競技日程、競技会場数及び試合数等を十分考慮の上必要最小限の人員としなければならない。

- (1) 中央競技役員  
競技会を円滑に運営するための責任者等として中央競技団体からの派遣が必要とされる者。
- (2) 県内競技役員  
開催県内の人員で、競技会の運営にあたる者。
- (3) 近県競技役員  
上記(1)、(2)以外の人員で、原則として開催県ブロック内から派遣する者。

## 3 中央競技役員派遣にあたる所要経費支給基準

中央競技役員の派遣にあたる所要経費は、原則として全額開催県負担とする。

この場合、1人当たり概ね次の通りとし、各大会における支給基準は大会開催年（冬季大会は開催前年）に日本スポーツ協会と開催県が協議し、決定する。

- (1) 交通費  
原則として、各競技役員が居住する都道府県の県庁所在地最寄り駅から競技会場最寄り駅間の往復運賃とし、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により算定し支給する。  
算定にあたっては、開催県自治体の旅費に係る規定等によるものとする。
- (2) 宿泊料金  
各大会時に定められる宿泊料金のうち選手・監督以外の参加者と同一料金を支給する。  
期間は、原則として当該競技日数に2日を加えた日数を限度とする。
- (3) 諸費  
競技役員の業務に従事する期間に要する諸経費を補填するものとして、日本スポーツ協会と開催県が協議して決定した金額を支給する。  
期間は、宿泊料金支給期間に1日を加えたものとする。

## 4 競技役員の役職名及び人数

国体開催基準要項細則に示された施設基準及び参加人員で競技会を開催する場合の役職名と必要最小限の人数は、別紙を基準とする。

### <附則>

昭和53年11月7日	制定
昭和59年	第1次改定
平成24年6月1日	第2次改定
平成27年6月11日	第3次改定
平成29年3月2日	第4次改定
平成30年4月1日	第5次改定
令和2年10月15日	第6次改定
令和3年12月9日	第7次改定



## 国民体育大会各競技会における競技役員の役職名及び人数

本表は、「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」第4項について、国民体育大会の競技運営にあたり必要となる競技役員の役職名及び人数を定める。  
各大会における競技役員の編成にあたっては、競技会場数や開催地における競技役員の養成状況等を踏まえるとともに、同編成基準の趣旨に則し必要最小限となるよう適宜編成を行うこととする。

## (1) 陸上競技

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
総務	1			
総務員	8		1	
JTO	3	トラック、跳躍、投てき	3	
技術総務員	2			
上訴審判員	5		3	
審判長	4	トラック、跳躍、投てき、招集所		
競技進行係	4		1	
番組編成員	3	主任1		
アナウンサー	8	〃 1	1	
大型映像係	4	〃 1		
報道係	11	〃 1	1	
ミックスゾーン係	9	〃 1		
記録・情報処理員	16	〃 1		
印刷係	3	〃 1		
場内指令	20	〃 1		
会場管理	5	〃 1		
NFR	1		1	
DCO	5			JADA派遣
シャペロン	6	主任1		
競技者係	23	〃 1		
役員係	5	〃 1		
補助員係	2	〃 1		
来賓・視察員受付	4	〃 1		
庶務係	18	〃 1	2	
庶務員	7	〃 1		
医務係	2	〃 1		
救護係	5			
式典表彰筆耕係	11	主任1	2	
入賞者管理係	5	〃 1		
公式計測員	1	〃 1		
用器具係	13	〃 1		
風力計測員	9	〃 1		
練習会場係	20	〃 1		
写真判定員	11	〃 1		
監察員	34	〃 1		
監視カメラ係	2	〃 1		
競歩審判員	10	〃 1	5	
スターター	13	〃 1		
出発係	25	〃 1		
衣類運搬係	9	〃 1		
周回記録員	18	〃 1		
跳躍審判員	40	〃 1		
投てき審判員	33	〃 1		
光波計測員	3	〃 1		
総合得点係	2	〃 1		
トレーナー	5		5	
合計	448		25	

(2) 水泳

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
<b>〈各種目共通〉</b>				
競技会役員	10	長1 副1	長 1 副 1	
上訴審判	4		4	
総合成績計算委員	3		3	
総務	1		1	
役員長	1		1	
<b>〈競泳〉</b>				
審判長	1		1	
副審判長	3		1	
機械審判	1		1	
出発合図員	4	主任1	主任 1	
泳法審判員	10	〃 1	〃 1	
折返し監察員	44	主任1 副1	〃 1	
記録員	10	主任1		
コンピューター操作員	3	〃 1		
計時員	30	〃 1		
速報員	10	〃 1		
招集員	10	〃 1		
通告員	4	〃 1	主任 1	
賞典員	8	〃 1		
場内司令	1			
会場係	10	主任1		
得点係	2			
音響係	2			
報道担当員	2		1	
広報	2		1	
競技役員係	2			
競技会総務	2		1	
監視救護員	6			
競技進行	1		1	
<b>〈飛込〉</b>				
競技総括	1		1	
審判長	1		1	
副審判長	2		1	
審判員 (ブロック)	10		7	
競技進行	1		1	
通告員	4			
機械記録員	4			
記録員	10	主任1		
速報員	3			
種目・得点表示員	1			
報道担当員	2			
招集員	2			
賞典員	2			
場内司令	2			
映像・音響	2			
受付員	2			
競技会総務	10		1	

[第4項別紙]

(2) 水泳

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
<b>〈水球〉</b>				
水球委員長	1		1	
審判員	12		12	
デレゲート	2		2	
ゴールジャッジ	8	主任1		
タイムキーパー	8	〃 1		
セクレタリー	14	〃 1		
通告員	2	〃 1		
戦評筆耕員	3	〃 1		
データ分析	4			
招集・誘導員	3	主任1		
記録・速報員	5	〃 1		
音響員	2	〃 1		
映像員	2	〃 1		
賞典員	4	〃 1		
受付接待係	4	〃 1		
場内司令	5	〃 1		
センターリング員	2	〃 1		
得点掲示員	8	〃 1		
総務員	4	〃 1	2	
<b>〈アーティスティックスイミング〉</b>				
審判長	1		1	
審判員	10		8	
テクニカルアシスタント	3			
記録員	6	主任1	1	
コンピューター係員	5			
採点確認員	6			
通告員	2			
計時員	2			
音響係員	1			
伴奏係員	1			
招集員	3			
速報員	2			
映像係員	3			
受付係員	3			
会場係員	6			
賞典員	2			
総務員	8			
場内司令	2			
<b>〈オープンウォータースイミング〉</b>				
審判長	1		1	
レフリー（男子）	2	主任1	主任 1	
レフリー（女子）	2	〃 1	〃 1	
スターター	1		1	
着順審判員	3		1	
ターンジャッジ	4			
計時担当員	3	主任1		
コース担当員	1		1	
招集担当員	4			
通告担当員	2			
公式記録員	1			
安全担当員	5		1	JLAから4名
医事救護員	2	医師1 看護師1		
総務	(1)		(1)	着順審判員兼務
受付	2			ナンバリング、水着確認、爪確認を含む
	(5)			招集担当員、公式記録員兼務
式典	(3)			通告担当員、公式記録員兼務
<b>合 計</b>	<b>438</b>		<b>68</b>	

※JLAとは、「内閣府特定非営利活動法人日本ライフセービング協会」の略称

[第4項別紙]

(3) サッカー

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	61	長1 副4 マッチコミッショナー20 マッチコミッショナー付20 会場長8 副会場長8	長1 マッチコミッショナー 20	
審判委員	103	長1 副2 インストラクター12 中央派遣32 開催県・近隣56	長1 副1 インストラクター 10 中央派遣 30	
審判運営担当	50	長1 副2		
規律・フェアプレー委員	3	(長1)	(長1)	
医事委員	3	長1		
技術運営担当	20	// 1		
記録報道委員	72	長1 副2	長1	
総務委員(本部)	16	// 1 // 2		
会場総務委員	32	// 1 // 2		
放送委員	16	長1		
得点計時委員	8	// 1		
総合成績計算委員	3	// 1	長1	
合計	387		65	

(4) スキー

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
組織委員	12	長1 副2~3	長1 副2 員5	
総合成績計算委員	5	長1 副1	長1 副1	
技術代表(TD) アシスタント技術代表	7	ジャンプ:TD1 アシスタントTD1 複合:TD1 アシスタントTD1 距離:TD1 アシスタントTD1 アルペン:TD1	7	
競技委員	8	長1 副1(4種目共)		
指名ジュリー	2	距離:2	2	
飛型審判委員及び 飛距離判定審判員	9	飛型審判員5 飛距離判定審判員4	5	
セクレタリー	3	ジャンプ 距離 アルペン:各1		
オペレーター	6	ジャンプ 距離 アルペン:各2		
ジャンプ台係	40	長1		
飛距離判定係	40	// 1		
計算係	71	ジャンプ 距離 アルペン:各長1 アルペンポイント委員1	アルペンポイント委員 1	
マテリアルコントローラー	1	アルペン:1	1	
庶務係	60	ジャンプ 距離 アルペン:各長1		
コース係	100	距離:長以下70 アルペン:長以下70		
会場係	45	ジャンプ 距離 アルペン:各長1		
医事係	9	ジャンプ 距離 アルペン:各3		
競技係長	2	アルペン:2		
主審	1	アルペン:1	1	
スタート審判	1	アルペン:1	1	
フィニッシュ審判	1	アルペン:1	1	
セッター	6	アルペン:男子コース3 女子コース3	長1	
旗門審判係	80	アルペン:長1		
合計	509		30	

(5) テニス

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技本部	3	長1 副2		
総務委員	19	長1 副2	副1 員2	トレーナー1名含む
競技委員	9	// 1 // 4	副2	
進行委員	10	// 1 // 2		
記録報道委員	10	// 1 // 2		
会場委員	10	// 1 // 2		
審判委員	73	// 1 // 2		ロービング10名含む
JBSコントロール委員	12	// 1 // 2		
総合成績計算委員	2	長1	長1	
合計	148		6	

[第4項別紙]

(6) ボート

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競漕委員	7	長1	長1 員3	
審判員	33	〃1	長1 員10	
総務委員	15	〃1		
記録委員	15	〃1		
水路委員	12	〃1		
配艇委員	15	〃1		
放送委員	3	〃1		
計測委員	5	〃1	長1 員2	
式典委員	5	〃1		1
総合成績計算委員	3	〃1		1
審判艇係	7	〃1		
合計	120		20	

(7) ホッケー

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	11	長(TD)1 副(TO)5 ジャッジ(J)5	TD 1 TO 5 J 5	
審判員	22	アンパ イマネージャー(UM)2	UM 2 員20	
総務員	7	〃1 〃1		
放送係	4			
競技進行係	2			
招集係	2			
報道係	4			
記録係	5			
計時係	2			
競技場係	5			
得点係	2			
器具係	3			
記録送受信係	3			
総合成績計算係	4	長1	長1	
補助員係	3			
合計	79		34	

(8) ボクシング

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
大会委員長	1		1	
大会副委員長	(3)	(3)	(3)	兼務
DS	8	長1	8	
総務委員	2	長1	長1 員1	
審判員	25		員25	
技術員	1		1	
医事委員長	(1)		(1)	兼務
総括委員長	1			
競技総務委員	3	長1		
選手委員	5	〃1		
進行委員	5	〃1		山型板表示委員含む
報道委員	1	〃1		
医務委員	5	〃1		
計時委員	3	〃1		
対戦表示・得点揭示委員	3	〃1		
用具・グロービング委員	5	〃1		
施設・リング委員	1	〃1		
記録委員	1	〃1		
放送委員	5	〃1		
計量委員	6		3	
検診委員長	1			
練習会場委員	3			
総合成績計算委員	2	(長1)	(長1)	長:兼務
合計	87		40	

[第4項別紙]

(9) バレーボール

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
〈6人制〉				
全体総括	5		長 1	
競技委員	24	長1 副5	長 1 副 2	
エントリー	14	主任5		
式典表彰	9	〃 3		
コート	23	〃 5		
記録報道	23	〃 5		
場内放送	10	〃 5		
練習会場	13	〃 5		
審判	60	長1 副5	長 1 副 3	
線審	14	主任5		
点示	14	〃 5		
記録	14	〃 5		
総務委員	24	長1 副5		
総合成績計算委員	3	長1	長 (1)	(競技委員長兼務)
〈ビーチバレーボール〉				
全体総括	3		長 1	
競技委員	18	副2	長 1 副 2	
エントリー	8	主任2		
式典表彰	12	主任3		
コート	20	主任4		
記録報道	20	主任4		
場内放送	6	主任2		
審判	53	副2	長 1 副 2	
線審	20	主任4		
点示	20	主任4		
記録	32	主任2		
総務委員	12	長1 副2		
成績計算委員	3	長1 副2		
合 計	476		15	

[第4項別紙]

(10) 体操

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
<b>〈競技〉</b>				
競技統括	16	競技役員長、副役員長、総務部長、副部長、総務	6	
審判部	78	上級審判員、審判長、男子審判員、女子審判員	44	
競技部	15	部長、選手係長、招集誘導係、入退場係、音楽伴奏係		
進行部	15	部長、進行係長、放送係、時間係、音楽係		
記録部	30	部長、副部長、本部記録係長、本部記録係、会場記録係長、会場記録係、速報係長、速報係、公式掲示係、記録業務責任者、総合成績責任者、総合成績集計係		
会場部	20	部長、副部長、競技会場係長、競技会場係、サブ会場係長、サブ会場係、練習会場係長、練習会場係		
式典部	5	部長、式典表彰係長、式典表彰係		
受付部	14	部長、受付案内係長、受付案内係		
接待部	18	部長、接待係長、接待係報道係長、報道係		
<b>〈新体操〉</b>				
競技統括	14	競技役員長、副役員長、総務部長、副部長、総務	4	
審判部	40	上級審判員、審判長、女子審判員、男子審判員	13	
競技部	15	部長、選手係長、招集誘導係、入退場係、音楽伴奏係、手具点検係		
進行部	10	部長、進行係長、放送係、時間係、音楽係		
記録部	26	部長、副部長、本部記録係長、本部記録係、会場記録係長、会場記録係、コンピュータ係、記録得点係、集票送票係、得点掲示係、速報係長、速報係、公式掲示係、記録業務責任者、総合成績責任者、総合成績集計係		
会場部	25	部長、副部長、競技会場係長、競技会場係、サブ会場係長、サブ会場係、練習会場係長、練習会場係		
式典部	5	部長、式典表彰係長、式典表彰係		
受付部	10	部長、受付案内係長、受付案内係		
接待部	14	部長、接待係長、接待係報道係長、報道係		

[第4項別紙]

〈トランポリン〉				
競技統括	10	競技役員長、副役員長、 総務部長、副部長、総務		5
審判部	11	上級審判員、審判長、 男女審判員		6
競技部	10	部長、選手係長、 招集誘導係、入退場係、 音楽伴奏係、スポッター 係		3
進行部	5	部長、進行係長、放送 係、 時間係、音楽係		1
記録部	15	部長、副部長、 本部記録係長、本部記録 係、 会場記録係長、会場記録 係、 コンピュータ係、記録得 点係、 集票送票係、公式掲示 係、 記録業務責任者、 総合成績責任者、 総合成績集計係、		3
会場部	15	部長、副部長、 競技会場係長、競技会場係、 サブ会場係長、サブ会場係		
式典部	5	部長、式典表彰係長、 式典表彰係		
受付部	10	部長、受付案内係長、 受付案内係		
接待部	10	部長、接待係長、接待係 報道係長、報道係		
合 計	461			85

(11) バスケットボール

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
総務委員	45	長1 副7	長 1 副 1	
競技委員	35	〃 1 〃 5	〃 1 〃 1	
会場施設委員	39	〃 1 〃 5		
審判委員	85	〃 1 〃 4	長 1 副 1 員 32	
TO委員	30	〃 1 〃 8	長 1	
記録・報道委員	55	〃 1 〃 6		
放送・式典委員	15	〃 1 〃 6		
総合成績計算委員	9	〃 1 〃 3	長 1 副 1	
合 計	313		41	



[第4項別紙]

(12) スケート

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
総合成績計算委員	2		1	
<b>&lt;スピード&gt;</b>				
テクニカルコミッティー	3		1	
レフェリー	1			
アシスタントレフェリー	3		1	
スターター	3		1	
アシスタントスターター	2			
フィニッシュラインジャッジ	9	主任1		
フォトフィニッシュジャッジ	3	〃 1		
チーフタイマー	2	電気1 手動1		
タイマー	10			
ラップスコアラー	4	主任1		
トラックジャッジ	7	〃 1		
責任先頭判定員	9	〃 1		
リレーゾーン監察員	(8)			兼務
招集員	8	主任1		
記録員	5	長1		
バッジテスト員	1			
気象観測員	3			
総務	5			表彰員含む
アナウンサー	3	主任1		
製氷技術員	8			
<b>&lt;ショートトラック&gt;</b>				
テクニカルコミッティー	2		1	
レフェリー	1		1	
アシスタントレフェリー	4		4	
スターター	2		2	
コンペチターズスチュワード	2		2	
ヒートボックススチュワード	2			
フォトフィニッシュジャッジ	2			
フィニッシュラインジャッジ	4	主任1		
タイムキーパー	4	〃 1		
チーフラップスコアラー	1			
ラップレコーダー	1			
ビデオレコーダー	2			
記録員	3	主任1		
トラックスチュワード	8	〃 1		
総務	4			
アナウンサー	2			
製氷技術員	8			
<b>&lt;フィギュア&gt;</b>				
競技委員	2	長1 副1		
技術員	2	〃 1 〃 1	1	
審判員	29	〃 4 〃 4	長 4 副 4 員 21	
庶務	4	主任1		
報道	4	〃 1		
電算	2	〃 1		
音楽	2	〃 1		
役員・選手係	4	〃 1		
進行	2	主任1 副主任1		
記録計算	3			
放送計時	2			
会場施設	2			
合計	201		44	

[第4項別紙]

(13) レスリング

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	3	長1 副2	長1 副2	
総務委員	10	〃1 〃3	長1 副1 員6	
審判委員	43	長1 副5 主任4 FILA1	〃1 〃4 〃31 (FILA 1)	FILA:兼務
計量委員	(43)	(長1) (副4)		審判員兼務
進行委員	6	長1 副1	長1 員2	
記録委員	8	長1 副1 本部2 マット4	〃1 副1	
放送委員	7	長1 副2		
印刷速報委員	10	〃1 〃2		
時計委員	6	〃1 〃1		
ビデオ撮影委員	4			
次番選手委員	7	長1 副2		
掲示委員	10	長1 副1 場内4 場外2		
連絡委員	2	長1 副1		
会場施設委員	6	〃1 〃1		
会場管理委員	6	〃1 〃1		
式典表彰委員	6	〃1 〃1		
救護委員	4	〃1 〃1		
報道委員	3	〃1 〃1	長1 員1	
総合成績計算委員	5	〃1 〃2	長1	
合計	146		55	

(14) セーリング

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員会	3	長1 副2	11 副1	
レース委員会	7	長1 副1	長1 副1 員3	
レース委員会事務局	7	〃1 〃1	副1	
プロテスト委員	22	〃1 〃1	長1 副1 員13	
プロテスト委員会事務局	6	〃1 〃1	長1	
総務・報道部	20	〃1 〃2	副2	
計測・競艇部	12 (18)	〃1 〃2	〃1	兼務
記録部	10	長1 副1	副1	
通報部	10	〃1 〃1	〃1	
運行・通信部	15	〃1 〃1		
発着水路部 (A)	41	〃1 〃2	副1	
発着水路部 (B)	41	〃1 〃2	〃1	
海上安全部	26	〃1 〃1		
総合成績計算委員	(2)			兼務
合計	220		31	

[第4項別紙]

(15) ウェイトリフティング

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
ジュリー	12	プレジデントジュリー4	プレジデントジュリー 2	
レフェリー	16			
コントローラー	8			
総務委員	13	長1 副4	長 1 副 1	
競技委員	2	〃 1 〃 1	〃 1 〃 1	
審判委員	2	〃 1 〃 1	〃 1 〃 1	
検量係	6			
公式記録員	3		3	
記録係	4	主任1		
記録掲示係	4	〃 1		
アテンドボード係	4	〃 1		
計時係	4	〃 1		
招集進行係	8	〃 1		
放送係	6	〃 1		
器具係	8	〃 1		
選手係	4	〃 1		
報道係	4	〃 1		
救護係	4			
式典・表彰係	6	主任1		
救護員	2			
総合成績計算委員	3	長1	長 1	
合計	123		12	

(16) ハンドボール

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	11	長1 副3	長 1	
総務委員	11	〃 1 〃 2	〃 1	
テクニカルデレゲート	15	長1	〃 1	
審判員	35	長1 副2	長 1 副 1 員 32	
裁定委員	(5)			兼務
総合成績計算委員	4	長1	長 1	
記録員(本部)	6	主任1 副主任2		
記録速報委員	2			
記録速報掲示委員	2			
報道委員	3			
放送委員	3			
戦評委員	16			
コート委員	12	主任1 副主任1		
コート記録計時	6			
コート整備	6			
練習会場委員	11			
救護係員	8	主任1 副主任3		
合計	151		38	

[第4項別紙]

(17) 自転車

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
<b>〈トラック〉</b>				
総務委員	11	長1 副2	長 1	※競技役員は、トラック・レース及びロード・レース 両種目の役職を適宜兼務する。
連盟技術代表	1		1	
チーフコミッセール	1		1	
コミッセール・パネル	(3)		2	
判定員	1		1	
判定周回ビデオ操作員	1			
決勝審判員	6	主任1 副主任1	主任 1	
手動計時員	(6)	〃 1 〃 1	〃 1	
電子計時員	4	〃 1 〃 1	〃 1	
招集員	7	〃 1 〃 1	〃 1	
記録番組員	5	〃 1 〃 1	〃 1	
出発合図員	4	〃 1 〃 1	〃 1	
自走者コーラー	2			
周回打鐘員	5	主任1 副主任1	主任 1	
発走員	6	〃 1 〃 1	〃 1	
コーナー監察員	5	〃 1 〃 1	2	
通告員	2	〃 1 〃 1	主任 1	
自転車検査員	(7)	〃 1 〃 1	〃 1	
機材管理員	0	〃 1 〃 1		
賞典員	(2)		主任1	
場内監察員	0	主任1 副主任1		
救護員	0		主任1	
修理員	0			
広報員	1		主任 1	
ケイリン誘導員	2	主任1 副主任1		
走路補修員	1		主任1	
総合成績計算委員	(2)		長 1	
<b>〈ロード〉 65</b>				
総務委員	11	長1 副2	(長 1)	※競技役員は、トラック・レース及びロード・レース 両種目の役職を適宜兼務する。
連盟技術代表	1		(1)	
チーフコミッセール	1		(2)	
コミッセール・パネル	(3)	成年長1 少年長1	(2)	
決勝審判員	3	主任1 副主任1	(主任 1)	
手動計時員	(3)	〃 1 〃 1	( 〃 1)	
電子計時員	4	〃 1 〃 1	( 〃 1)	
招集員	3	〃 1 〃 1		
記録番組員	3	〃 1 〃 1	(主任 1)	
出発合図員	1	〃 1 〃 1	( 〃 1)	
周回打鐘員	1	〃 1 〃 1	( 〃 1)	
通告員	2	〃 1 〃 1	( 〃 1)	
自転車検査員	(3)	〃 1 〃 1	( 〃 1)	
機材管理員	2	〃 1 〃 1		
賞典員	(2)		主任1	
場内監察員	4	主任1 副主任1		
救護員	5		主任1	
修理員	1			
広報員	9		〃 1	
移動車両審判員	15		〃 3 (主任 2)	
移動バイク審判員	21		〃 3 ( 〃 2)	
機材車担当審判員	8	主任1 副主任1		
関門審判員	1		主任3 (主任 1)	
関門計時記録員	2			
補給所審判員	3			
医務車担当審判員	1		主任1	
救護車担当審判員	1		〃 1	
選手収容員	1		〃 1	
自転車収容員	1		〃 1	
総合成績計算委員	(2)		長1 (長 1)	
合計	170		20	

[第4項別紙]

(18) ソフトテニス

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	8	長1 副2	長1 副1	
審判委員	68	〃1 〃3	〃1 〃1	
総務委員	8	〃1 〃3	副2 員1	
進行委員	10	〃1 〃2		
記録委員	10	〃1 〃2		
報道委員	7	〃1 〃1	長1	
施設委員	7	〃1 〃1		
放送委員	3	〃1 〃1		
オーダー受付委員	5	〃1 〃1		
練習コート委員	6	〃1 〃1		
式典委員	5	〃1 〃1		
総合成績計算委員	3	長1	長1	
合計	140		9	

(19) 卓球

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	3	長1 副2	長1	
審判委員	53	〃1 〃2	長1 副2	
進行委員	17	長1 副2～3	〃1 〃1	
記録委員	6			
報道委員	10	長1 副1	長1	
渉外委員	3	〃1 〃1		
総合成績計算委員	3	〃1 〃1	長1	
総務委員	8	長1 副1～2	長1	
庶務委員	5	長1 副1		
会場委員	10	長1 副1～2		
受付接待委員	5	長1 副1		
式典委員	3	〃1 〃1		
オーダー委員	5			
招集委員	5			
送受信員	5			
会場用具委員	4			
放送委員	3			
練習会場委員	1			
合計	149		9	

(20) 軟式野球

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	29	長1 副7	副1 員6	
審判員	70	〃3 〃7	長1 副1 員4	
総務委員	15	〃1 〃2		
会場委員	24	主任6		
記録送受員委員	8	〃2		
記録員	18	〃6		
点示委員	6			
放送員	6	主任6		
報道委員	6			
練習会場委員	12	主任6		
総合成績計算委員	3	長1	長1	
スコアボード委員	12			
合計	209		14	

[第4項別紙]

(21) 相撲

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
実行委員	5	長1 副1	3	
総務委員	12	" 1 " 4	2	
競技委員	2	" 1 " 1	2	
審判長	1		1	
副審判長	7		3	
審判	40	幹事3 主審6 副31	7	
極り手委員	2	長1	1	
抽選委員	4	長1		
式典・表彰委員	5			
進行委員	3			
放送委員	6			
記録委員	8			
掲示委員	7			
招集委員	5			
選手委員	4			
土俵委員	6			
庶務委員	2			
報道委員	2			
医務委員	2	長1	1	
会場委員	4			
総合成績計算委員	3	長1	1	
合計	130		21	

(22) 馬術

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技運営委員	8	長1 副1	長1 副1 員5	
上訴委員	3	長1	長1 員2	
障害馬術競技技術代表	1		1	
障害馬術競技審判員	6	長1	長1 審判5	
馬場馬術競技技術代表兼審判長	1		1	
馬場馬術競技審判員	5		5	
コースデザイナー	4	デザイナー1 アシスタント3	デザイナー1 アシスタント1	
コースビルダー	21	自衛隊隊員		
スチュワード	20	チーフ1	チーフ1 スチュワード4	
獣医師団	2	長1 員1	長1 員1	
総務委員	28	長1		
競技進行委員	37	長1 CB4		
競技施設委員	17	主任1		
記録計算委員	22			
記録報道委員	2			
アナウンサー	5	チーフ1		
セクレタリー	5			
馬事委員	9			
救護委員	1			
総合成績計算委員	3	長1	長1	
合計	200		33	

[第4項別紙]

(23) フェンシング

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	3	長1 副1 競技日程進行1	長1 競技日程進行1	
技術委員	5		技術5	
技術委員会事務局	11	局長1 次長2	長1	
審判長	1		〃1	
審判員	24		24	
ピスト委員	18	長1 副1		
競技運営委員	2	〃1 〃1	長1	
総務委員	6	〃1 〃1		
用具委員	5	〃1 〃2		
用具検査官	1	検査官1	検査官1	
記録委員	6	長1 副1	長1	
報道委員	4	〃1 〃2	〃1	
会場委員	8	〃1 〃1		
放送委員	3	長1		
医務委員	3	〃1		
総合成績計算委員	2	〃1	長1	
合計	102		38	

(24) 柔道

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
審判員	31	長1	長1 審判24	
審判委員	6		6	
総務	5	主任1	主任1 係1	
審判係	4	〃1		
競技進行	2	〃1		
試合場統括	3			
時計	6	〃1		
記録	9	〃1		
掲示	7	〃1		
選手	9			
放送	4	主任1		
計量	18	主任2 (男女各1)		兼務可
報道・速報	4			
会場	4			
式典	6			
救護	4	医師2 看護師2		
総合成績計算委員	3	長1	長1	
合計	125		34	

[第4項別紙]

(25) ソフトボール

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	9	長1 副8	副4	
総務委員	17	長1 副8 主任8	員2	
審判員	91	〃1 〃9 〃9	長1 副4	
記録員	51	〃1 〃9 〃9	長1 副4	
球場委員	40	主任8		
放送委員	9	長1 主任4 副主任4		
報道委員	24	主任4 副主任4		
式典委員	12	主任4		
接待委員	32			
練習会場委員	32	主任4		
総合成績計算委員	3	(長1)	(長1)	長:記録長兼務
合計	320		16	

(26) バドミントン

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	20	長1 主任1	長1	
総務委員	21	長1 副3 主任2	副1	
審判員	45	〃1 〃2 〃2	員10	
線審員	154	主任1		
進行	12	〃1		
会場	2	〃2		
記録	13	〃1		
シャトル	3	〃1		
点示	5	〃1		
掲示	3	〃1		
報道	1	〃1		
放送	2	〃1		
招集	7	〃1		
得点表示	4	〃1		
総合成績計算委員	3	長1	長1	
合計	295		13	

(27) 弓道

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	3	長1 副2		
競技運行委員	3	〃1 〃2		
審判員	21	〃1 〃2		弓具審判2含
総務委員	16	〃1 〃2	1	
射場主任	4			
記録委員	12	主任2		
掲示員	4	〃2		
放送員	6	〃2		
報道員	4	〃2		
送受信員	2	〃2		
進行員	14	〃2		
招集員	10	〃2		
会場員	21	〃1		
的前員	24	〃2		
総合成績計算委員	4	長1		
合計	148		1	



[第4項別紙]

(28) ライフル射撃

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
<b>〈ライフル種目共通〉</b>				
上訴ジュリー	3		3	C P 兼務2名含む
競技委員	4	長1 副3	長 1 副 3	副:射場委員長兼務
総務	6		3	
総合成績計算委員	4	長1 班長1	長 1 員 1	
<b>〈50m射場〉</b>				
射場委員	1	(長1) 副1		長:競技副委員長兼務
主任ジュリー	1		2	
射場ジュリー	2			
射場係	6	長1 副2	長 1	
審査ジュリー	1		1	10m射場兼務
審査係	9	長1 班長1		
記録計算係	2	班長1		
連絡発表係	1			
監的係	8	長1		
用具検査ジュリー	1		1	
用具検査係	10			10m射場兼務
<b>〈10m射場〉</b>				
射場委員	1	(長1) 副1		長:競技副委員長兼務
主任ジュリー	1		2	
射場ジュリー	2			
射場係	6	長1 副2	長 1	
審査係	4	長1 班長1		
記録計算係	3	班長1		
銃器保管係	9	長1		50m射場兼務
連絡発表係	1			
<b>〈BR・BP射場〉</b>				
射場委員	1	(長1) 副1		長:競技副委員長兼務
主任ジュリー	1		2	
射場ジュリー	1			
射場係	3	長1 副1	長 1	
審査ジュリー	1		1	
審査長	1			
記録計算係	2	班長1		
連絡発表係	1			
技術員	4	(BR)2 (BP)2		
用具検査ジュリー	1		1	
用具検査係	5			
<b>〈25m射場〉CP</b>				
上訴ジュリー	1		1	他ライフル兼務2名
総務係	5			
競技委員	1	(長1) 副1		長:ライフル兼務
射場委員	1	(長1) 副1		長:競技副委員長兼務
主任ジュリー	1		7	銃器検査兼務
射場兼標的線ジュリー	6			
射場係	3	長1 副2		
競技進行係	9			
採点係				
記録係				
第1配点係				
第2配点係				
記録集計係	2			
連絡発表係	1			
銃器管理係	3			
標的管理係	2			
<b>合計</b>	<b>154</b>		<b>33</b>	

[第4項別紙]

(29) 剣道

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
会場長	1			
総務委員	20	長1 副2	2	
審判員	27	長1 主任2	27	
審判委員	6	主任2		
選手委員	6	〃 2		
時計委員	8	〃 2		
記録委員	8	〃 2		
採点掲示委員	6	〃 2		
標示委員	6	〃 2		
放送委員	5	〃 1		
速報委員	6	〃 1		
報道委員	3	〃 1		
計量委員	5	〃 1		
送受信委員	2	〃 1		
総合成績計算委員	3	長1		
合計	112		29	

(30) ラグビーフットボール

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
総務	20	長1 副3	副 2	
規律	10	〃 1 〃 3	長 1 副 2	
審判	18	〃 1 〃 2	〃 1 〃 1	
競技	10	〃 1 〃 2	副 1	
記録報道	8	主任3		
場内放送	10	〃 3		
会場	3	〃 3		
救護	10	主任3 (医師4)		
タッチジャッジ	20			
総合成績計算委員	6	長1	長 1	
合計	115		9	

(31) スポーツライミング

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
本部役員	3	長1 副2		
競技委員	3	〃 1 〃 2	長 1 副 1	
総務委員	6		3	
総合成績計算委員	(3)	長1	(2)	(兼務)
審判	22	長1 副2 主任2	長 1 副 1 主任 2	
ルートセッター	9	主任2	主任 2 専任 7	
プレイヤー	10			
ルート作業員	4			
通信・連絡員	5			
計測記録員	4			
医務員	4	医師1		
総務部	16	長1 副2		
競技部	20	〃 1 〃 2		
輸送・宿泊部	6	〃 1 〃 1		
合計	112		18	

[第4項別紙]

(32) カヌー

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
<b>&lt;各種目共通&gt;</b>				
競技会会長	1		1	
審議会委員	3	長1	1	
競技会委員	4	〃 1	1	
総合成績計算長	1		1	
<b>&lt;スプリント&gt;</b>				
競技会副会長	1		1	
審議会委員	4		0～2	スラローム・ワイルドウォーター兼務含む
競技会委員	3	副1		
総務部長	1		1	
総務部員	4		1	
記録員	6	主任1		
式典表彰員	3			
放送員	2			
報道員	2			
救助員	6			
医事員	2			医師・看護師
通信員	2			
審判部長	1		1	
発艇員	2	主任1	1	
整列員	2	〃 1	1	
水路審判員	12	〃 1	6	
決勝審判員	11	長1	1	
決勝記録員	10			
写真判定員	2			
検艇員	5	主任1	1	
配艇員	7	〃 1		
水路施設員	2			
審判艇乗務員	6			
総合成績計算委員	2	長1	0～1	スラローム・ワイルドウォーター兼務含む
<b>&lt;スラローム・ワイルドウォーター&gt;</b>				
競技会副会長	1		1	
審議会委員	4		0～2	スプリント兼務含む
競技会委員	4	副1		
総務部長	1		1	
総務部員	4		1	
式典表彰員	4	主任1		
放送員	4	〃 1		
救助員	14			
医事員	4			医師・看護師
審判部長	1		1	
ビデオ審判員	2		2	
発艇員	2	主任1	1	
発艇調整員	4			
区間審判員	11	主任1	3	
ゲート審判員	40	〃 1		
決勝審判員	3	長1	1	
計時員	3			
集計主任	1		1	
集計員	4	長1		
記録員	4	〃 1		
記録掲示	2			
検艇員	2	主任1		
技術部長	1		1	
安全主任	1		1	
コース管理	2	デザイナー1	1	
デモンストレーター	1		1	
通信員	2			
総合成績計算委員	2		0～1	スプリント兼務含む
合計	235		38	

[第4項別紙]

(33) アーチェリー

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	3	長1 副2	長1 副1	
上訴委員	3	長1	長1	
総務委員	4	長1 副1 主任1		
報道係	3			
印刷配付係	3	主任1		
射場(会場)係	15	長1 副1 主任1		
計時・放送員	5	主任2		
DOS	2			
審判	30	長1 副2	長1 副1	
記録	3	長1 副1 主任1		
記録得点集計係	3	主任1		
記録掲示係	3	〃 1		
総合成績計算委員	2	長1	長0~1	兼務含む
練習会場	12	長1 副1		
合計	91		6	

(34) 空手道

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	3	長1 副2	副1	
総務委員	10	主任1 副主任1	副主任1	
進行委員	5	〃 1 〃 1		
式典委員	5	〃 1 〃 1		
場内放送委員	4	〃 1 〃 1		
記録委員	6	〃 1 〃 1		
コート委員	29	主任1 副主任1 コート長8		
掲示委員	5	主任1 副主任1		
選手管理委員	20	〃 1 〃 1		
計量委員	6	〃 1 〃 1		
会場管理委員	14	〃 1 〃 1		
報道委員	4	〃 1 〃 1		
受付案内委員	5	〃 1 〃 1		
総合成績計算委員	4	〃 1 〃 1	長1	
審判委員	5	〃 1 〃 1		
演武委員	4	〃 1 〃 1		
審判	46	長1 副2	長1 副2 審判43	
合計	175		49	

(35) アイスホッケー

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	4	長1 副3	長1 副2	
レフェリー委員長	1		1	
審判長	1		1	
審判員	50		20	
オフィシャル主任	6			
ゴールジャッジ	12			
スコアラー	18			
タイムキーパー	18			
ペナルティータイムキーパー	12			
放送係	6			
競技本部	9	長1 副2		
総合成績計算委員	2	長1	長1	
会場製氷主任	3			
合計	142		26	

[第4項別紙]

(36) 銃剣道

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	3	長1 副2	長 1	
総務委員	12	長1 副2 主任2		
審判員	16	長1	長 1 員 15	
進行委員	10	長1 副2 主任1	長 1 副 1	
標示委員	4	主任1		
計時	4	〃 1		
記録	5	〃 1		
掲示	7	〃 1		
戦評	4	〃 1		
速報・報道	4	〃 1		
放送	4	〃 1		
送受信	2	〃 1		
会場	5	〃 1		
用具計測	4	〃 1		
総合成績計算委員	4	長1 主任1	長 1	
合計	88		20	

(37) クレー射撃

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
審査団	5	長1 員4	長 1 員 4	
競技委員	17	長1 副2	長 1 審判員 8	
競技進行委員	18	(トラップ・スキート)〃2 〃2		
記録委員	24	長1 副2	長 1 副 1 員 1	総合成績兼務
総務委員	16	〃1 〃1	〃 1 〃 1 〃 1	渉外・式典表彰兼務
広報委員	5	長1	長 1	
銃器保安委員	7	〃 1	〃 1	
射場整備委員	6	〃 1	〃 1	
倫理委員	3	長1 副1	長 1 副 1	
合計	101		25	

(38) なぎなた

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
総務委員	13	長1 副1	長 1 員 3	
競技委員	2	〃 1 〃 1	副 1	
審判員	21	長1 主任2	長 1 主任 2 員 18	
選手委員	14			
時計	8			
記録	8			
標示	10			
採点掲示	10			
計量用具	9	主任1		
放送	3	〃 1		
速報	6	〃 1		
送受信	3			
報道	2	主任1		
総合成績計算委員	3	長1 主任1		
合計	112		26	

[第4項別紙]

(39) ボウリング

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技役員長	1		1	
競技副役員長	3		1	
総務委員	12	長1 副2	1	
競技委員	12	〃 1 〃 2	3	
審判委員	25	長1 副2 主任4	1	
認証委員	8	〃 1 〃 1 〃 2	1	
レーン認証委員	1		1	
記録委員	40	長1 副2	2	
広報委員	8	〃 1 〃 1	1	
賞典委員	8	〃 1 〃 1		
受付係	3	主任1 副主任2		
総合成績計算委員	6	長1 副1	1	
合計	127		13	

(40) ゴルフ

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技	12	役員長1 長1 副10	役員長 1 長 1 副 4	
スタート・集計	30			
進行	30			
総務	25	長1 副6	長 1 副 3	
得点計算	17	〃 1 〃 3	〃 1 〃 1	
式典表彰	16	〃 1 〃 3	長 1	
広報	7	〃 1 〃 6		
会場整理	6			
練習会場整理	3			
資料作成	6			
放送	6			
合計	158		13	

(41) トライアスロン

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技	13	長1 副2	長 1 副 1	
レースディレクター	2	〃 1 〃 1	1	
総務	4	〃 1 〃 1	長 1	
審議	3			
技術	1	統括1	統括 1	
審判	6	統括1 長2 副3	統括 1	
チーフ・テクニカル・オフィシャル	1			
統括審判	1			
審判（スイム）	8	副1		
審判（バイク）	20	〃 1		
審判（ラン）	11	〃 1		
審判（トランジエ）	5			
審判（フィニッシュ）	2			
審判（計測）	2			
審判（エイド）	4			
スイム	3	長1		
バイク	4	〃 1		
ラン	3	〃 1		
補給	3			
計測・記録	2			
救護	4			
放送	4			
会場施設	1	長1		
運輸・駐車場	1	長1		
交通規制	3	長1		
合計	111		6	

[第4項別紙]

(42) 高等学校野球

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
<b>〈硬式〉</b>				
総務委員	21	長1 副2	長 1 副 2	
進行	4			
記録報道	4			
放送	2			
掲示	4			
球場	4			
式典表彰	1			
補助員担当	3			
チーム担当	6			
練習会場	4			
審判員	24	長1 副2		
<b>〈軟式〉</b>				
総務委員	15	長1 副1	長 1 副 1 員 1	
進行	2			
記録報道	4			
放送	2			
掲示	5			
球場	5			
補助員担当	2			
審判委員	15	長1 副1		
<b>合計</b>	<b>127</b>		<b>6</b>	

## 国民体育大会記録情報処理要項

### 1 目的

国民体育大会における競技成績等記録の情報処理を適切に行い、円滑に発表するために本要項を定める。ただし、冬季大会については本要項の対象としない。

### 2 記録業務

第1項に定める目的を達成するための業務全般を記録業務といい、以下の業務を行うものとする。

#### (1) 記録本部の設置

開催都道府県実行委員会（以下「開催県実行委員会」という。）は、記録本部を設置する。

#### (2) 記録情報の収集

開催県実行委員会は、中央競技団体等と連携し、競技成績等の記録を迅速に各競技会場より記録本部に収集する。

#### (3) 記録情報の発表

(a) 開催県実行委員会は、記録情報を次の事項毎に分類し、報道関係機関及びインターネット上に発表する。ア（競技結果のみ）、イ、カ（天皇杯・皇后杯得点のみ）、クについては、携帯電話等でも閲覧可能な形式とする。

ア 競技日程・競技結果

イ 都道府県別競技結果

ウ トーナメント表

エ 決勝記録一覧

オ 新（タイ）記録一覧

カ 総合成績一覧

・ 天皇杯・皇后杯得点

・ 競技別総合成績

・ 競技別種別得点

・ 季別総合成績

キ プログラム訂正・連絡物

ク お知らせ

ケ 翌日の対戦組み合わせ等

コ その他開催県が必要とする事項

(b) 競技結果に関する情報は、原則として競技団体による記録の提供から30分程度で発表する。



#### (4) 総合成績の算出、帳票作成

開催県実行委員会は、総合成績の算出を行い、次の帳票を作成する。

- |   |                    |         |
|---|--------------------|---------|
| ア | 天皇杯・皇后杯総合得点一覧表     | 【様式例 1】 |
| イ | 男女総合成績（天皇杯得点）一覧表   | 【様式例 2】 |
| ウ | 女子総合成績（皇后杯得点）一覧表   | 【様式例 3】 |
| エ | 男女総合成績（天皇杯参加得点）一覧表 | 【様式例 4】 |
| オ | 女子総合得点（皇后杯参加得点）一覧表 | 【様式例 5】 |
| カ | 競技別男女総合成績一覧表       | 【様式例 6】 |
| キ | 競技別女子総合成績一覧表       | 【様式例 7】 |
| ク | 種目別得点集計表           | 【様式例 8】 |

#### (5) 成果物

- (a) 開催県実行委員会は、第 2 項 (3) - (a) に定める記録情報の成果物を大会終了後、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）との協議により決められた期間内に日本スポーツ協会へ提出する。
- (b) 開催県実行委員会は、第 2 項 (4) において作成した帳票を大会終了後、日本スポーツ協会へ速やかに提出する。

#### (6) 大会終了後の記録の公開

開催都道府県は、日本スポーツ協会との協議に基づき大会終了後一定期間、競技成績等記録の情報をインターネット上に引き続き公開する。

### 3 国民体育大会記録情報処理システムの指定

- (1) 第 1 項に定める目的を達成するためのハードウェア、ソフトウェア及び運用・管理等を含め構築されたものを国民体育大会記録情報処理システム（以下「国体記録システム」という。）という。
- (2) 日本スポーツ協会は、開催県実行委員会における記録業務が安定的かつ円滑に行われるよう、外部の第三者に依頼してシステムの評価を行い、その報告を受けて国民体育大会委員会において業績、性能、安定性、経済性等を総合的に判断し、優秀なシステムを国体記録システムとして指定する。
- (3) 開催県実行委員会は、日本スポーツ協会が指定した国体記録システムを用いて記録業務を行うものとする。
- (4) 国体記録システムの指定に関しては、別紙「国民体育大会記録情報処理システムの指定に係る手続きについて」に基づき行うものとする。

### 4 その他

本要項は、必要に応じ見直すものとする。

#### <附則>

- (1) 本要項は、平成 19 年 3 月 7 日に制定、同日より施行する。
- (2) 本要項は、平成 20 年 8 月 27 日に改定、同日より施行する。
- (3) 本要項は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。
- (4) 本要項は、平成 30 年 4 月 1 日に改定、同日より施行する。

## 今後の国体の簡素化に関する基本的方向

平成 10 年 8 月に国体の開催予定県（7 県）から文部省及び日本体育協会に対して国体簡素化等の要望書が提出された。これを受け、文部省、日本体育協会及び国体の開催予定県は主催者連絡会議を開催するとともに、日本体育協会では各競技団体と個別に国体の簡素化等についての協議を行ってきたところである。

こうした結果を踏まえ、今後下記により、日本体育協会の定める「国体開催基準要項」の見直しを含め、文部省、日本体育協会及び国体の開催予定県は、それぞれの役割に応じた国体の簡素化に向けた取組を一層推進し、国体の運営改善を図ることとする。

### 記

#### 1 国体の開催を巡る関係団体の役割・責任

国体関連施設・用具の整備やリハーサル大会の開催等については、開催都道府県あるいは開催市町村（以下、「開催市町村等」という）が「国体開催基準要項」等を踏まえつつ関係中央競技団体等との協議の上、その責任において実施することとする。

なお、この協議の過程において、両者の間に調整が困難な問題が生じた場合には、日本体育協会は必要に応じ、両者の調整・指導を行うものとする。

また、文部省においては主催 3 者の意向が十分反映されるよう主催者連絡会議を定期的に開催する。

#### 2 施設整備

##### （1）基本的考え方

大会の競技施設は既存施設の活用に努め、施設の新設等は、国体開催後の有効活用を考慮し、必要最小限のものとする。

##### （2）近隣都道府県の既存施設の活用

国体競技の実施に当たり、国体開催後の適切な後利用が見込めない施設を新設しなければならない場合には、当該競技を近県又はブロック内の既存の施設を活用して実施することができることとする。

##### （3）施設基準の弾力的運用

開催基準要項細則の施設基準は、開催市町村等が各競技場を整備する上での基準であり、開催市町村等において各中央競技団体等と調整を行い弾力的な運用を行う。

#### 3 用具

##### （1）用具の整備

中央競技団体等は、開催市町村等に対し、過重な用具の整備を求めないようにするものとする。

また、開催市町村等は、簡素化の趣旨を踏まえ、実状に即した用具の整備を行うものとする。

#### (2) 用具についてのレンタル方式等の導入

開催市町村等及び中央競技団体は、使用する用具について、当該開催市町村等の現状やスポーツ振興方策を勘案した上で、レンタル方式等の導入を積極的に進める。

### 4 国体実施競技種目等の整理

日本体育協会は、我が国における競技の普及状況及び競技の国際的動向や競技水準を考慮して、国体の実施種目や参加人員の整理について検討するものとする。

特に、主催者は、開催市町村等の負担軽減及び夏季大会の充実・活性化の観点から、秋季大会実施競技の夏季大会への移行を積極的に進める。その際、競技によっては、夏・秋季両大会で同一施設を併用するなど、施設の有効活用にも配慮するものとする。

### 5 リハーサル大会

#### (1) 開催

リハーサル大会は、開催市町村等の判断により開催するものとする。

#### (2) 大会規模

リハーサル大会を開催する場合には、原則として、本大会の規模を上回らないものとする。

#### (3) 経費の負担

リハーサル大会を開催する場合には、主催者である中央競技団体においても、大会の運営に係る経費の適切な負担に努めるものとする。

### 6 その他

#### (1) 会場地

同一競技は同一市町村内で開催することを原則とし、開催市町村等の都合により会場地が分散する場合でも近接の市町村で開催するものとする。

#### (2) 式典における各種演技等

式典における各種演技等の実施について、開催市町村等は、国体の簡素化の視点に立った見直しを行うこと。

また、リハーサル大会での各種演技等についても、同様な考え方にに基づき取り組むこととする。

文部省、日本体育協会及び開催都道府県は、上記の基本的方向はもとより国体の簡素化に向け適宜見直しを行うこととする。

## 国民体育大会公開競技実施基準

競技の普及をはじめ、国民のスポーツ推進を図り、生涯スポーツ社会の実現に寄与するため、正式競技以外の競技を対象に、次の条件を満たす競技については、「公開競技」として実施することができる。

### 1. 対象競技

公開競技については、次の条件を満たした競技を対象とする。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）の加盟競技団体の競技であること（準加盟は「公開競技」として実施しない）。
- (2) 当該競技団体の支部組織が、24以上の都道府県において、当該都道府県体育(スポーツ)協会へ加盟していること。

### 2. 実施規模

競技施設及び参加人員の基準については当該競技における全国レベルの大会（日本選手権等）の水準・規模とする。

ただし、参加人員は600人を上限とし、当該開催県と当該競技団体が調整の上、日本スポーツ協会が決定する。

### 3. 実施時期

当該大会開催年度の4月1日以降、大会の会期内で開催することとし、当該開催都道府県と当該競技団体が調整の上、日本スポーツ協会が決定する。

### 4. 実施について

実施を希望する当該競技団体は、次の事項について当該開催県と協議（実施の適否を含む）し、合意を得た上で、正式競技の開催に支障のない範囲で実施すること。

- (1) 競技会の会期（4日間を上限とする）
- (2) 競技会の実施内容及び方法
- (3) 競技会の準備及び運営（原則として、当該競技団体が主導的に行う）
- (4) 開催に係る経費の負担（当該競技団体の自己負担とする）

### 5. 実施決定の時期と申請

当該大会開催地の内定時とし、開催申請書に次の事項を記載の上、当該開催県が日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣あて提出する。

- (1) 実施競技名
- (2) 会場地、会場
- (3) 参加人員
- (4) その他特に必要とする事項

### 6. 企業協賛

別に定める「国民体育大会公開競技における企業協賛について」（81頁）に基づき実施することができる。

### 7. その他

- (1) 総合表彰の積算対象競技としない。
- (2) 都道府県予選会等を実施する場合には、当該競技団体の責任の下で実施する。
- (3) 参加料、参加者旅費等、当該競技会参加に関する経費については、原則として、競技会参加者の自己負担とする。
- (4) 参加者には、大会参加記念章を与えることができる。

### (附 則)

本基準は、平成20年11月12日に制定し、第70回大会より施行する。

本基準は、平成24年8月29日に改定し、第70回大会より施行する。

本基準は、平成27年12月10日に改定し、施行する。

本基準は、平成30年4月1日に改定し、施行する。

## 第70回大会（2015年）以降の公開競技における実施規模等の考え方について

（（公財）日本体育協会 国民体育大会 通知）

第70回大会（2015年）以降における公開競技については、別に定める「国民体育大会公開競技実施基準」及び下記により実施するものとする。

### 1. 競技施設及び参加人数について

競技施設及び参加人数のいずれについても特に基準は設けないが、各々の内容については、当該競技における全国レベルの大会（日本選手権等）の水準・規模を上回らないものとする。

ただし、参加人数については、当該競技における全国レベルの大会（日本選手権等）が600人以上の規模で実施されている場合、600人を上限とする。

なお、具体的な内容については、当該中央競技団体と開催都道府県との間で協議の上、事前に日本体育協会の了承を得るものとする。

### 2. 競技会の準備・運営について

同一競技は同一市町村内で開催することを原則とし、会場地市町村等の都合により分散する場合でも近接の市町村で開催するものとする。

また、当該中央競技団体は、経費負担を含めた関連業務全般（競技用具の手配、宿舎の手配、参加者の輸送・交通の確保、その他全般）について主導的に行うものとし、開催都道府県は可能な範囲で協力するものとする。なお、当該中央競技団体は、開催都道府県との協力の内容及び範囲について、開催申請書提出前までに、開催都道府県との間で協議の上、合意しておくこと。

### 3. 「デモンストレーションスポーツ」と重複開催する場合について

同一大会において、「公開競技」及び「デモンストレーションスポーツ」の両区分で重複開催する場合には、参加資格（対象年齢）の重複を避ける等、両区分を明確に区別化して実施すること。

また、同一期間による並行開催は認めない。

### 4. 参加資格について

原則として、当該中央競技団体の考え方によるが、年齢については高校年代（15歳以上）を下限とし、中学生以下の参加は認めない。また、マスターズ大会のような年齢層を極端に限定した条件での参加資格は認めない。

## 5. 総合開・閉会式式典への参加（入場行進含む）について

式典の準備・運営面における諸問題（入場行進者の増による待機場所の確保、式典時間の延長等）や、参加都道府県側における諸問題（公式ユニフォームの支給、各都道府県競技団体の当該都道府県体育協会への加盟状況等）を考慮し、認めない。

## 6. 参加申込（派遣責任）について

公開競技については、参加する当該都道府県競技団体が都道府県体育協会に加盟していない場合があるため、参加申込にあたっては、都道府県体育協会との連名ではなく、都道府県競技団体が単独で行う。

但し、参加する当該都道府県競技団体は、所属する都道府県の体育協会に参加申込書の写しを事前に提出しておくこと。

## 7. その他

### (1) 中央競技団体正規視察について

正規視察を実施する際には、当該中央競技団体が主導的に行うこと。

但し、競技会の準備・運営については、当該中央競技団体が主導的に行うため、正規視察の実施は省略することができる。

### (2) 実施に係る申請について

別に定める「国民体育大会公開競技実施基準 3.実施決定の時期と申請」に記載の通りとし、その際、予定参加者数及び競技方法の詳細についても併せて明記すること。

### (3) 各種実施要項及びプログラムについて

開催都道府県が作成する大会実施要項及び総合プログラム、並びに大会終了後に作成する大会報告書には、それぞれ公開競技の内容を含めることとするが、その掲載にあたっては、実施期日・会場、競技日程等の実施概要（数ページ程度）にとどめるものとする。

但し、競技別実施要項及び競技別プログラムを作成する場合には、当該中央競技団体が経費負担の上で作成すること。

### (4) 表彰状及び大会参加記念章について

開催都道府県は、当該中央競技団体の希望に応じて、正式競技と同一体裁の表彰状、並びにデモンストレーションスポーツの参加者等に与える大会参加記念章を用意すること。

但し、その作成に係る経費については、当該中央競技団体が負担する。

(5) 競技成績の公表について

大会記録本部は、正式競技及びデモンストラーションスポーツの成績と併せて、報道関係機関及びインターネット上に発表すること。

(6) 中央競技団体の既存競技会との名称併記について

国民体育大会の独立性の観点より、国民体育大会公開競技以外の競技会との名称併記については認めない。

(7) 傷害等への対応について

公開競技（予選会を含む）における傷害等については、当該中央競技団体が、参加者及び競技運営関係者、観客等に対して、事前に傷害保険を整備する等の対応を必ず行うこと。

※ 公開競技は、「国民体育大会参加者傷害補償制度」の対象外とする。

《 付 記 》

(1) 上記の「開催都道府県」には、会場地となる市町村を含むものとする。

(2) 本取り決め内容に記載のない事項については、日本体育協会において決定するものとする。

## 国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準

地方スポーツの推進、国民の健康増進・体力の向上等をはじめ、国民のスポーツ推進を図るために、正式競技及び公開競技以外の競技を対象に、次の条件の範囲において、生涯スポーツ社会の実現に寄与するという観点から、「デモンストレーションスポーツ」として実施することができる。

### 1. 実施対象

原則として、開催地都道府県体育(スポーツ)協会加盟団体の競技であること。これ以外の競技を実施する場合は、開催地都道府県の特性を生かしたもの、あるいは開催地都道府県民のスポーツ推進のため重点的に実施されているもので、いずれも当該都道府県体育(スポーツ)協会の推薦するものとする。

なお、正式競技、公開競技の開催に支障のない範囲で実施しなければならない。

### 2. 運営について

開催地都道府県競技団体が主管する。

### 3. 参加者の範囲

原則として、開催地都道府県内に居住している者とする。

### 4. 実施決定の時期と申請

当該大会開催地決定時とし、次の事項を記載した実施申請書を公益財団法人日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣あて提出する。

- (1) 実施競技名
- (2) 実施する理由
- (3) 会場地、会場
- (4) 参加人員
- (5) 参加資格
- (6) 実施方法
- (7) その他特に必要とする事項

### 5. 実施時期

原則として、当該大会開催年度の4月1日以降、大会の会期内で開催することとし、当該開催県と開催地都道府県競技団体が調整の上、日本スポーツ協会が決定する。

### 6. その他

- (1) 参加者には、大会参加記念章を与えることができる。
- (2) その他の事項については、国体開催基準要項及び同細則に準じる。

### 〈 附 則 〉

本基準は、平成20年11月12日に制定し、第70回大会より施行する。

本基準は、平成23年8月25日に改定し、第70回大会より施行する。

本基準は、平成24年12月20日に改定し、第70回大会より施行する。

本基準は、平成27年12月10日に改定し、施行する。

本基準は、平成30年4月1日に改定し、施行する。

本基準は、令和2年9月10日に改定し、施行する。



第79回国民スポーツ大会

わたSHIGA輝く国スポ

# 競技運営準備マニュアル

令和4年（2022年）3月（第2版）

## 参考資料集②

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会  
滋賀県開催準備委員会関連

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会  
滋賀県開催準備委員会



## 目 次

・第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針	1
・第79回国民スポーツ大会競技運営基本方針	3
・第79回国民スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針	5
・第79回国民スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担細目	6
・第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会式典基本構想（抜粋）	15
・第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本方針	31
・第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本計画	32
・第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会競技役員等編成基本方針	34
・第79回国民スポーツ大会記録業務基本方針	37
・第79回国民スポーツ大会競技用具整備基本方針	38
・第79回国民スポーツ大会競技用具整備要項	39
・第79回国民スポーツ大会競技別リハーサル大会開催基準要項	41
・第79回国民スポーツ大会競技別リハーサル大会運営要領	43
・第79回国民スポーツ大会公開競技実施基本方針	44
・第79回国民スポーツ大会デモンストラーションスポーツ実施基本方針	45



## 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 開催基本方針

### 1 基本方針

滋賀県は、我が国最大の湖である琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境や、古くから交通の要衝として栄えてきた歴史を有するとともに、先人が人と人、人と自然のつながりの中で育んできた文化が今も脈々と息づいています。

この地で令和7年(2025年)に開催する第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会は、次代を担う人育てや、活力に満ちた真心通い合う郷土づくり、全国から滋賀を訪れる多くの人との交流の絶好の機会として、年齢、性別、障害のあるなしを問わず、県民の皆さんの総参加により、夢や感動、連帯感を共有できる大会とすることを目指します。

大会の開催を契機として、県民の皆さんがより一層身近にスポーツを楽しむことのできる環境をつくり、健康・体力の保持増進と競技力の向上を図るとともに、障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加を進めます。

併せて、福祉、教育、観光および経済への総合的かつ複合的な効果を通して、ふるさと滋賀の活力を更に高め、将来にわたり持続可能な共生社会の実現につなげてまいります。

### 2 実施目標

#### (1) 滋賀をスポーツで元気にする大会

県民の皆さんが日常的にスポーツを「する」「みる」「支える」ことのできる環境づくりに取り組むとともに、生涯にわたり心身ともに健康で活力ある生活を送ることができるよう、健康づくりへの関心を高め、行動につなげるきっかけとします。

#### (2) 滋賀の若者や女性が主体的に関わる大会

若者や女性の、大会に向けた準備や大会運営への主体的な参画を図るとともに、心身ともにたくましく思いやりの心を持った子どもの育ちや、女性がより一層スポーツに親しむことのできる環境づくりにつなげます。

#### (3) 県民総参加でつくり、「滋賀の力」を伸ばす大会

県、市町をはじめ、関係機関・団体、大学や企業との緊密な連携のもと、多様な

人、多様な主体との協働を通じた創意工夫による大会準備・運営を行うとともに、滋賀の持つ「人の力」「地と知の力」を伸ばします。

#### **(4) 滋賀の魅力を再発見し、地域の活性化やビジネスにつなげる大会**

環境へのこだわりや歴史・文化・自然など多様な滋賀の魅力を県民自らが見つめなおし、全国に発信するとともに、大会準備や運営、「おもてなし」の経験をもとに、将来につながるビジネスへの展開など、地域経済の活性化を図ります。

#### **(5) 滋賀の子が、滋賀で育ち、滋賀で活躍する大会**

大会を契機として、滋賀の地で選手が育ち、その選手が指導者となって次の世代を育てるなど、滋賀のスポーツの発展を支える好循環の形成に努めるとともに、次代を担う子どもが夢を育み、実現することのできる環境づくりを目指します。

#### **(6) 滋賀の未来に負担を残さない大会**

既存施設の有効活用や、大会運営の簡素化・効率化を徹底するとともに、施設整備が必要な場合は、環境に最大限配慮し、大会終了後の持続的な活用が可能で、かつ、防災等多目的に使用できる、誰もが使いやすい施設としての整備を目指します。

#### **(7) すべての人がともに支え合う滋賀を目指す大会**

障害のある人が主体的に大会に参画することや、障害の程度にかかわらず日常的にスポーツに親しむ環境を整えることで自己実現の機会を拡げるとともに、障害のある人もない人もみんなでスポーツを楽しむことを通じて、人と人との絆を育み、障害への理解を深め、ともに支え合う社会を築きます。

## 第 79 回国民スポーツ大会 競技運営基本方針

第 79 回国民スポーツ大会の競技運営は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）が定める「国民体育大会開催基準要項」および「同細則」ならびに「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に基づくとともに、次の方針により実施する。

### 1 実施競技

国民スポーツ大会の実施競技は、正式競技、特別競技、公開競技およびデモンストレーションスポーツとする。

### 2 競技運営の主管

国民スポーツ大会の正式競技および公開競技の運営は、日本スポーツ協会加盟の各競技団体が主管する。

特別競技の運営は、公益財団法人日本高等学校野球連盟が主管する。

デモンストレーションスポーツの運営は、県競技団体等が主管する。

### 3 競技役員等の編成

国民スポーツ大会の正式競技および特別競技の競技役員等の編成は、日本スポーツ協会が定める「競技役員編成基準」および「第 79 回国民スポーツ大会競技役員等編成基本方針」に基づき行うものとする。

公開競技の競技役員等の編成は、日本スポーツ協会加盟の各競技団体の責任において行うものとする。

デモンストレーションスポーツの競技役員等の編成は、主管する県競技団体等の責任において行うものとする。

### 4 競技用具の整備

正式競技および特別競技の競技用具は、「第 79 回国民スポーツ大会競技用具整備基本方針」に基づき、競技運営に支障がないよう県および会場地市町が計画的に整備するものとする。

公開競技およびデモンストレーションスポーツの競技用具は、主管する競技団体等が整備するものとする。

### 5 記録業務

正式競技および特別競技の競技記録および成績の収集・速報は、県および会場地市町が競技団体と連携を図り、迅速かつ正確に処理する。

他の競技については、別に定めるものとする。

## **6 リハーサル大会**

リハーサル大会を実施する場合は、会場地市町と競技団体が協力して、運営全般にわたって習熟を図るとともに、県民の関心を高め、理解を深めるよう努めるものとする。

## **7 その他**

その他、競技運営の企画および実施にあたっては、県および会場地市町が競技団体および関係機関と十分な連携を図り、適切に行うものとする。



## 第 79 回国民スポーツ大会 県および会場地市町の 業務分担・経費負担基本方針

第79回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）の開催にあたり、県および会場地市町は、次の基本方針に基づき業務を分担し、経費を負担するものとする。

### 1 県が担当する業務と負担する経費

- (1) 全県的な業務推進の基本となる計画の策定および当該計画の実施ならびに推進に必要な総合調整、連絡および指導に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (2) 開・閉会式の実施、大会実施本部の運営等、全県的かつ総合的な大会の準備および運営に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (3) 競技会場および練習会場となる県有の施設・設備の整備に関する業務を担当し、経費を負担する。

### 2 会場地市町が担当する業務と負担する経費

- (1) 競技会の会場地として必要な業務に係る計画の策定および当該計画の実施ならびに推進に必要な調査、連絡および調整に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (2) 競技会の表彰式の実施、競技会実施本部の運営等、競技会実施の準備および運営に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (3) 競技会場および練習会場となる市町有の施設・設備の整備に関する業務を担当し、経費を負担する。

### 3 業務分担・経費負担の細目

県ならびに会場地市町の業務分担および経費負担の細目については、別に定める。

平成 30 年(2018 年) 5 月 21 日  
第 6 回 常 任 委 員 会 決 定  
〔令和元年(2019 年)5 月 17 日〕  
第 7 回 総 会 一 部 改 正

## 第 79 回国民スポーツ大会 県および会場地市町の業務分担・経費負担細目

第 79 回国民スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針に基づき、業務分担・経費負担の細目の考え方を次のとおり定める。

- 1 県および会場地市町の業務分担の細目は、別表のとおりとする。
- 2 県および会場地市町の業務分担の細目における業務の実施にあたっては、県と会場地市町は相互に、適宜、必要な情報共有および協力を行うとともに、県は会場地市町に対し、必要な助言を行うこととする。
- 3 県および会場地市町の経費負担の細目は、それぞれ業務分担の細目に係る業務に必要な経費とする。
- 4 この細目に定めのない事項で必要なものについては、県と会場地市町が協議の上、決定する。

## 別表

### 1 総務企画

#### (1) 総務関係

項目	県	会場地市町
1 総合計画	1 開催基本方針の決定 2 開催準備総合計画の策定 3 開催基本構想の策定	1 会場地市町における開催準備計画の策定
2 準備(実行)委員会	1 県準備(実行)委員会の設置および運営 2 県準備(実行)委員会事務局の運営	1 会場地市町準備(実行)委員会の設置および運営 2 会場地市町準備(実行)委員会事務局の運営
3 会場地選定	1 会場地市町選定基本方針の決定 2 会場地市町選定基準の作成 3 開・閉会式会場および会場地市町の選定	1 競技会場および練習会場等の調査
4 実施本部	1 大会実施本部の設置および運営	1 競技会実施本部の設置および運営
5 文部科学省、公益財団法人日本スポーツ協会(以下「日本スポーツ協会」という。)、中央競技団体等との連絡調整	1 文部科学省、日本スポーツ協会および中央競技団体等との連絡調整 2 中央競技団体正規視察の連絡調整 3 文部科学省・日本スポーツ協会総合視察の連絡調整 4 日本スポーツ協会に対する承認事項の協議および報告事項の調整	1 関係中央競技団体との連絡調整 2 関係中央競技団体正規視察に対する資料作成および対応 3 文部科学省・日本スポーツ協会総合視察に対する資料作成および対応
6 県内関係機関・団体等との連絡調整	1 市町との連絡調整 2 県スポーツ協会および県競技団体との連絡調整	1 県との連絡調整 2 市町体育(スポーツ)協会および関係県競技団体との連絡調整 3 関係会場地市町との連絡調整
7 関係機関・団体等に対する協力要請	1 関係機関・団体等に対する協力要請計画の策定および連絡調整 2 関係機関・団体等への協力要請	1 会場地市町における関係機関・団体等に対する協力要請および連絡調整
8 大会役員等	1 大会役員および競技会役員の編成基準の作成 2 大会役員、大会係員および大会補助員の編成および委嘱 3 大会役員、大会係員および大会補助員の委嘱状、案内状、礼状等の作成および配付 4 大会係員等の必携の作成および配付	1 競技会役員の編成および委嘱 2 競技会役員の委嘱状、案内状、礼状等の作成および配付
9 招待者等	1 大会招待者および競技会招待者の範囲の決定 2 大会招待者名簿の作成 3 招待券および視察員証の発行 4 大会招待者の招待および接遇	1 競技会招待者の範囲案の作成 2 競技会招待者名簿の作成 3 会場地市町関係招待券の配付 4 競技会招待者の招待および接遇
10 参加章等	1 参加章、記念章等の意匠決定および取扱要領の作成 2 参加章、記念章、視察員章および報道員章の作成および配付	1 競技会関係者に対する参加章等の配付 2 競技会記念章等の作成および配付
11 服飾	1 大会役員、大会係員、大会補助員および報道員の服飾の調製および配付 2 開・閉会式に参加する競技会役員の服飾の調製および配付	1 競技会役員、競技会係員および競技会補助員の服飾の調製および配付 2 競技会役員および競技会補助員の服飾の調製ならびに配付
12 報告書等	1 県準備概要等の作成および配付	1 市町準備概要の作成および配付

	2 大会報告書の作成および配付	2 競技会報告書の作成および配付 3 大会報告書の作成資料の提供および協力
13 開催申請	1 開催申請書の作成および提出	1 開催申請書の作成協力
14 各種全国会議	1 全国代表者会議、総監督会議および全国報道者会議等の開催	1 競技別監督会議の開催
15 自衛隊協力要請等	1 自衛隊等協力要請計画の策定 2 自衛隊等との協議および協力協定の締結	1 自衛隊協力に対する業務計画の策定 2 競技会の自衛隊協力の受入れ

## (2) 財務関係

項 目	県	会 場 地 市 町
1 予算編成等	1 大会関係予算の編成、執行および決算 2 大会開催に関する予算の編成および決算	1 会場地市町における国体予算の編成、執行および決算 2 大会開催に関する予算編成の協力
2 募金・企業協賛	1 募金・企業協賛推進要綱の決定および計画の策定 2 募金・企業協賛の推進	1 県が実施する募金・企業協賛への協力
3 入場料・入場券	1 開・閉会式および競技会入場料金の決定 2 開・閉会式入場券の作成および販売 3 競技会入場券販売の協力	1 競技会入場料金案の作成 2 競技会入場券の作成および販売 3 開・閉会式入場券販売の協力
4 プログラム販売	1 総合プログラムの販売	1 競技別プログラムの販売
5 売店	1 売店設置要項の作成 2 開・閉会式会場地内の売店設置に関する指導および規制	1 競技会場地内の売店設置に関する指導および規制
6 標章等	1 標章等の使用規程の作成 2 標章等の使用許可申請の受付および許可	1 標章等の使用許可申請に関する指導

## (3) 文化プログラム関係

項 目	県	会 場 地 市 町
1 文化プログラム	1 文化プログラム基本方針の決定および実施計画の策定 2 文化プログラム実施事業の選定 3 県における文化プログラム事業の企画および実施 4 広報リーフレット、ポスターの作成および配布	1 会場地市町における文化プログラム実施計画の策定 2 会場地市町における文化プログラム事業の企画および実施

## (4) 行幸啓関係

項 目	県	会 場 地 市 町
1 行幸啓	1 行幸啓本部の設置および運営 2 行幸啓計画の策定 3 接伴計画の策定および接伴の実施 4 御泊所、御休憩所、御座所等の整備 5 宮内庁、日本スポーツ協会および市町等関係機関との連絡調整 6 行幸啓記録の編さん 7 警衛基本方針の決定および計画等の策定 8 警衛本部の設置および運営	1 行幸啓計画策定資料の提出 2 会場地市町における接伴計画の策定および接伴の実施 3 会場地市町における御休憩所、御座所等の整備

## (5) 歓迎・案内関係

項 目	県	会 場 地 市 町
1 接伴・接遇	1 総合案内基本方針の決定 2 開・閉会式における大会役員、選手団、視察員等に対する接伴計画の策定および実施 3 総合案内所および開・閉会式会場における休憩所の設置および運営 4 接伴員の手引きの作成および配付 5 開・閉会式における接伴員および案内所員の編成および研修会の実施	1 会場地市町における競技会役員、選手団、視察員等に対する接伴計画の策定および実施 2 総合案内所および開・閉会式会場における休憩所運営の協力 3 会場地市町における案内所・休憩所の設置および運営 4 会場地市町における接伴員および案内所係員の編成および研修会の実施
2 歓迎装飾	1 歓迎装飾基本計画の策定 2 開・閉会式会場内外の歓迎装飾の設置等	1 会場地市町における歓迎装飾の設置等
3 観光紹介等	1 県内観光地および物産等の紹介 2 観光ガイドブック等の作成および配付 3 特産品、土産品の紹介および販売指導	1 会場地市町における観光地および物産等の紹介 2 会場地市町の観光ガイドブック等の作成および配付 3 会場地市町の特産品、土産品の紹介および販売指導
4 資料袋	1 資料袋の作成および配付	1 会場地市町における資料袋の配付

## 2 施設整備

### (1) 施設関係

項 目	県	会 場 地 市 町
1 競技施設等	1 競技施設基準の策定 2 競技会場および練習会場の選定 3 競技施設整備計画の策定 4 競技会場および練習会場となる県有施設の整備計画の策定および整備 5 開・閉会式会場の仮設施設の整備	1 競技会場および練習会場となる市町有施設の整備計画の策定および整備 2 競技会場および練習会場の仮設施設の整備 3 競技会場および練習会場となる民間施設等との連絡調整
2 駐車場	1 開・閉会式のための駐車場の確保 2 競技会場のための駐車場の確保の協力	1 競技会場のための駐車場の確保 2 開・閉会式のための駐車場の確保の協力
3 施設概要	1 施設概要の作成および配付	1 施設概要の作成資料の提供
4 会場管理	1 開・閉会式会場管理業務基本方針の決定および計画の策定 2 開・閉会式会場内外の装飾、案内標識等の設置および環境整備 3 開・閉会式会場の運営および管理 4 開・閉会式会場美化計画の策定および実施	1 競技会場管理計画の策定 2 競技会場内外の装飾、案内標識等の設置および環境整備 3 競技会場の運営および管理 4 競技会場美化計画の策定および実施

### (2) 情報通信関係

項 目	県	会 場 地 市 町
1 情報通信計画	1 情報通信基本方針の決定および計画の策定 2 情報通信関係機関との連絡調整	1 会場地市町における情報通信計画の策定
2 情報通信施設の架設・運営	1 開・閉会式に必要な情報通信施設架設計画の策定 2 開・閉会式に必要な情報通信施設の架設および運営	1 会場地市町における情報通信施設架設計画の策定 2 会場地市町における情報通信施設の架設および運営

	3 県記録本部と競技会場間の情報通信施設の架設および運営	
	4 総合案内所の情報通信施設の架設および運営	

### 3 競技運営

項目	県	会場地市町
1 実施要項等	1 大会実施要項の作成および配付	1 競技別実施要項の作成および配付
2 参加申込	1 参加申込書の作成および配付 2 参加申込書の受付、整理および会場地市町との連絡調整	1 競技別参加申込書の受付、整理および県との連絡調整
3 競技運営	1 競技運営基本方針の決定 2 競技運営の総括、連絡調整	1 競技運営計画の策定 2 競技の運営
4 競技役員等	1 競技役員等編成基本方針の決定 2 競技役員等養成基本方針の決定および計画の策定 3 競技役員および競技補助員の編成および養成 4 県外競技役員数の決定および旅費基準の作成	1 競技役員および競技補助員の編成原案の作成 2 競技役員および競技補助員の養成への協力 3 競技会係員および競技会補助員の編成および養成 4 競技役員、競技補助員、競技会係員および競技会補助員の委嘱状、礼状等の作成および配付 5 競技役員等の必携の作成および配付
5 プログラム	1 総合プログラム・競技別プログラム編成方針の決定 2 総合プログラムの作成および配付 3 競技別日程表および競技組合せ一覧表の作成および配付	1 競技別プログラムの作成および配付 2 総合プログラム、競技別日程表および競技組合せ一覧表の作成協力
6 競技記録	1 競技記録本部の設置および運営 2 記録業務基本方針の決定および計画の策定 3 競技記録の収集速報計画の策定 4 競技記録の収集・整理および発表 5 記録本部員および補助員の編成および養成	1 競技記録本部への情報通信体制の整備 2 競技別記録の収集および速報 3 会場地市町における記録係員、補助員の編成および養成 4 記録係員必携の作成
7 総合成績	1 総合成績の得点計算および順位決定 2 総合成績計算係員および補助員の養成	1 競技別成績の得点計算および順位決定ならびに競技記録本部への報告 2 競技別成績計算係員および補助員の養成
8 表彰状等	1 総合成績に係る表彰状の作成および交付 2 競技別表彰状および賞状の作成および配付	1 競技別表彰状および賞状の筆耕および交付
9 競技別リハーサル大会	1 競技別リハーサル大会開催基準要項の作成	1 競技別リハーサル大会実施計画の策定 2 競技別リハーサル大会の実施
10 公開競技	1 公開競技実施基本方針の決定 2 公開競技の選定 3 公開競技開催申請書の提出	1 公開競技の実施
11 デモンストレーションスポーツ	1 デモンストレーションスポーツ実施基本方針の決定 2 デモンストレーションスポーツの選定 3 デモンストレーションスポーツ実施申請書の提出	1 デモンストレーションスポーツの実施計画の策定 2 デモンストレーションスポーツの実施
12 競技用具等	1 競技用具整備基本方針の決定および計画の策定 2 競技用具の規格、数量調査および基礎調査の実施 3 競技会場および練習会場となる県有施設の競技	1 会場地市町における競技用具整備計画等の策定 2 競技用具の基礎調査に関する協力 3 競技会場および練習会場となる市町有施設の競技用備品の整備

	用備品の整備	4 競技会場および練習会場となる施設の競技用消耗品、運営用備品および運営用消耗品の整備
--	--------	---

#### 4 広報・県民運動

##### (1) 広報関係

項 目	県	会 場 地 市 町
1 広報活動	1 広報基本方針の決定および計画の策定 2 大会愛称、スローガン、マスコット等の決定および普及 3 ポスター、ガイドブック、広報誌等各種広報媒体物の作成および管理 4 広告塔等宣伝工作物の設置および管理 5 インターネット、新聞、テレビ、ラジオ等による広報の実施 6 イメージソング等の制定および普及	1 会場地市町における広報計画の策定 2 県発行各種広報媒体物の配布協力 3 会場地市町における各種広報媒体物の作成および管理 4 会場地市町における各種宣伝工作物の設置および管理 5 会場地市町におけるインターネット、新聞、テレビ、ラジオ等による広報の実施 6 イメージソング等の普及
2 報道対応	1 報道機関との連絡調整 2 開・閉会式等における報道機関の取材活動に対する協力 3 報道員ハンドブックの作成および配付 4 航空規制計画の策定および実施 5 報道本部の設置および運営	1 会場地市町における報道機関との連絡調整 2 会場地市町における報道機関の取材活動に対する協力
3 記録映像等	1 記録映像等の作成および管理 2 大会記録写真の撮影および記録写真集の製作	1 競技等記録映像撮影および撮影の協力 2 競技会記録写真の撮影 3 記録写真集製作の協力
4 記念行事	1 県記念行事の計画策定および実施	1 会場地市町における記念行事の計画策定および実施

##### (2) 県民運動関係

項 目	県	会 場 地 市 町
1 県民運動	1 県民運動基本方針の決定および計画の策定 2 全県的な県民運動の推進 3 県民運動推進のための各種媒体物の作成および配布 4 県民運動実践団体との連携	1 会場地市町における県民運動推進計画の策定 2 会場地市町における県民運動の推進 3 会場地市町における県民運動推進のための各種媒体物の作成および配布 4 会場地市町における県民運動実践団体との連携
2 ボランティア	1 開・閉会式等の運営に係るボランティアの募集および養成	1 競技会等の運営に係るボランティアの募集および養成

#### 5 式典

項 目	県	会 場 地 市 町
1 開・閉会式等	1 式典基本方針の決定および計画の策定 2 式典基本構想の策定 3 開・閉会式運営要項の作成 4 開・閉会式進行計画の策定 5 係員編成計画の策定および係員の編成 6 開・閉会式の実施 7 炬火イベント基本方針の決定	1 競技会表章式実施要領の作成および実施 2 競技会表章式進行計画の策定 3 開・閉会式の実施協力 4 会場地市町における炬火イベントの実施

	8 炬火イベントの実施	
2 式典演技	1 開・閉会式における式典演技基本計画の策定および実施要項の作成ならびに実施 2 式典演技出演者の編成および養成 3 式典演技の用具等の整備および服飾等の調製	1 開・閉会式における式典演技の実施の協力 2 式典演技出演者の編成および養成への協力
3 式典音楽	1 開・閉会式における式典音楽基本計画の策定および実施要項の作成ならびに実施 2 式典音楽指導者の養成 3 開・閉会式における式典音楽隊および合唱隊の編成および養成 4 開・閉会式における式典音楽隊の楽器の整備および服飾等の調製	1 競技会表彰式における式典音楽計画の策定および式典演奏の実施 2 競技会表彰式における式典音楽隊の編成および養成 3 競技会表彰式における式典音楽隊の楽器の整備および服飾等の調製 4 開・閉会式における式典音楽隊の楽器の整備に関する協力
4 式典放送	1 開・閉会式における式典放送計画の策定および実施 2 開・閉会式会場内の臨時放送施設の整備 3 開・閉会式式典アナウンサー等放送係員の選定および養成	1 競技会場内放送計画の策定および実施 2 競技会場内の臨時放送施設の整備 3 会場地市町におけるアナウンサー等放送係員の選定および養成

## 6 宿泊・衛生

### (1) 宿泊関係

項目	県	会場地市町
1 宿泊施設等実態調査	1 宿泊施設等実態調査の実施 2 県内宿泊施設台帳の作成	1 会場地市町における宿泊施設等実態調査の実施および作成 2 会場地市町における宿泊施設台帳の作成
2 宿泊・配宿計画等	1 宿泊基本方針の決定および計画の策定 2 総合配宿計画の策定および広域配宿に関する連絡調整 3 宿泊料金等の決定および協定の締結 4 宿泊要項の作成 5 県内配宿施設名簿の作成および配付 6 宿泊本部の設置および運営	1 会場地市町における配宿計画の策定 2 広域配宿の実施および引き受け市町との連絡調整 3 配宿の実施 4 会場地市町における配宿施設名簿の作成
3 宿泊指導等	1 宿泊施設等の改善（バリアフリー対策を含む。）の指導および連絡調整	1 会場地市町における宿泊施設等の改善（バリアフリー対策を含む。）の指導 2 会場地市町における宿舍案内図、標識、表示板、料金表等の作成および配付
4 民泊	1 民泊基本計画の策定	1 会場地市町における民泊計画の策定 2 会場地市町における民泊協力者の調査および連絡調整 3 民泊協力者の決定および指導
5 標準献立	1 標準献立作成方針の決定 2 標準献立表の作成および指導 3 標準献立普及講習会の開催	1 会場地市町における標準献立普及地区講習会の開催
6 国体弁当	1 弁当調達計画の策定 2 開・閉会式における弁当の調達および斡旋 3 国体弁当調理講習会の開催	1 会場地市町における弁当調達計画の策定 2 会場地市町における弁当の調達および斡旋
7 宿泊申込	1 宿泊申込書の受理、整理および連絡調整	1 会場地市町における宿泊施設との連絡調整



## (2) 衛生関係

項 目	県	会 場 地 市 町
1 医事衛生	1 医事衛生基本方針の決定および計画の策定	1 会場地市町における医事衛生計画の策定
2 医療救護	1 医療救護実施要項等の作成 2 医療機関との連絡調整 3 救護本部の設置および運営 4 開・閉会式における救護所等の設置および救急車の配置ならびに救護の実施	1 会場地市町における医療救護計画等の策定 2 会場地市町における医療機関との連絡調整 3 競技会場、練習会場における救護所の設置および救急車の配置ならびに救護の実施
3 食品衛生	1 食品衛生対策要項の作成 2 食品衛生の監視指導 3 食品衛生講習会の開催 4 食品衛生に関する普及・啓発	1 会場地市町における食品衛生の監視指導の協力 2 会場地市町における食品衛生地区講習会の開催 3 会場地市町における食品衛生に関する普及・啓発
4 環境衛生	1 環境衛生対策要項の作成 2 環境衛生関係営業施設の整備指導 3 清掃パトロール計画の策定 4 環境衛生に関する普及・啓発	1 会場地市町における環境衛生関係営業施設の整備指導の協力 2 清掃パトロールの実施 3 会場地市町における環境衛生に関する普及・啓発
5 予防・防疫	1 防疫対策要項の作成 2 宿泊施設および食品営業関係者等の健康診断の実施 3 予防・防疫の監視指導 4 予防・防疫に関する普及・啓発	1 会場地市町における宿泊施設および食品営業関係者等の健康診断実施 2 会場地市町における予防・防疫の監視指導 3 会場地市町における予防・防疫に関する普及・啓発
6 馬事衛生	1 馬事衛生対策要項の作成 2 馬事衛生対策の実施	1 馬事衛生対策の実施
7 環境保全	1 廃棄物減量化・リサイクル計画の策定および実施	1 会場地市町における廃棄物減量化・リサイクル計画の策定および実施

## 7 輸送・交通

項 目	県	会 場 地 市 町
1 輸送計画	1 輸送交通基本方針の決定および計画の策定 2 全国輸送計画の策定 3 開・閉会式輸送計画の策定 4 輸送機関との連絡調整	1 会場地市町における輸送計画の策定 2 会場地市町における輸送機関との連絡調整
2 大会参加者等輸送	1 輸送本部の設置および運営 2 開・閉会式における大会参加者等の輸送 3 開・閉会式における輸送交通の案内	1 会場地市町における大会参加者等の輸送 2 会場地市町における輸送交通の案内
3 配車・車両借上げ等	1 開・閉会式配車計画の策定 2 車両の借上げ、斡旋および配車	1 会場地市町における配車計画の策定 2 会場地市町における車両の借上げ、斡旋および配車
4 輸送サービス等	1 輸送関係機関との交通料金の協力締結 2 輸送関係機関従業員接遇講習会の開催	1 輸送関係機関従業員接遇地区講習会の開催
5 駐車場管理	1 開・閉会式における駐車場の管理および運営 2 開・閉会式における駐車ステッカーの作成および配付	1 会場地市町における駐車場の管理および運営 2 会場地市町における駐車ステッカーの作成および配付
6 交通計画・交通規制	1 輸送交通基本方針の決定および計画の策定（再掲） 2 開・閉会式における交通案内図の作成および配布	1 会場地市町における交通計画の策定 2 会場地市町における交通案内図の作成および配布 3 会場地市町における交通案内標識等の設置

	3 開・閉会式における交通案内標識等の設置 4 開・閉会式における交通規制および交通整理の実施	4 会場地市町における交通整理の実施
--	--	--------------------

## 8 警備・消防

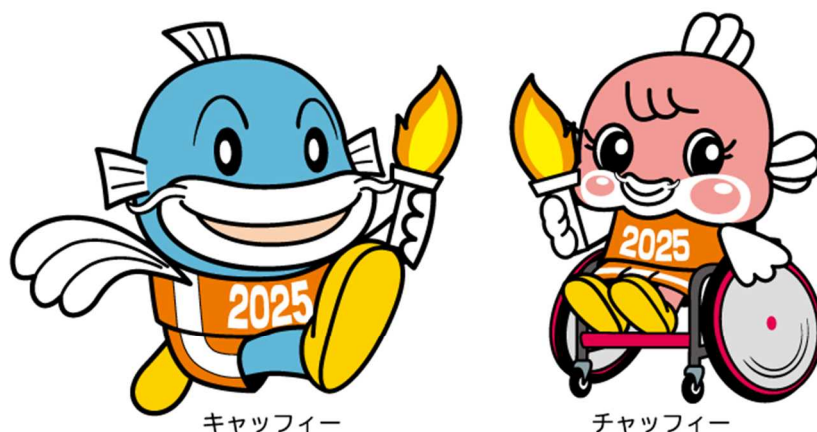
項 目	県	会 場 地 市 町
1 警備	1 警備基本方針の決定および計画の策定 2 警備本部の設置および運営 3 開・閉会式における警備の実施 4 警備用装備資材の整備	1 会場地市町における警備計画の策定 2 競技会場等における警備の実施 3 会場地市町における警備上必要な資材の整備
2 消防防災	1 消防防災基本方針の決定および計画の策定 2 消防防災本部の設置および運営 3 開・閉会式における消防防災の実施	1 会場地市町における消防防災計画の策定 2 会場地市町における消防防災の実施

注) 県、会場地市町の業務の項目および内容については、業務の進捗状況に応じて、適宜修正を加えるものとする。

令和3年(2021年)8月3日  
第10回常任委員会決定

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

## 式典基本構想



湖国の感動 未来へつなぐ

# わたSHIGA輝く 国スポ・障スポ 2025

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

令和3年(2021年) 8月

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会  
滋賀県開催準備委員会

## 式典基本構想策定にあたって

国民体育大会（令和6年（2024年）から「国民スポーツ大会」に名称変更）は、昭和21年（1946年）の第1回大会以来、国民の健康増進と体力向上を図るとともに、地方スポーツの推進と地方文化の発展に大きく寄与し、国内最大のスポーツの祭典として国民に広く親しまれてきました。

本県では、昭和56年（1981年）に「水と緑にあふれる若さ」をスローガンとした第36回国民体育大会「びわこ国体」を開催し、これを契機として、スポーツの普及・振興を図ってきたところです。また、同年には、「わたしにもこんな力が 生きがい」をスローガンとした第17回全国身体障害者スポーツ大会「びわこ大会」を開催し、障害のある方が力強く競技する姿は多くの県民に大きな感動を与えました。

そして「びわこ国体」「びわこ大会」から44年ぶりとなる令和7年（2025年）に、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」が、再び、この滋賀の地で開催されることとなりました。両大会では、「湖国の感動 未来へつなぐ」をスローガンとして、次代を担う人育てや、活力に満ちた真心通い合う郷土づくり、健康・体力の保持増進、競技力の向上を図ります。また、全国から滋賀を訪れる多くの人との交流の機会として、年齢、性別、障害のあるなしを問わず、県民をはじめ、参加するすべての人により、夢や感動、連帯感を共有できる大会を目指します。

中でも、総合開・閉会式をはじめとする両大会の式典は、「滋賀らしさ」「滋賀の魅力」を全国に発信できる絶好の機会となります。全国から訪れた人々を心のこもったおもてなしで歓迎し、交流により絆を深め、参加したすべての人の記憶に残るものにしたいと考えています。

本式典基本構想は、令和2年度（2020年度）に策定した式典基本方針を踏まえ、式典に関する基本的な考え方を明らかにし、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」における式典全体の共通指針として策定します。



昭和 56 年 「びわこ国体」開会式の様子

## 1 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要

- 大会名・開催時期・実施競技

### 第79回国民スポーツ大会

開催時期：令和7年（2025年）9月中旬～10月中旬の11日間

実施競技：正式競技 37競技  
特別競技 1競技  
公開競技 7競技  
デモンストレーションスポーツ 19競技（令和3年3月現在）

### 第24回全国障害者スポーツ大会

開催時期：令和7年（2025年）国民スポーツ大会後の3日間

実施競技：正式競技 14競技  
オープン競技 3競技（令和3年3月現在）

- 愛称

わたSHIGA輝く国スポ  
わたSHIGA輝く障スポ

選手、ボランティアをはじめ、県民、来県者など滋賀県で開催する両大会に関わるすべての人が、様々な場面で主役として光り輝き、夢や感動、連帯感を共有できる大会を目指します。

- スローガン

湖国の感動 未来へつなぐ

「琵琶湖」を擁する湖国滋賀で生まれた感動が、両大会に関わるすべての人の心に刻まれ、明日への活力、未来への希望として将来にわたって引き継がれるようにとの願いを込めています。

## ● マスコットキャラクター

### <プロフィール>



キャッピー

2007年4月27日生まれ。  
性別は不明ですが、自分のことを「ぼく」と呼びます。  
出身地は琵琶湖・竹生島付近。性格は、どんくさいわりにチャレンジ精神が旺盛で何事にも一生懸命。子ども好きで人を楽しませることが大好きです。  
ただ、陸上では疲れやすく、すぐに昼寝をしてしまいます。  
得意なスポーツはサッカー、エアロビクス。  
見た目のわりにスピーディでトランポリンもこなしますが、頭でっかちのせいか走るとよく転びます。  
好きな食べ物はエビ。得意技はキャッピーターン。  
名前は、ナマズの英名『キャットフィッシュ』から付けられました。



チャッピー

2009年6月13日生まれ。  
2つ下の幼なじみで、「キャッピー」とは昔から仲の良い友達です。  
泳ぐことは得意ですが、陸でのスポーツは少し苦手。「キャッピー」に教えてもらっています。少しどんくさい「キャッピー」のフォローをしようと頑張りますが、たまに空回りしてしまうときもあります。  
大会のマスコットキャラクターに選ばれて少し不安そうにしている「キャッピー」の姿を見て、一緒に大会を盛り上げようと思い琵琶湖からやってきました。

※「キャッピー」と「チャッピー」の愛称を合わせると「キャッチ」になり、人の心をキャッチする、という意味を込めました。

## 2 式典の概要

式典は、両大会の開・閉会式、各競技会の表彰式、炬火イベントで構成します。

「国民体育大会開催基準要項」、「全国障害者スポーツ大会開催基準要綱」、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本構想」および「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会式典基本方針」に定められた内容を踏まえ、国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会の融合を図り、「湖国の感動 未来へつなぐ」のスローガンのもと、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」にふさわしい式典を目指します。

### (1) 式典テーマ

## 湖国の感動 未来へつなぐ

### (2) 式典の基本的な考え方

① 県民総参加のもと、両大会に関わるすべての人が、様々な場面で主役として光り輝き、夢や感動を共有し、ともに支え合う滋賀を発信する式典とする。

- 年齢、性別、障害のあるなしを問わず、県民をはじめ、参加するすべての人が協力し、作り上げる式典を目指します。
- 両大会を通じて生まれた夢や感動を参加者全員で共有し合える式典を目指します。
- 障害に対する理解を深め、多様性を尊重し、共生社会づくりのきっかけとなる式典を目指します。

② 心のこもったおもてなしで歓迎し、交流により絆を深め、参加したすべての人の記憶に残る式典とする。

- 「来てよかった」「参加してよかった」と思えるような心のこもった温かいおもてなしを心がけ、参加するすべての人の記憶に残る式典を目指します。
- 出会いと交流の場をつくり、人と人との絆が深まる式典を目指します。

③ 琵琶湖やそれを囲む山々など豊かな自然と共生する中で培われた環境を大切にする県民の取組を活かし、環境に配慮した式典とする。

- 自然と共生し、環境を大切にしてきた県民の取組を活かし、CO<sub>2</sub>削減など環境にやさしい式典を目指します。
- 持続可能な社会の実現に向け、県民の環境配慮意識のさらなる向上のきっかけとなる式典を目指します。

④ 豊かな自然や歴史、食や伝統芸能をはじめとする文化など、滋賀の魅力を全国に発信する式典とする。

- 企画や演出に創意工夫をこらして、滋賀ならではの魅力を広く全国に発信する式典を目指します。
- 県民が多様な滋賀の魅力を再認識、再発見し、ふるさと滋賀に自信と誇りをもつことができる式典を目指します。

### 3 総合開会式・開会式の概要

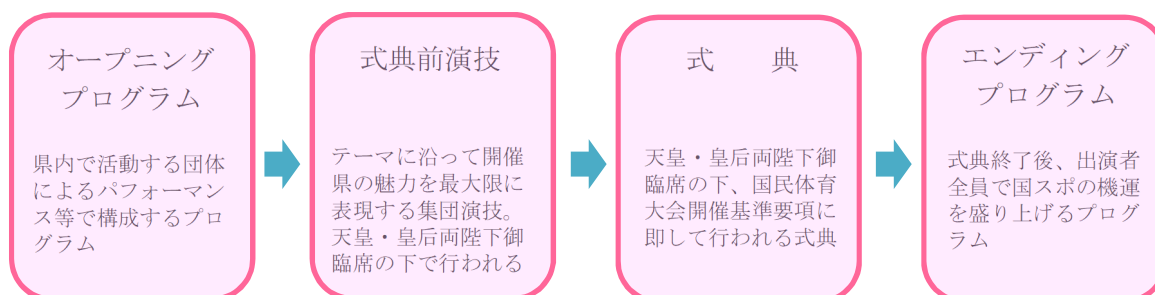
#### (1) 基本的な考え方（両大会共通）

- 企画や演出に創意工夫をこらして、広く滋賀のすばらしさを伝える内容とします。
- 年齢、性別、障害のあるなしを問わず、県民をはじめ、参加するすべての人が連帯感を感じられる内容とします。
- 全国から訪れる人々を心のこもったおもてなしで迎え、出会いと交流により絆を深める内容とします。
- 式典時間の短縮や演出方法などを検討し、参加する選手や出演者の負担軽減と式典の簡素効率化を目指します。

#### (2) 構成および次第

##### (ア) わた SHIGA 輝く国スポ 総合開会式

- 総合開会式は、オープニングプログラム、式典前演技、式典、エンディングプログラムで構成します。
- 次第の順序、記述については、今後の計画により変更する場合があります。



- 次第（総合開会式における式典の流れ）

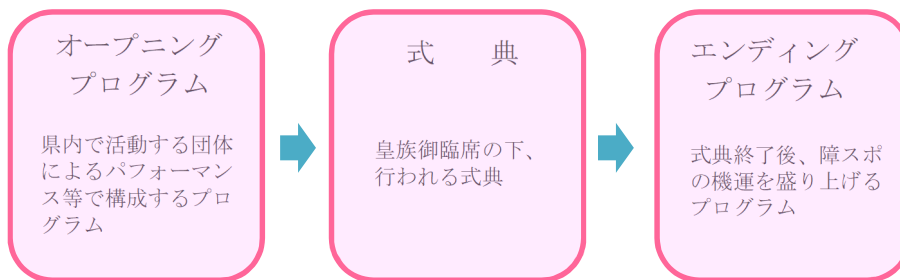
- 1 開式通告
- 2 役員・選手団入場
- 3 開会宣言（滋賀県知事）
- 4 国旗掲揚
- 5 大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗掲揚
- 6 滋賀県旗・参加都道府県旗・会場地市町旗掲揚
- 7 天皇杯・皇后杯返還
- 8 大会会長あいさつ
- 9 文部科学大臣あいさつ
- 10 天皇陛下お言葉
- 11 炬火入場・点火
- 12 選手代表宣誓
- 13 閉式通告

※次第については、公益財団法人日本スポーツ協会と協議の上、正式に決定します。



### (イ) わた SHIGA 輝く障スポ 開会式

- 開会式は、オープニングプログラム、式典、エンディングプログラムで構成します。
- 次第の順序、記述については、今後の計画により変更する場合があります。



#### • 次第（開会式における式典の流れ）

- 1 開式通告
- 2 役員・選手団入場
- 3 開会宣言・大会会長あいさつ
- 4 国旗掲揚
- 5 大会旗・滋賀県旗掲揚
- 6 文部科学大臣あいさつ
- 7 皇族お言葉
- 8 炬火入場・点火
- 9 選手代表宣誓
- 10 歓迎演技
- 11 閉式通告

## 4 総合閉会式、閉会式の概要

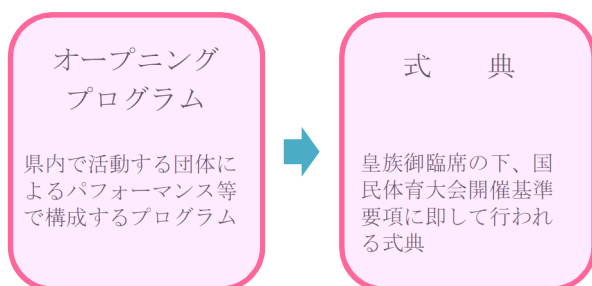
### (1) 基本的な考え方（両大会共通）

- 選手たちの健闘を称えるとともに、大会に関わったすべての人に対する感謝の気持ちを表現した内容とします。
- 全国から訪れた人々と県民との絆や、大会で生まれた感動をさらに深める内容とします。
- 次期開催の「青の煌めき あおもり国スポ・障スポ」へエールを送る内容とします。
- 国スポの盛り上がり「わた SHIGA 輝く障スポ」につなげる内容とします。（総合閉会式）

### (2) 構成および次第

#### (ア) わた SHIGA 輝く国スポ 総合閉会式

- 総合閉会式は、オープニングプログラムと式典で構成します。
- 次第の順序、記述については、今後の計画により変更する場合があります。



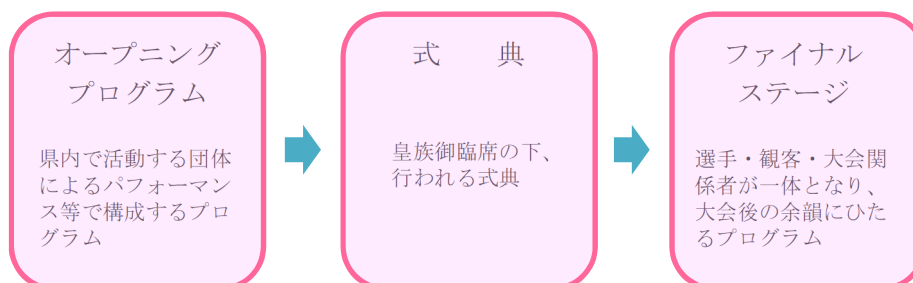
- 次第（総合閉会式における式典の流れ）

- 1 開式通告
- 2 役員・選手団入場
- 3 成績発表
- 4 表彰状授与
- 5 天皇杯・皇后杯授与
- 6 大会会長あいさつ
- 7 スポーツ庁長官あいさつ
- 8 滋賀県旗・参加都道府県旗・会場地市町旗降納
- 9 大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗降納
- 10 国旗降納
- 11 炬火分火・納火
- 12 国スポ旗引継
- 13 青森県旗掲揚
- 14 閉会宣言（滋賀県知事）
- 15 閉式通告

※次第については、公益財団法人日本スポーツ協会と協議の上、正式に決定します。

## (イ) わた SHIGA 輝く障スポ 閉会式

- 閉会式は、オープニングプログラム、式典、ファイナルステージで構成します。
- 次第の順序、記述については、今後の計画により変更する場合があります。



- 次第（閉会式における式典の流れ）

- 1 開式通告
- 2 大会会長あいさつ
- 3 スポーツ庁長官あいさつ
- 4 皇族お言葉
- 5 大会旗・滋賀県旗降納
- 6 国旗降納
- 7 大会旗引継
- 8 炬火納火
- 9 閉会宣言（滋賀県知事）
- 10 閉式通告

## 5 各競技会の表彰式

### (1) 基本的な考え方

- ・勇気と感動を与えてくれた選手たちの健闘を称える内容とします。
- ・簡素効率化をめざしながらも、滋賀県らしさや地域の特色を生かした内容とします。

### (2) 実施方法等

- ・各競技会の表彰式は会場地市町が競技団体と協議の上、実施します。

[参考] 国民体育大会開催基準要項細則（2020年3月20日）

抜粋

#### 8 本則第20項第5号（各競技会表彰式の要領）

各競技の表彰式は、できるだけ簡素なものとし、概ね次のとおりとする。

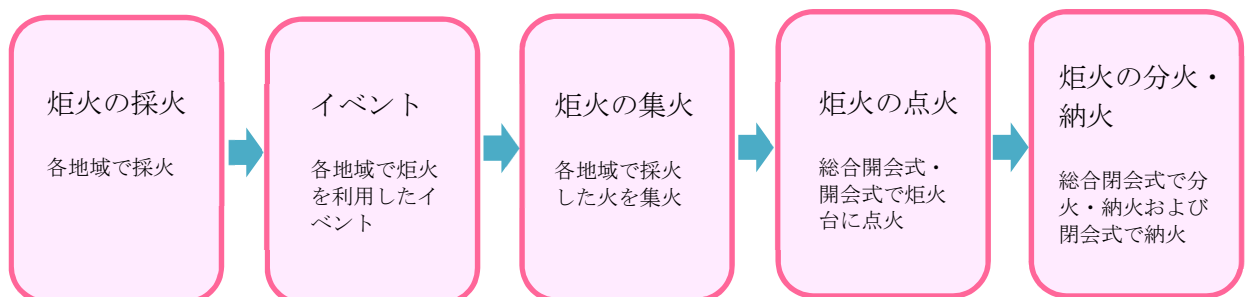
- ・成績発表
- ・表彰状授与
- ・大会会長トロフィー授与
- ・競技会会長閉会のあいさつ
- ・会場地代表歓送のことば
- ・国旗降納
- ・大会旗、実施競技団体旗、会場地市町村旗降納

## 6 炬火イベント


### (1) 基本的な考え方

- ・地域の特色を生かし、簡素な中にも創意工夫をこらした、滋賀県の魅力があふれる内容とします。
- ・幅広い年代の県民が参加することにより、国スポ・障スポへの機運を盛り上げるとともに、地域の連帯感を高めます。

### (2) 展開イメージ



## 7 式典にかかる今後のスケジュール

検討内容		R4年 (2022年) 3年前	R5年 (2023年) 2年前	R6年 (2024年) 1年前	R7年 (2025年) 開催年
全体計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・式典基本計画</li> <li>・式典実施計画</li> <li>・式典実施要項</li> </ul>	式典基本計画	式典実施計画	式典実施要項	式典運営マニュアル
式典運営	式典運営全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・式典の概要、次第</li> <li>・式典全体の基本的な考え方</li> <li>・競技会表彰式実施基準要項</li> <li>・炬火イベント基本方針</li> <li>・炬火用具デザイン策定方針</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施本部体制</li> <li>・動線計画および会場使用計画概要</li> <li>・参加者スケジュール</li> <li>・選手団入退場計画</li> <li>・通信システムおよび音響映像計画</li> <li>・荒天時式典計画</li> <li>・炬火入場、点火計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・式典実施計画の修正および実施計画策定以降の確認事項追記</li> <li>・参集範囲決定</li> <li>・炬火イベント実施方法</li> <li>・炬火入場、点火および分火、納火の演出方法</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>湖国の感動 未来へつなぐ</p> <p>第79回国民スポーツ大会 第24回全国障害者スポーツ大会</p> <p><b>わたSHIGA輝く国スポ・障スポ</b></p> <p><b>2025</b></p>  </div> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 50px; top: 50px;">総合練習会・総合リハーサル実施</p>
OP・EP	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オープニングプログラム</li> <li>・エンディングプログラム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オープニングプログラムの基本的な考え方</li> <li>・エンディングプログラムの基本的な考え方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オープニングプログラムの構成、時間、内容</li> <li>・エンディングプログラムの構成、時間、内容</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オープニングプログラムの演目、出演団体、人数</li> <li>・エンディングプログラムの演出、出演者</li> </ul>	
式典音楽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作・編曲者選定</li> <li>・使用楽曲選定</li> <li>・音楽隊編成</li> <li>・指導計画、練習計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・式典音楽の基本的な考え方</li> <li>・音楽隊編成の構想</li> <li>・音楽隊編成の方向性</li> <li>・使用曲の構想</li> <li>・作曲者、編曲者の選定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作曲者、編曲者の決定</li> <li>・音楽隊決定</li> <li>・試奏会の要項</li> <li>・使用楽曲決定</li> <li>・楽器整備計画</li> <li>・使用曲CD、楽譜制作</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指揮者選定</li> <li>・ファンファーレの演出</li> <li>・練習計画の決定</li> <li>・練習会開始</li> <li>・服飾デザイン</li> </ul>	
式典演技	<ul style="list-style-type: none"> <li>・演技振付</li> <li>・演技伴奏曲</li> <li>・演技出演者</li> <li>・出演団体選定</li> <li>・指導計画、練習計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・式典演技の基本的な考え方</li> <li>・活用素材</li> <li>・演技展開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出演団体の方向性、規模</li> <li>・演技時間内容</li> <li>・演技振付の制作</li> <li>・演技台本の制作</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出演団体の選定</li> <li>・練習計画の決定</li> <li>・練習会開始</li> <li>・演技マニュアルの制作</li> <li>・用具、服飾等の制作</li> </ul>	

## 全国障害者スポーツ大会開催基準要綱（式典関係抜粋）

（令和3年4月1日改正 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会）

### 5. 大会開催の基本方針

- （1）大会は、毎年1回開催し、各都道府県の持ち回りとする。
- （2）大会は、毎年実施される国民体育大会本大会の直後を原則として、当該都道府県において3日間で開催する。
- （3）大会会期は、国民体育大会本大会の開催決定にあわせて、開催3年前までに開催地主催者が中央主催者と協議して決定する。
- （4）競技別会期は、開催2年前の年度末までに開催地主催者が中央主催者と協議して決定する。
- （5）大会における競技運営は、公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する開催地都道府県の関係競技団体及び日障協登録競技団体等が主管する。
- （6）大会における競技施設は、原則として、国民体育大会本大会の会場を使用する。

### 16. 式典

開会式及び閉会式は、できるだけ簡素なものとする。

# 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 開催基本構想（抜粋）

（令和3年3月22日改正 第9回常任委員会決定）

## 第3章 開催基本方針 ～滋賀が目指す大会の姿～

### 第1節 開催基本方針

開催基本方針は、両大会を次のような大会にするとしています。

#### 1 基本方針

滋賀県は、我が国最大の湖である琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境や、古くから交通の要衝として栄えてきた歴史を有するとともに、先人が人と人、人と自然のつながりの中で育んできた文化が今も脈々と息づいています。

この地で令和7年（2025年）に開催する第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会は、次代を担う人育てや、活力に満ちた真心通い合う郷土づくり、全国から滋賀を訪れる多くの人との交流の絶好の機会として、年齢、性別、障害のあるなしを問わず、県民の皆さんの総参加により、夢や感動、連帯感を共有できる大会とすることを目指します。

大会の開催を契機として、県民の皆さんがより一層身近にスポーツを楽しむことのできる環境をつくり、健康・体力の保持増進と競技力の向上を図るとともに、障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加を進めます。

併せて、福祉、教育、観光および経済への総合的かつ複合的な効果を通して、ふるさと滋賀の活力を更に高め、将来にわたり持続可能な共生社会の実現につなげてまいります。

#### 2 実施目標

1の基本方針に基づき、次の7つの実施目標を定めています。

#### **実施目標1 滋賀をスポーツで元気にする大会**

県民の皆さんが日常的にスポーツを「する」「みる」「支える」ことのできる環境づくりに取り組むとともに、生涯にわたり心身ともに健康で活力ある生活を送ることができるよう、健康づくりへの関心を高め、行動につなげるきっかけとします。

#### **実施目標2 滋賀の若者や女性が主体的に関わる大会**

若者や女性の、大会に向けた準備や大会運営への主体的な参画を図るとともに、心身ともにたくましく思いやりの心を持った子どもの育ちや、女性がより一層スポーツに親しむことのできる環境づくりにつなげます。

#### **実施目標3 県民総参加でつくり、「滋賀の力」を伸ばす大会**

県、市町をはじめ、関係機関・団体、大学や企業との緊密な連携のもと、多様な人、多様な主体との協働を通じた創意工夫による大会準備・運営を行うとともに、滋賀の持つ「人の力」「地と知の力」を伸ばします。

#### **実施目標4 滋賀の魅力を再発見し、地域の活性化やビジネスにつなげる大会**

環境へのこだわりや歴史・文化・自然など多様な滋賀の魅力を県民自らが見つめなおし、全国に発信するとともに、大会準備や運営、「おもてなし」の経験をもとに、将来につながるビジネスへの展開など、地域経済の活性化を図ります。

#### **実施目標5 滋賀の子が、滋賀で育ち、滋賀で活躍する大会**

大会を契機として、滋賀の地で選手が育ち、その選手が指導者となって次の世代を育てるなど、滋賀のスポーツの発展を支える好循環の形成に努めるとともに、次代を担う子どもが夢を育み、実現することのできる環境づくりを目指します。

#### **実施目標6 滋賀の未来に負担を残さない大会**

既存施設の有効活用や、大会運営の簡素化・効率化を徹底するとともに、施設整備が必要な場合は、環境に最大限配慮し、大会終了後の持続的な活用が可能で、かつ、防災等多目的に使用できる、誰もが使いやすい施設としての整備を目指します。

#### **実施目標7 すべての人がともに支え合う滋賀を目指す大会**

障害のある人が主体的に大会に参画することや、障害の程度にかかわらず日常的にスポーツに親しむ環境を整えることで自己実現の機会を上げるとともに、障害のある人もない人もみんなですポーツを楽しむことを通じて、人と人との絆を育み、障害への理解を深め、ともに支え合う社会を築きます。

こうした実施目標を実現し、全国から多くの人々が集うスポーツの祭典（＝両大会）を成功させることによって、滋賀の新たな時代の創造につながる様々な「レガシー」を創出し、これらを次の世代に継承していくこととします。



# 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 式典基本方針

(令和3年3月22日 第9回常任委員会決定)

第79回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）および第24回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）の式典は、「国民体育大会開催基準要項」、「同細則」および「全国障害者スポーツ大会開催基準要綱」ならびに「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」を踏まえ、「湖国の感動 未来へつなぐ」のスローガンのもと、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」にふさわしい式典とする。

## 1 基本理念

- (1) 県民総参加のもと、両大会に関わるすべての人が、様々な場面で主役として光り輝き、夢や感動を共有し、ともに支え合う滋賀を発信する式典とする。
- (2) 心のこもったおもてなしで歓迎し、交流により絆を深め、参加したすべての人の記憶に残る式典とする。
- (3) 琵琶湖やそれを囲む山々など豊かな自然と共生する中で培われた環境を大切にする県民の取組を活かし、環境に配慮した式典とする。
- (4) 豊かな自然や歴史、食や伝統芸能をはじめとする文化など、滋賀の魅力を全国に発信する式典とする。

## 2 式典の構成

式典は、両大会の開・閉会式、各競技会の表彰式、炬火イベントで構成する。

### (1) 両大会の開・閉会式

国スポの総合開・閉会式は、「国民体育大会開催基準要項第20項」に規定する式典、役員・選手入退場および集団演技で構成する。

障スポの開・閉会式は、国スポに準じた構成とする。

### (2) 表彰式

国スポの各競技会の表彰式は、「国民体育大会開催基準要項細則第8項」の規定により構成する。

障スポの各競技会の表彰式は、国スポに準じた構成とする。

### (3) 炬火イベント

炬火イベントは、開催に向けた機運を高める行事および両大会開・閉会式で実施する。

## 3 式典の企画・運営

### (1) 両大会の開・閉会式

開・閉会式は、県準備（実行）委員会が企画し、県実施本部（仮称）が運営

にあたる。

(2) 表彰式

国スポの各競技会の表彰式は、県準備（実行）委員会が別に定める要項に基づき、国スポにおいては、会場地市町準備（実行）委員会が関係競技団体と協議のうえ、企画・運営にあたる。

障スポの各競技会の表彰式は、県準備（実行）委員会が会場地市町準備（実行）委員会および競技運営主管団体と協議のうえ、企画し、会場地市町準備（実行）委員会および競技運営主管団体が運営にあたる。

(3) 炬火イベント

炬火イベントは、別に定める要項に基づくものとする。

平成 27 年(2015 年) 8 月 31 日  
第 3 回 常任委員会 決定  
令和元年(2019 年) 5 月 17 日  
第 7 回 総会 一部改正

## 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 競技役員等養成基本方針

第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会における競技役員等の養成は、各競技会の円滑な運営と県および地域スポーツの一層の普及・推進を図り、各競技の普及・強化につなげるため、次の方針に基づいて計画的に推進する。

- 1 競技役員等については、中央競技団体と連携のうえ、できる限り県内において必要人員を確保することを目標として養成する。
- 2 競技役員等については、競技団体、会場地市町および県の業務分担を明確にし、十分に連携を図りながら計画的に養成する。
- 3 競技役員等のうち審判員および資格が必要な運営員については、円滑な競技会運営を図るため、各役員の負担軽減を考慮し、1人1競技を原則として養成する。
- 4 競技役員等のうち審判員および資格が必要な運営員については、資格の取得および資質の向上が重要となることから、競技団体ごとに年次別養成計画を策定し養成する。
- 5 競技役員等のうち資格が必要のない者については、県および地域スポーツの普及・推進を図るため、広く県民の積極的な参加と協力を呼びかけ、できる限り各競技会場地およびその周辺において確保することを目標として養成する。

平成 27 年(2015 年) 8 月 31 日  
第 3 回 常 任 委 員 会 決 定  
令和元年(2019 年) 5 月 17 日  
第 7 回 総 会 一 部 改 正  
令和 3 年(2021 年) 3 月 22 日  
第 9 回 常 任 委 員 会 一 部 改 正

## 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 競技役員等養成基本計画

第79回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）および第24回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）の競技運営にあたる競技役員等の養成については、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会競技役員等編成基本方針」および「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本方針」に基づき、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本計画」を作成し、計画的かつ円滑な事業の推進を図る。

### 1 養成対象

競技役員（審判員・運営員）、競技補助員、競技会係員および競技会補助員を養成の対象とする。

### 2 業務分担

- (1) 競技役員（審判員・運営員）および競技補助員については、競技団体がその養成を行う。
- (2) 国スポの競技会係員および競技会補助員については会場地市町が、障スポの競技会係員および競技会補助員については県が、関係団体と十分協議し、その養成を行う。
- (3) 県は、競技団体および会場地市町と連携を図り、競技役員等の養成計画の推進に努める。

### 3 養成方法

- (1) 競技役員（審判員・運営員）の養成方法については、次のとおりとする。
  - ① 県内講師による県内講習会
  - ② 中央およびブロックの競技団体講師による県内講習会
  - ③ 中央およびブロックの競技団体主催の講習会への派遣
  - ④ 中央およびブロックの競技団体主催の大会への派遣
- (2) 競技補助員、競技会係員および競技会補助員の養成方法については、次のとおりとする。
  - ① 県内講師による県内講習会
  - ② 中央およびブロックの競技団体講師による県内講習会

## 4 養成スケジュール

				年度 開催前年											
				2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025		
区分／養成方法／養成団体				9年前	8年前	7年前	6年前	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	開催年		
競技役員	審判員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技 団体	→ (国スポ)資格取得、資格維持、資質向上											
				→ (障スポ)資格取得、資格維持、資質向上											
	要資格 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技 団体	→ (国スポ)資格取得、資格維持、資質向上											
				→ (障スポ)資格取得、資格維持、資質向上											
	その他の 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技 団体	→ (国スポ)養成、資質向上											
				→ (障スポ)養成、資質向上											
競技補助員	県内講習会	競技 団体	→ (国スポ)養成、資質向上 → (障スポ)養成、資質向上												
競技会係員	県内講習会	会場地 市町	→ (国スポ)養成												
		県	→ (障スポ)養成												
競技会補助員	県内講習会	会場地 市町	→ (国スポ)養成												
		県	→ (障スポ)養成												

## 5 養成計画

審判員および資格が必要な運営員の具体的な養成計画は、各競技団体が別途作成することとし、事業の進捗状況をふまえて毎年見直しを行う。

## 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 競技役員等編成基本方針

第79回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）および第24回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）における競技役員等の編成は、各競技会の運営を円滑に行うため、次の基本方針により行う。

### 1 基本方針

- (1) 国スポの競技役員等の編成は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催基準要項」および「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」に基づき、滋賀県開催準備（実行）委員会が、会場地市町および県・中央競技団体と十分協議して行う。

障スポの競技役員等の編成は、滋賀県開催準備（実行）委員会が、会場地市町および競技団体等と十分協議して行う。

- (2) 競技役員等は、1人1競技を原則として、県および地域スポーツの普及・推進を図るため、できる限り県内役員により編成することとし、競技団体および会場地市町の実情に即し、必要最低限の人数により最大の効果をあげることができるよう適正な配置を行う。

- (3) 競技役員等の編成に当たっては、競技団体および会場地市町の関係者のみならず、広く県民の積極的な参加と協力が得られるよう配慮する。

### 2 競技役員等の定義および編成方法

- (1) 競技役員等の種類、定義および編成方法は、次のとおりとする。

①主に競技会（試合等）運営に携わる役職

役職名	定 義	編 成 方 法
競技会役員 ※国スポのみ	国民体育大会開催基準要項第23項第2号の規定に該当する者	名誉会長、会長、副会長、顧問、参与、委員長、副委員長および委員とする。
競技役員 審判員	競技の審判に携わる者	原則として、県内有資格者をもって編成することとし、必要に応じて中央および近県競技団体関係者を含めて編成する。

	運営員	競技会の運営に直接携わる者（審判員を除く）	原則として、県競技団体関係者と会場地市町関係者等をもって編成することとし、必要に応じて中央および近県競技団体関係者を含めて編成する。
	競技補助員	競技役員の業務の補助に携わる者	会場地市町および周辺市町に在住する当該競技関係者をもって編成する。

②主に競技会場運営に携わる役職

役職名	定 義	編 成 方 法
競技会係員	宿泊・輸送・歓迎・駐車場等の競技会を支援する間接的な業務に携わる者	会場地市町関係者等をもって編成する。
競技会補助員	競技会係員の業務の補助に携わる者	会場地市町および周辺市町に在住する者をもって編成する。

(2) 国スポの競技役員等の編成案は、会場地市町が競技団体等と協議のうえ作成し、滋賀県開催準備（実行）委員会において決定する。

障スポの競技役員等の編成案は、滋賀県開催準備(実行)委員会が会場地市町および競技団体等と協議のうえ作成し、決定する。

### 3 競技役員等の調整

競技役員等の編成に当たり、やむを得ず重複して競技役員等となる可能性がある場合は、次の原則により関係者が協議して調整する。

- (1) 監督、コーチおよび選手ならびに競技役員等の重複については、監督、コーチおよび選手を優先する。
- (2) 2競技以上にわたる競技役員等の重複については、その業務内容により、関係者が協議して調整する。
- (3) 同一競技における競技役員等の重複については、その業務内容により認める。
- (4) 開・閉会式および集団演技の関係役員等と競技役員等の重複については、その業務内容により認める。

### 4 業務内容

競技役員等のうち、競技役員、競技補助員、競技会係員および競技会補助員の想定される業務内容は、概ね次のとおりとする。

①主に競技会（試合等）運営に係る業務内容

役職名		業 務 内 容
競技役員	審判員	総括、総務、運営、審判、記録、出発、監察、放送、招集、掲示、進行、報道、表彰、救護、得点掲示、記録送受信、総合成績計算、会場等
	運営員	

競技補助員	競技役員の業務を補助する。
-------	---------------

②主に競技会場運営に係る業務内容

役職名	業 務 内 容
競技会係員	総括、総務、受付案内、接待、宿泊、輸送、会場整理、警備、施設管理、会場美化、練習会場、駐車場、弁当、入場券販売、プログラム販売 等
競技会補助員	競技会係員の業務を補助する。



## 第79回国民スポーツ大会 記録業務基本方針

第79回国民スポーツ大会における競技成績等記録の収集、速報および総合成績の算出に関する業務(以下「記録業務」という。)は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催基準要項」、「同細則」および「国民体育大会記録情報処理要項」に基づき行うほか、次の基本方針により実施する。

### 1 記録業務の推進

滋賀県準備(実行)委員会(以下「県委員会」という。)、会場地市町準備(実行)委員会(以下「会場地委員会」という。)および関係競技団体は、記録業務を分担し、相互に連携を図りながら、正確かつ迅速に記録業務を推進する。

### 2 記録本部の設置

県委員会および会場地委員会は、記録業務を円滑に推進するため、それぞれ記録本部を設置する。

### 3 記録システムの使用

県委員会は、記録業務を効率的に実施するため、競技成績等記録を正確かつ迅速に処理することのできる記録システムを使用する。

### 4 その他

その方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

平成 30 年(2018 年) 5 月 21 日  
第 6 回 常任委員会 決定  
〔令和元年(2019 年) 5 月 17 日  
第 7 回 総会一部改正〕

## 第 79 回国民スポーツ大会 競技用具整備基本方針

第 79 回国民スポーツ大会の競技運営に要する器具・用具（以下「競技用具」という。）の整備は、競技運営に万全を期するとともに、本県スポーツの推進に資するため、次の方針に基づき計画的に実施する。

### 1 整備の主体

国民スポーツ大会の正式競技および特別競技の競技用具の整備にあたっては、「第 79 回国民スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」および「同細目」ならびに別に定める競技用具整備要項および競技用具整備計画に基づき、県および会場地市町が行うものとする。

公開競技およびデモンストレーションスポーツの競技用具の整備は、主管する競技団体等が行うものとする。

### 2 推進体制

競技用具の整備にあたっては、県と会場地市町が十分協議するとともに、県競技団体、公益財団法人日本スポーツ協会および中央競技団体等と連携するものとする。

### 3 整備方法

競技用具は、原則として県および会場地市町ならびに県競技団体等が現有するものを活用することとし、現有の競技用具で不足するものについては借用し、借用困難な場合についてのみ購入するものとする。

### 4 配慮が必要な競技用具

一般の利活用が見込めない競技用具ならびに通常競技会運営に要する量および質を超えて整備が必要な競技用具の整備については別に定めるものとし、他県との共同購入等を検討するものとする。

### 5 保管・利活用

購入する競技用具の保管および大会後の利活用等については、県および会場地市町がそれぞれの責任において行うものとする。

## 第79回国民スポーツ大会 競技用具整備要項

### 1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会競技用具整備基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、第79回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）の競技運営に万全を期するとともに、国スポを契機としてスポーツの普及・推進に資することを目的とし、国スポ開催に必要な競技用具の整備について必要な事項を定める。

### 2 競技用具の区分

(1) この要項において「競技用具」とは、次表のとおりとする。

区分		内容	例示
競技用	備品	競技を実施するために直接必要な備品 (施設に付帯するものを除く。)	ゴールポスト、艇、ネットの支柱、卓球台、得点板等
	消耗品	競技を実施するために直接必要な消耗品	ボール、ホイッスル、フラッグ、ネット等
運営用	備品	競技を実施するために直接必要な備品以外のもので、競技会運営に必要な備品(施設に付帯するものを除く。)	机、テント、放送器具等
	消耗品	競技を実施するために直接必要な消耗品以外のもので、競技会運営に必要な消耗品	事務用品、記録用紙、清掃用具等

(2) この要項において「備品」とは、比較的長期にわたって、その性質または形状を変更することなく使用に耐えるもので、取得価格が30,000円以上の物品をいう。

(3) この要項において「消耗品」とは、備品以外の物品をいう。

### 3 競技用具整備計画の作成

- (1) 競技用具整備計画は、会場地市町が県競技団体および県と協議の上、作成する。
- (2) 競技用具の規格および数量については、県および会場地市町が県競技団体と協議の上、公益財団法人日本スポーツ協会および中央競技団体と調整し決定する。
- (3) 競技用具の整備にあたっては、国スポ時に使用可能な現有の競技用具を活用し、不足する場合には借用する。
- (4) 現有活用および借用により整備してもなお不足する競技用具については購入する。なお、購入にあたっては、必要に応じて県が先催県および後催県等と調整し共同購入等を検討するものとする。

- (5) 整備時期は、競技別リハーサル大会の実施などを勘案し、調整する。

#### 4 業務分担および経費負担

- (1) 競技用具の借用は会場地市町が行うものとし、経費を負担する。なお、必要がある場合は、県が会場地市町の依頼により斡旋に努める。
- (2) 競技用具の購入にかかる県と会場地市町の業務分担および経費負担区分は、次の表による。

競技用具区分		競技会場および練習会場の施設区分		県有施設	市町有施設	その他の施設
		備品	消耗品	県	会場地市町	会場地市町
競技用	備品			会場地市町	会場地市町	会場地市町
	消耗品					
運営用	備品			会場地市町	会場地市町	会場地市町
	消耗品					

- (3) 基本方針に定める「配慮が必要な競技用具」については、県と会場地市町が別途協議する。

#### 5 競技用具の転用および処分

購入した競技用具の転用および処分については、国スポ終了後、購入した者の責任において行うものとする。

#### 6 その他

この要項に定めるもののほか、競技用具整備に必要な事項は、県と会場地市町が別途協議するものとする。

## 第79回国民スポーツ大会 競技別リハーサル大会開催基準要項

### 1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会競技運営基本方針」に基づき、第79回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）における各競技会の円滑な運営に資するために、会場地市町と関係競技団体が実施する競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）に関して基本的な事項を定める。

### 2 目的

大会の目的は、次のとおりとする。

- (1) 会場地市町および関係競技団体の競技会運営能力の向上を図り、国スポの円滑な開催に資する。
- (2) 県民の国スポおよび競技に対する関心を高め、理解を深めるとともに、国スポ開催の機運醸成を図る。

### 3 開催期間および回数

大会は、会場地市町と関係競技団体が協議の上、各会場地において原則として令和6年度から国スポ開催時までの間に、1競技につき1回実施できるものとする。なお、これによらない場合は、滋賀県準備（実行）委員会（以下「県委員会」という。）と別途協議するものとする。

### 4 大会の開催

大会は、会場地市町と関係競技団体が協力して開催するものとし、分散開催の競技については、複数の会場地市町により共同で実施することができるものとする。

### 5 大会の規模

大会は、原則として参加者数および競技役員数が国スポの規模を上回らないものとし、近畿地区大会の活用等に努めるものとする。なお、これによらない場合は、県委員会と別途協議するものとする。

### 6 大会の運営

- (1) 大会は、国スポにおける各競技会に準じて運営する。なお、複数会場市町で共同開催する場合は、会場地市町間で業務分担等について綿密な調整を図るものとする。
- (2) 大会に使用する施設は、原則として国スポで使用する施設とする。
- (3) 大会は、会場地市町および関係競技団体の実情に応じたものとし、双方が協力して創意工夫することにより、簡素で効率的な運営に努める。

## **7 大会の経費**

- (1) 大会の経費は、会場地市町および関係競技団体が負担するものとする。
- (2) 大会は、華美、過大にならないよう留意し、その経費については、大会の目的が達成できる必要最小限にとどめるものとする。

## **8 開催の手続き**

大会を開催する会場地市町は、関係競技団体と協議の上、大会開催申請書を県委員会に提出し、承認を求めるものとする。なお、提出する申請書および提出時期については別に定める。

## **9 その他**

この要項に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。

## 第79回国民スポーツ大会競技別リハーサル大会運営要領

「第79回国民スポーツ大会競技別リハーサル大会開催基準要項」に基づき、第79回国民スポーツ大会競技別リハーサル大会(以下「大会」という。)を開催する場合は、次の事項を参考にして準備・運営に当たるものとする。

### 1 組織および業務内容

大会の準備・運営に関する組織については、会場地市町の実情により組織するものとし、その業務内容は国民スポーツ大会の運営に準じ、できる限り簡素・効率化の実現に努める。

### 2 実施要項およびプログラムの作成

実施要項およびプログラムの作成に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 大会名には、原則として「わた SHIGA 輝く国スポ〇〇競技リハーサル大会」と併記する。
- (2) 主催・共催・後援および主管の各団体については、会場地市町と関係競技団体が協議し、関係機関と調整の上、決定する。  
なお、共催、後援等の依頼については、原則として文書で行う。
- (3) プログラムに掲載する内容は、次のとおりとする。
  - ア あいさつ・歓迎のことば
  - イ 役員等一覧
  - ウ 開会式および閉会式の次第(実施する場合)
  - エ 競技日程・組合せ
  - オ 参加チーム・監督・選手一覧
  - カ 会場案内(競技会場および練習会場配置図、案内図など)
  - キ その他(過去の成績、競技の見方、交通案内、宿泊案内、関係機関の連絡先など)
- (4) プログラム等には第79回国民スポーツ大会の愛称、スローガン、マスコット等を掲載し、啓発に努める。  
なお、その使用については、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポに係る標章およびマスコット等使用取扱規程」による。

### 3 大会役員および競技役員等の編成

大会役員および競技役員等の編成に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 滋賀県開催準備(実行)委員会が定める「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会競技役員等編成基本方針」に準ずるものとするが、大会の規模等を考慮し、会場地市町と関係競技団体で協議の上、編成する。
- (2) 大会役員および競技役員等の委嘱および依頼については、事前に関係者と十分協議の上、原則として文書で行う。

### 4 会場等の借用

会場等の借用については、事前に関係者と十分に協議の上、原則として文書で依頼する。

### 5 開会式および閉会式

開会式および閉会式を実施する場合は、効率的な運営に努めるとともに、簡素化を旨とし、選手のコンディションに配慮して実施する。

## 第 79 回国民スポーツ大会 公開競技実施基本方針

第79回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）において実施する公開競技は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催基準要項、同細則」および「国民体育大会公開競技実施基準」ならびに「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に基づき、次の方針により実施する。

### 1 実施目的

- (1) 大会を契機として、競技を普及するとともにスポーツを推進し、生涯スポーツ社会の実現につなげる。
- (2) 県民一人ひとりが多くのスポーツに触れる機会を増やすことにより、健康づくりへの関心を高め、「滋賀をスポーツで元気にする大会」の実現を目指す。

### 2 実施競技の選択

実施競技は、次の事項について総合的に検討し、綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビックスの7競技から選択する。

- (1) 競技を実施することにより、大会終了後においても、県内での当該競技の普及・推進が図られること。
- (2) 当該県競技団体の組織が整備されており、競技運営能力があること。
- (3) 当該中央・県競技団体の開催意欲とともに、市町の開催希望があること。

### 3 会場地市町の選定

会場地は、「第79回国民スポーツ大会会場地市町選定基本方針」に基づき、次の事項について総合的に検討し、選定する。

- (1) 正式競技と特別競技を開催しない市町を優先とし、市町と競技団体の意向が合致すること。
- (2) 実施する公開競技の普及・推進が図られる市町であること。
- (3) 実施する公開競技の開催に必要な競技施設を有する市町であること。

### 4 実施時期と実施日数

- (1) 実施時期は令和 7 年 4 月 1 日から閉会までとする。ただし、大会総合開会式・閉会式当日は除くものとする。
- (2) 実施日数は、4 日間を上限とする。

### 5 業務分担および経費負担

- (1) 競技会の準備および開催運営に係る業務（関連業務全般含む。）は、当該中央競技団体が主導で行うものとし、その経費については、当該中央競技団体の負担とする。
- (2) 参加料、参加者旅費、当該競技会に関する経費については、原則として競技会参加者の自己負担とする。

### 6 その他

競技会の実施方法およびその他の必要な事項は別に定める。



## 第79回国民スポーツ大会 デモンストレーションスポーツ実施基本方針

第79回国民スポーツ大会(以下「国スポ」という。)において実施するデモンストレーションスポーツ(以下「デモスポ」という。)は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催基準要項」、「同細則」および「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」ならびに「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に基づき、次の方針により実施する。

### 1 実施目的

- (1) 誰もが参加できるデモスポを各地で積極的に実施し、県民の国スポへの参加機会をより多く設けることで、県民が楽しめる国スポを目指す。
- (2) 「する」「みる」「支える」といった様々な関わり方で、デモスポに参加する県民が、スポーツや健康づくりへの関心を高め、行動につなげる契機とする。
- (3) 年齢、性別、地域、障害のあるなしを問わず、交流の輪を広げるとともに、人と人との絆を育み共に支え合う活力ある地域づくりを目指す。

### 2 実施競技の選択

実施競技は、次の事項について総合的に検討し、選択する。

- (1) 正式競技、特別競技および公開競技以外の競技で、公益財団法人滋賀県スポーツ協会(以下「県スポ協」という。)の加盟団体が実施している、または県スポ協の推薦が得られる競技・レクリエーションであること。
- (2) 広く県民に普及していること、今後普及する見込みがあること、または、地域特有のものとして取り組まれていること。
- (3) 主管する競技団体等に大会運営能力があること。
- (4) 既存施設での開催が可能であること。
- (5) 市町および競技団体の開催希望があること。

### 3 会場地市町の選定

会場地は、「第79回国民スポーツ大会会場地市町選定基本方針」に基づき、次の事項について総合的に検討し、選定する。

- (1) 実施するデモスポを普及・推進する市町であること。
- (2) 実施するデモスポの開催に必要な競技施設を有する市町であること。

### 4 実施方法および実施期間

- (1) 実施方法およびその他の必要な事項は別に定める。
- (2) 実施時期は、原則として令和7年4月1日から国スポ閉会までの期間とする。ただし、総合開・閉会式当日は除くものとする。
- (3) 実施日数は原則として1日とする。

### 5 業務分担および経費負担

業務分担および経費負担は「第79回国民スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」および「同細目」の定めるところによる。